

平成 18 年度
包括外部監査の結果に関する報告書

支出に関する事務の執行について
～ 内部統制の観点から～

平成 19 年 2 月

三重県包括外部監査人

中 谷 敏 久

目 次

包括外部監査の結果報告書

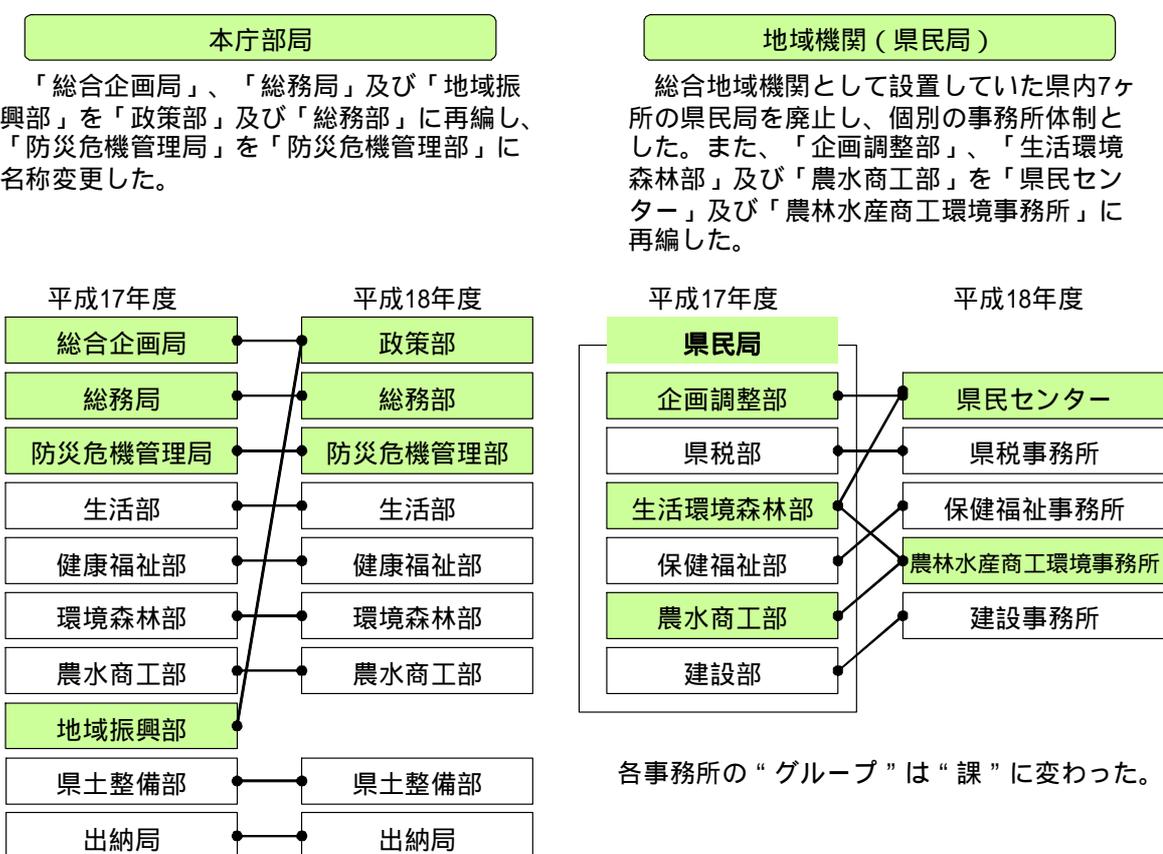
第 1 . 外部監査の概要	1
. 外部監査の種類	1
. 選定した特定の事件	1
1 . 外部監査対象	1
2 . 外部監査対象期間	1
. 特定の事件を選定した理由	1
. 外部監査の方法	2
1 . 監査の視点	2
2 . 主な監査手続	2
. 外部監査実施期間	2
. 包括外部監査人	3
. 外部監査人補助者	3
. 利害関係	3
第 2 . 基本的事項に関する説明	4
第 3 . 監査結果	45
伊賀県民局生活環境森林部、農政商工部	46
伊賀県民局建設部	52
松阪地方県民局建設部	60
津地方県民局津建設部	66
南勢志摩県民局生活環境森林部、農水商工部	73
南勢志摩県民局伊勢建設部	79
農業大学校	88
科学技術振興センター農業研究部	94
草の実りハビリテーションセンター	101
中央卸売市場	110
こころの健康センター	120
県立高校	124
生活部	133
健康福祉部	141
地域振興部	148
給与	154
第 4 . おわりに	165

関係法令等については文中以下のとおり省略して記載している。

- 地方自治法 ：「法」
- 地方自治法施行令 ：「令」
- 三重県会計規則 ：「規」

組織図については文中、平成 17 年度の組織で記載している。

なお、平成 18 年度において下記の組織変更が行われている。



なお、監査の結果のうち、法令規則等に従い適切に処理されているかどうか及び地方自治法第 2 条第 14 項及び第 15 項の主旨に添ってなされているかどうか、すなわち効率的かつ効果的な事務あるいは事業がなされているかどうかについての指摘事項については【結果】として表記し、それら以外に検討を要すべき事項として監査人が必要と認めて記載する指摘事項については【意見】として表記している。

包括外部監査の結果報告書

第 1 . 外部監査の概要

. 外部監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項に基づく包括外部監査

. 選定した特定の事件

1 . 外部監査対象

支出に関する事務の執行について
～ 内部統制の観点から～

2 . 外部監査対象期間

平成 17 年度（自平成 17 年 4 月 1 日 至平成 18 年 3 月 31 日）
ただし、必要に応じて過年度に遡り、また平成 18 年度予算額も参考とする

. 特定の事件を選定した理由

昨年度は収入をテーマに選定し、賦課徴収事務等の適法性、効率性等を検証した。今年度はそれとは逆に支出の側からそれらを検証すべく支出事務全般の執行をテーマに採り上げた。執行伺いから始まる一連の支出事務は全ての執行機関が取り扱っているが、個々の支出事務に分解するとそれぞれの支出事務がもつ重要度は執行機関あるいは執行内容によってかなり開きがある。また出納機関が受け持つ支出事務は執行機関のそれとは目的、内容を異にする。このことから各部局が取り扱う支出事務を整理し、その特徴的事務あるいは例外的事務が適法に、また効率的に実施されているかを検証することは必要であると認めテーマを選定した。

．外部監査の方法

1．監査の視点

- ・支出事務が「支出の4原則」に基づいて行われているか
 - 法令に違反していないこと
 - 予算に基づいたものであること
 - 債務が確定していること
 - 正当債権者への支払いであること
- ・例外的な支出事務が法令等に準拠し、かつ効率的に行われているか。

2．主な監査手続

(1) 関係法令、関係資料等の閲覧

関係法令、決算資料、簿冊等を閲覧し、制度趣旨及び事務手続の流れ等を理解するとともに、支出事務を原則的支出事務及び例外的支出事務に再整理した。

(2) 出納局、その他関係部局からの状況聴取

出納局、その他関係部局から事務手続の具体的内容をヒアリングするとともに、より詳細な関係資料を入手閲覧して事務手続の具体的な運用状況を確認した。特に例外的な支出事務については要検討事項が潜在しているのではないかとの観点から重点を置いた。

(3) 任意団体及び関係団体との取引の確認

法人ではない任意団体及び事務局を預かる団体との取引については、一般的な業者との取引に比べてリスクが高いのではないかとの認識から、該当事項の有無の確認を行い特に留意して事務手続をチェックした。

(4) 出納員の審査状況の確認

三重県では出納員を執行機関に配置し審査を行っていることから、審査が適切に実施されているか否かを確認した。

．外部監査実施期間

平成18年7月1日から平成19年1月31日まで

・ 包括外部監査人

公認会計士 中 谷 敏 久

・ 外部監査人補助者

公認会計士 岡 野 英 生

公認会計士 田 中 智 司

公認会計士 丹 羽 滋 正

公認会計士 築 瀬 知

弁 護 士 大 塚 耕 二

公認会計士 轟 芳 英

公認会計士 鈴 木 實

公認会計士 寺 尾 洋 之

公認会計士 山 下 和 俊

会 計 士 補 小 川 良 平

会 計 士 補 鈴 木 啓 司

・ 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

第 2 . 基本的事項に関する説明

昨今、民間企業の間では内部統制の議論が盛んに行われている。米国あるいは日本の大企業の粉飾決算事件に端を発した会計不信を払拭し、市場の信頼を回復するために内部統制を今一度見直そうというものである。地方公共団体においてはこれまであまり議論されることはなかったと思われるが、官製談合や職員の不正事件が頻発するなかで、内部統制の重要性は民間のみならず官庁においても当てはまるのではないであろうか。

日本公認会計士協会の地方公共団体監査特別委員会研究報告によると地方公共団体における内部統制について以下のように説明されている。

地方公共団体における内部統制は、住民の福祉を増進するために、地方公共団体の事務が、地方自治法第 2 条第 14 項から第 16 項までに定めるところに従って、適法かつ正確に行われるのみならず、経済性、効率性及び有効性の観点からも適切に執行され、その資産が適切に管理されるように、管理責任者（知事、副知事、出納長のほか各部門の管理に責任を有する局長、部長等の職にある者）によって構築される組織及び事務執行におけるすべての手続又は手段並びに記録から構成されている制度である。業務執行過程における違法ないし不当な処理の防止に重点をおく地方公共団体の内部統制にあっては、統制組織及び統制手続を中心に考えられる。

今回の監査では特に支出に関する事務を執行するうえで、三重県にどのような統制組織上あるいは統制手続上の問題が潜在しているのかを指摘し整理することが目的である。

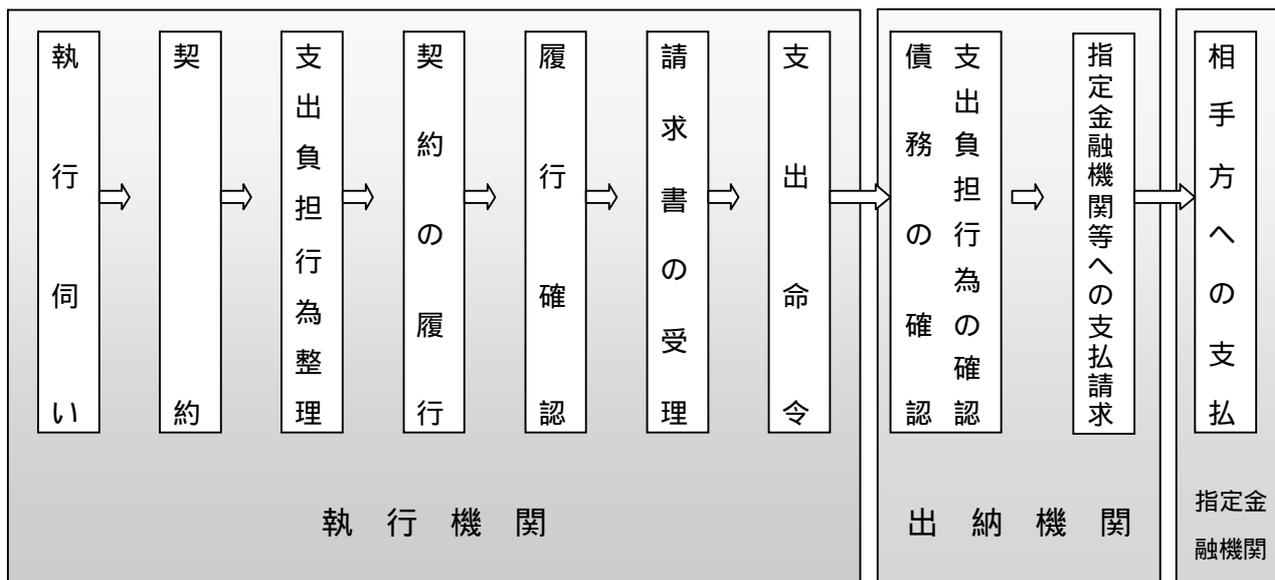
1 . 支出に関する統制手続

(1) 原則的な支出事務

支出とは、支出の原因となるべき契約その他の行為、すなわち支出負担行為から歳出の支払までの一連の行為を意味している。この支出は予算に基づかなければならないため、歳出予算の執行という形で行われることになる。

支出事務の担当機関は、執行機関と出納機関とに大きく分けられる。執行機関は支出及び出納の命令をする機関であり、出納機関はその命令に従って現実に支払及び出納を行う機関をいう。

原則的な支出事務の流れは以下のとおりであるが、内部統制上は支出に関する統制手続と考えられる。



執行機関の業務

執行伺い

執行伺いとは、事務事業の実施及び歳出予算を執行することを決定（事案の決定）しようとするときに起こす伺いであり、県議会で決定した予算や事業計画に基づいて行う事業を実施する際の最初の手続であり、各執行機関が行うものである。

執行伺いを行うことにより、その目的のため予算を執行することを決定し、はじめで見積書の入手などの契約締結に至る事務手続を行うことができることになる。換言すれば、執行伺いは、契約を締結する段階の準備行為を行う際の承認手続であるといえる。執行伺いにおいては、おおむね次の事項に関して記載し、所属の長の決裁を得ることになる。

() 一般事務的経費の場合	() 請負・委託の場合
(ア) 事務事業の名称等	(ア) 請負件名(工事番号・工事名)
(イ) 事務事業を行う目的	(イ) 施工場所
(ウ) 実施年月日(日時)	(ウ) 設計金額
(エ) 場所(所在地、会場名等)	(エ) 工事所要日数又は工期
(オ) 数量(参集者、個数等)	(オ) 契約方法
(カ) 契約方法(随意契約の場合は根拠法令等)	(カ) 施工方法
(キ) 予算額	(キ) 支払方法
(ク) 支出科目	(ク) 予算額
(ケ) その他必要事項	(ケ) 支出科目
	(コ) その他必要事項

執行伺いの決裁に当たっては、必要とする予算額や支出科目によって決裁権限者が異なることになるが、特に重要なものを除き、事務決裁及び委任規則の定めに従い、補助職員(部長、室長等)が行うこととされている。

なお、後述する支出負担行為は、歳出予算の範囲内で行われなければならないことになっている。支出負担行為を行おうとする最初の手続である執行伺いは、歳出予算の範囲内であることを確認した上で行われるとされている。

【内部統制上の位置づけ】

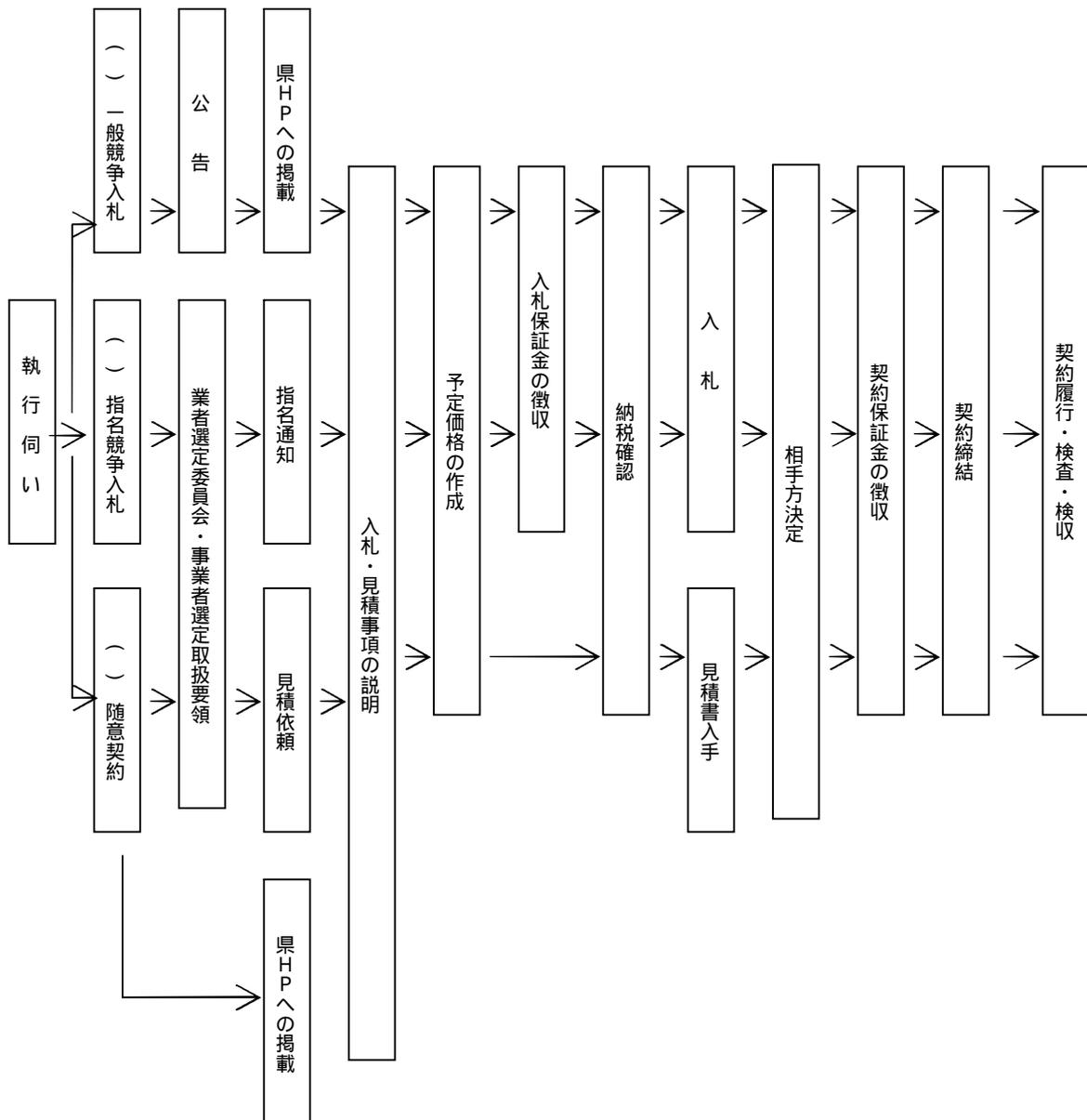
執行伺いは最初の統制手続であるとともに最も重要な統制手続である。この手続が誤ってあるいは不正に行われると、これ以降の手続がいかにも適正に実施されようと無駄な作業に終わってしまう。特に新規事業、あるいは重要性の高い事業については事前に想定される事務上の問題点を明らかにした上で、また継続事業については過去に指摘された問題点が改善されたかどうかを確認した上で決裁承認がなされなければならない。業務執行過程における違法ないし不当な処理の防止に重点をおくのであれば、執行伺いの手続をおろそかにすることはできない。統制手続として果たす役割は他のどの手続よりも大きいといえる。逆に言えば、この手続がいかにも加減になされてしまった場合、リスクが高くなることを意味する。

契約

執行伺いで決裁された事務事業は、続いて契約の締結へと手続が進められる。

契約締結に当たっては、地方自治法、同施行令、会計規則、建設工事執行規則等の規定の趣旨に従い、公正でかつ適正、効率的な執行が要請される所であり、いかにも適切な契約方法を選定するかが極めて重要になる。

契約手続の主な流れは以下の通りである。



() 一般競争入札

一般競争入札とは、公告によって不特定多数の者を誘引し、入札によって競争を行わせ、その入札のうちから最も有利な条件をもって入札した者を選定して、その者を相手方として契約する方法をいう。

県が締結する契約は、一般競争入札によることが原則とされており、後述の指名競争入札、随意契約は特定の条件の下に認められるものである。

() 指名競争入札

指名競争入札とは、県が資力、信用その他について適切と認める複数の者を選択して、それらの者を入札の方法により競争させ、県に最も有利な条件で申込みをした者を選定し、その者との間に契約を締結する方法をいう。

指名競争入札は、政令で定める次の場合にのみ行うことが認められる（令 167）。

- (ア) 工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約でその性質が又は目的が、一般競争入札に適していないもの。
- (イ) その性質又は目的により競争に加わるべき者の数が、一般競争入札に付する必要がないと認められる程度に少数である契約をするとき。
- (ウ) 一般競争入札に付することが不利と認められる場合。

指名競争入札により契約を締結しようとするときは、指名業者選定委員会などにより、入札参加資格者名簿に登録された資格者の中から、個々の契約の内容に従い指名する。指名人数は、原則として5名以上を指名しなければならないことになっている（規 61）。

() 随意契約

随意契約とは、県が競争入札の方法によらないで、任意に特定の相手方を選択して、その者を相手方として契約を締結する方法をいう。

随意契約は、無制限に認められると公正な契約の制度の趣旨に反することになるため、政令等に定められた次に掲げる事項に該当する場合にのみ行うことができる（令 167 の 2 ）。

- (ア) 予定価格（県が契約を締結する場合に、契約金額の基準として予め作成する価格）が次に掲げる額を超えないもの（令 167 の 2 、規 73 の 2）

工事又は製造の請負	250 万円	財産の買入れ	160 万円
物件の借入れ	80 万円	財産の売払い	50 万円
物件の貸付け	30 万円	上記以外のもの	100 万円

- (イ) 性質、目的が競争入札に適さないとき（令 167 の 2 2）

以下が一般的な例示として挙げられる。

- ・ 地方公共団体の行為を秘密にする必要がある場合
- ・ 試験場、学校その他これに準じるものの生産に係る物品を売り払う場合
- ・ 外国で契約する場合

- ・ アイデア、企画、並びにデザイン等を必要として価格競争では成果が期待できにくい場合
 - ・ 訴訟、調停、登記、鑑定等の事務を委託する場合
 - ・ 絵画等を購入する場合
- (ウ) 障害者に対する職業訓練や授産を行う施設において製作された物品を普通地方公共団体の規則で定める手続により買い入れるときや、高年齢者又は母子家庭の母及び寡婦の就業支援を行う団体から普通地方公共団体の規則で定める手続により役務の提供を受けるとき（令 167 の 2 3）
- (エ) 新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者が新商品として生産する物品を、普通地方公共団体の規則で定める手続により、買い入れるとき（令 167 の 2 4）
- (オ) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき（令 167 の 2 5）
- 一般的な例示
- ・ 災害時等において競争入札の方法による手続を行うことが契約の時期を失し、又は契約の目的が達成できなくなる場合
- (カ) 競争入札に付することが明らかに不利と認められるとき（令 167 の 2 6）
- 一般的な例示
- ・ 工事の施工中において、当初予定していなかった工事に直接関連する工事を同時施工することが、資材・仮設費、諸経費等から一工事箇所でも二以上の者が工事を施行することが極めて不経済となることが明らかである場合
- (キ) 時価に比して著しく有利な価格で契約ができる見込みがあるとき（令 167 の 2 7）
- 一般的な例示
- ・ 物品を購入するにあたり、特定の業者がその物品を相当多量に保有し、しかも他の業者が保存している当該同一物品の価格に比して有利な価格でこれを購入することができるような場合
- (ク) 競争入札に付し入札者がいないとき又は再度入札に付し落札者がいないとき（令 167 の 2 8）
- 一般的な例示

- ・ 競争入札で入札者が一人も参集しないとき又は参集があっても応札のない場合
- ・ 競争入札を行ったところ予定価格の制限の範囲内の価格に達した者が無く、再度の入札を行っても落札者がいない場合

(ケ) 落札者が契約を締結しないとき(令 167 の 2 9)

上記の要件に該当する場合は随意契約を締結することになる。相手方については、入札参加資格者名簿等より任意に選択するが、一定金額以上のものなどについては、事前に指名事業者選定委員会に諮ることもある。

随意契約による場合は、下記に該当する場合を除き、2名以上の者から見積書を徴収しなければならない。

官報、新聞等価格が一定しているもの
 予定価格が 10 万円未満のもの
 令 167 条の 2 第 1 項第 5 号及び第 7 号の規定で定めるもの
 官公署と契約しようとする場合
 見積書を徴することが困難であるとき(修繕等で、事後でなければ見積もることができない場合等)

また、全ての契約(随意契約の一部を除く)は、原則として県税、消費税及び地方消費税に未納がないことを納税確認書・納税証明書により確認しなければならない。

() 予定価格の作成

予定価格は、契約担当者(知事又はその委託を受けて委任事務を担当する者)が作成し、一般競争入札、指名競争入札、随意契約を問わず、原則として全ての契約において必要である。

ただし、随意契約の場合で次に該当し、かつ契約担当者が特に必要がないと認めるときは、省略することができる。

- ア 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込のあるとき
- イ 緊急の必要により物品等を調達するとき
- ウ 常識的にみて当該物品と同一品質、規格のものが市販品としていたところに販売されており経済状況、当該物品の需給の状況等が比較的安定しておりどこで買っても値段に相違がないと認めるとき

- エ 官報、新聞その他価格が一定しているもので見積書を徴する必要がないとき
- オ 官公署と契約を締結するとき
- カ 予定価格が1万円未満であるとき
- キ 見積書を提出させることが困難であるため、見積書を提出させることを省略するとき

なお、知事及び副知事決裁にかかるものについては、部長専決により処理を行うことができる。

予定価格を定めたときは、原則として予定価格調書を作成する。ただし、随意契約の場合には、予定価格調書の作成を省略し、支出負担行為書等に記録して処理することができる。

予定価格は、競争入札・随意契約に付す事項の総額について定めなければならない。

一定期間継続して行う、製造、修理、加工、売買、供給、使用、運送等の単価契約の場合においては、単価について予定価格を定めることができる。

予定価格は、消費税及び地方消費税相当額を含んだ額であり、予定価格から消費税等を除いた額が入札書比較価格となる。

() 入札保証金の徴収

入札保証金とは、県が契約を締結するにあたって競争入札に付した場合、入札参加者から徴する保証金をいう。

入札に際し、保証金を納めさせるのは、確実な競争者を得るために、みだりに落札して契約を結ばない者がいると、県が不利益を被るおそれがあるので落札者が契約を締結すべき義務を履行することを担保するものである。

入札保証金は、入札参加者の見積もる入札価格の5 / 1 0 0 以上を納付させなければならないが、次に該当する場合は、納付の全部又は一部を免除することができる。

- ア 保証会社との間に、県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき
- イ 入札参加資格者名簿に登録された者であって、過去2年間に国、地方公共団体等と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらを誠実に履行した者について、その者が契約をしないこととなるおそれがないと認められるとき
- ウ 競争入札に参加しようとする者が、国又は地方公共団体であるとき
- エ 予定価格が次の範囲内であり、かつ、入札者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき

(ア) 工事又は製造の請負	250 万円
(イ) 財産の買入れ	160 万円
(ウ) 物件の借入れ	80 万円
(エ) 財産の売払い	50 万円
(オ) 物件の貸付け	30 万円
(カ) 上記以外のもの	100 万円

() 納税確認

競争入札又は随意契約を行う場合は、入札参加者（見積書提出者）に、県税、消費税及び地方消費税に未納がないことを確認しなければならない。

1. 対象範囲

全ての契約が対象となる。ただし、随意契約の場合で次に掲げるもののうち、契約執行機関の長（契約担当者又は専決者）が必要ないと認めたものを除く。

(1) 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号、第 3 号又は第 5 号に該当するもの

ア 税の納付状況にかかわらず、当該特定の者と契約を行わなければ事業の目的が達成できない場合

イ 福祉関係施設からの物品の購入又はシルバー人材センター等からの役務の提供を受けるとき

ウ 天変地異その他急迫の場合（客観的事由であること）であって、一刻を争い事業を実施する必要がある場合

(2) 予定価格が 10 万円未満であるもの

(3) 単価契約に基づくもの

(4) 官公署と契約を行うもの

(5) その他客観的な理由のあるもの

2. 確認方法

入札時又は見積書提出時に、次の書類（コピー可）を提示又は提出させ、入札結果調書あるいは見積結果調書等に記録する。また、入札参加者（見積書提出者）から書類の提示等がない場合は、その者は、当該入札等に参加することができない。

なお、書類の有効期間は、発行の日から起算して 6 ヶ月である。

(1) 県税事務所が発行する「納税確認書」（県内に本支店、営業所等を有する場合）

(2) 税務署が発行する「納税証明書（その 3 未納税額のないこと用）」

ただし、電子調達の場合には、契約時に納税確認を行うことを前提条件に、落札者のみ行うものとし、契約書等の作成を要しない契約金額 50 万円未満の契約にあつては、役務の履行時、物品の納品時等を契約時とみなして行っても差し支えないものとする。

3. 記録

入札結果調書、見積結果調書又はその他の執行伺い等に「納税確認済」と記録しておく。

() 契約保証金の徴収

契約の相手方となる者は、県と契約を締結する際に、その契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金を納めなければならない。(規 74)

契約保証金とは、契約を締結する際に、契約の相手方に納付させる保証金をいう。これを納付させることによって、契約相手方の契約上の義務の安全な履行を促進させるとともに、将来、契約の相手方が契約上の義務を履行しない場合に、県の被る損害の補填を容易にしようとするものである。

契約の相手方が契約上の義務を履行しないときは、その契約保証金は県に帰属する。(法 234 の 2)

契約担当者は、次の一に該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を納付させないことができる。(規 75)

ア 契約の相手方が保険会社との間に、県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき

イ 契約の相手方から委託を受けた保険会社又は金融機関等と工事履行保証契約を締結したとき

ウ 契約の相手方が過去 2 年の間に国、地方公共団体等と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ契約を履行しないおそれがないと認められるとき

エ 契約の相手方があらかじめ契約担当者の承認を得て、確実な担保の提供をしたとき

オ 物件を売り払う契約を締結する場合において、売払い代金を即納したとき

カ 契約金額が下記の範囲内であり、かつ契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき

(ア) 工事又は製造の請負	250 万円
(イ) 財産の買入れ	160 万円
(ウ) 物件の借入れ	80 万円
(エ) 財産の売払い	50 万円
(オ) 物件の貸付け	30 万円

(カ) 上記以外のもの 100万円

キ 公共用地の買収、美術館で陳列する美術工芸品の購入、試験研究用の動物など特定のものを購入する場合等、一般社会通念上契約保証金を納付させる必要がないと判断されるとき

なお、アに該当する場合においては、当該履行保証保険契約に係る保険証券を、イに該当する場合においては、当該工事履行保証契約に係る保証証券を提出させなければならない。(規75)

また、三重県等と契約の実績があったとしても、同種、同規模の契約でない場合あるいは不履行があった場合等は、ウの規定により契約保証金を免除とすることはできない。

契約保証金の納付があった場合は財務システムにより受入決議を行い、現金受入票発行により領収書を交付する。入札保証金を契約保証金に充当する場合は不足額を納付してもらい、充当払出命令兼受入決議により入札保証金の払出及び契約保証金への受入を同時に行うことができる。

() 契約締結

県の契約事務は、厳正かつ公平に行われ公の利益を確保することが要請されるものであるため、契約の内容を明確にし後日問題が起こらないよう原則として契約書を作成しなければならない。契約書を省略する場合には、見積書又は入札書による申込みに対し発注又は落札決定することにより契約が成立する。

契約書には「政府契約の支払遅延防止等に関する法律」の規定等に基づき、次の事項について記載する必要がある。

- ア 給付の内容
- イ 対価の額
- ウ 給付の完了時期
- エ 契約の目的たる給付の確認又は検査時期(賃貸借契約やその他役務の給付の場合は省略可)
- オ 対価の支払の時期
- カ 各当事者間の履行の遅延その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他損害金
- キ 契約に関する紛争の解決方法
- ク その他必要な事項(個人情報等の保護のために構すべき措置等)

契約担当者は次に該当する場合には、契約書又は請書の作成を省略することができる。

- ア 物件を購入する場合において供給者が直ちにその全部を納入するとき

- イ 物件を売り払う場合において、買受人が直ちに代金を納付してその全部を引き取るとき
- ウ 契約金額が 50 万円未満の契約を締結するとき
- エ せり売りに付するとき
- オ 官公署と契約するとき
- カ 契約担当者が特に必要がないと認めるとき
 - (a) 印刷製本類の契約で履行完了までに日数を要するが過去においてこれらの契約を誠実に履行し不履行のおそれがないと認められるもの
 - (b) 常時購入する物品で常に供給者が誠実に履行し不履行のおそれがないと認められるもの
 - (c) 物件を購入する場合において、供給者が直ちにその全部を納入することが困難であるが数日をもって納入されることが明らかで、かつ不履行のおそれがないと認められるもの

【内部統制上の位置づけ】

契約締結は執行伺いと並んで最も重要な統制手続である。契約の相手方及び契約金額を決定するにあたっては、決められた方法及び決められた流れに沿って手続を進めていかなければならない。契約締結に至るまでさまざまな手続があるが、これらを規則どおり実行すること自体が強力な統制手続となる。従って決められた方法を省略した場合あるいは決められた流れとは違う順番で手続が進められた場合、リスクは必然的に高くなる。

支出負担行為の整理

支出負担行為の整理とは、契約等に基づき将来支払うことになる金額を、配当又は令達を受けた予算の金額から差し引く経理上の手続をいう。

整理に当たっては次の要件が適正に行われているかを執行機関において確認する。

- (ア) 予算の範囲で行われたか
- (イ) 法令、予算に違反していないか
- (ウ) 支出負担行為の額に誤りはないか
- (エ) 会計年度所属、会計区分、科目等に誤りはないか

支出負担行為として整理する時期及び支出負担行為の範囲は、三重県会計規則 25 条にて、下記のとおり規定されている。

区 分	支出負担行為として整理する時期	支出負担行為の範囲	支出負担行為に必要な主な書類	備考
1 報 酬	支出決定のとき	支出しようとする額	支出調書	
2 給 料	支出決定のとき	支出しようとする額	支給明細書	
3 職員手当等	支出決定のとき	支出しようとする額	支給明細書・辞令書又は退職手当通知書の写し	各種台帳又は命令簿
4 共 済 費	支出決定のとき	支出しようとする額	支給明細書	共済組合負担金・社会保険料
5 災害補償費	支出決定のとき	支出しようとする額	本人の請求書・病院等の請求書、受領書又は証明書	
6 恩給及び退職年金	支出決定のとき	支出しようとする額	請求書又は支出調書	
7 賃 金	支出決定のとき	支出しようとする額	請求書又は支出調書・賃金支払内訳書	
8 報 償 費	支出決定のとき (契約を締結するとき)	支出しようとする額 契約金額	入札書又は見積書、契約書又は請書、仕様書	
9 旅 費	支出決定のとき	支出しようとする額	請求書、旅行命令(依頼)書	
10 交 際 費	支出決定のとき 契約を締結するとき	支出しようとする額 契約金額	請求書又は支出調書、入札書又は見積書、契約書又は請書、仕様書	
11 需 用 費	契約を締結するとき (請求のあったとき)	契約金額 (請求金額)	入札書又は見積書、契約書又は請書、仕様書	後納契約又は単価契約によるものは請求書によることができる
12 役 務 費	契約を締結するとき (請求のあったとき)	契約金額 (請求金額)	入札書又は見積書、契約書又は請書、仕様書	後納契約又は単価契約によるものは請求書によることができる
13 委 託 料	契約を締結するとき (請求のあったとき)	契約金額 (請求金額)	入札書又は見積書、契約書又は請書、仕様書	後納契約又は単価契約によるものは請求書によることができる
14 使用料及び賃借料	契約を締結するとき (請求のあったとき)	契約金額 (請求金額)	入札書又は見積書、契約書又は請書、仕様書	後納契約又は単価契約によるものは請求書によることができる
15 工事請負費	契約を締結するとき	契約金額	入札書又は見積書、契約書又は請書、仕様書、施行伺書	
16 原 材 料 費	契約を締結するとき (請求のあったとき)	契約金額 (請求金額)	入札書又は見積書、契約書又は請書、仕様書、施行伺書	後納契約又は単価契約によるものは請求書によることができる

区 分	支出負担行為として整理する時期	支出負担行為の範囲	支出負担行為に必要な主な書類	備考
17公有財産購入費	契約を締結するとき	契約金額	入札書又は見積書、契約書又は請書、仕様書	
18備品購入費	契約を締結するとき (請求のあったとき)	契約金額 (請求金額)	入札書又は見積書、契約書又は請書、仕様書	定期刊行物で後納契約又は単価契約によるものは請求書によることができる
19負担金、補助及び交付金	交付決定又は申込みをするとき (請求のあったとき)	交付決定又は申込金額(請求金額)	交付申請書、交付決定書	契約若しくは協定等の締結は又は交付決定を要しないものは請求書によることができる
20扶 助 費	支出決定のとき (請求のあったとき)	支出しようとする金額 (請求金額)	交付決定書	本人、病院等の請求に係るものは請求書によることができる
21貸 付 金	貸付決定のとき	貸付をしようとする額(請求金額)	契約書、確約書、申請書	
22補償、補填及び賠償金	支出決定のとき (契約を締結するとき)	支出しようとする額(契約金額)	請求書、決定書、判決書謄本、払込通知書	契約によるものは契約書によること
23償還金、利子及び割引料	支払期日及び支出決定のとき	支出しようとする額	払込通知書、決定書、請求書	
24投資及び出資金	投資、出資決定又は払込みのとき	投資、出資又は払込みをしようとする額	申請書、申込書	
25積 立 金	支出決定のとき	積立てしようとする額	決定書	
26寄 附 金	支出決定のとき	支出しようとする額	決定書、申請書	
27公 課 費	支出決定のとき又は払込通知書を受けたとき	支出しようとする額又は払込指定金額	払込通知書	
28繰 出 金	支出決定のとき	繰出しようとする額	決定書、納入通知書	

【内部統制上の位置づけ】

支出負担行為の整理は予算管理上重要な手続であるとともに、支出しようとする内容及び金額が法令、予算に違反していないかを確認する統制手続である。地方公共団体が統制制度の大枠として位置付けているものが予算制度であると考えた場合、この手続が不十分であると、議会が意図した費目と異なる支出が行われることとなるため、支出費目の相違についても留意が必要である。

契約の履行

契約の適正な履行を確保するため、又はその受ける給付の完了の確認をするため必要な監督又は検査を実施する。具体的には、契約担当者は、契約の相手方の工事又は製造等の施工についての監督を自ら又は吏員に命じて契約書等に基づき行わなければならない。契約の履行完了届出を受けたときは、契約の相手方の立会いのもとに検査又は検収を自ら又は吏員に命じて行わなければならない。なお、契約担当者は、特別な理由がある場合を除き、同一の契約について検査又は検収を行う吏員を兼ねさせることはできないことになっている。

監督の具体的な実施方法に関しては、下記のとおりである。

- (1) 工事又は製造の施工に立ち会い、現場責任者に対して指示をすること。
- (2) 契約の履行に必要な細部設計図若しくは原寸図を作成し、又は契約の相手方が作成したこれらの書類を審査して承認を与えること。
- (3) 工事又は製造の施工について、その材料の検査を行うこと。
- (4) その他契約の履行に必要な監督を行うこと。

監督に関しては、工事請負以外についても実施が義務付けられているが、特に建設業法で定める建設工事については、監督員を設置しなければならない。更に良質、安全かつ適切な施工が求められることや監督員の体制強化と経験の少ない監督員の指導・育成を図るため、当初契約金額が2,500万円以上の請負工事については、複数監督員制を導入している。なお、監督員の体制としては3名体制（総括監督員、主任監督員、専任監督員）を標準として、状況に応じ2名体制や監督業務の習得又は監督員補助を目的として補助監督員を設置している。

【内部統制上の位置づけ】

契約の履行は、契約の相手方が行うものであるが、県としては履行状況の監督が重要な事務となってくる。監督には業者の不正を未然に防止する機能も期待されているため、内部統制上重要な手続といえる。

履行確認

契約が履行されると、その契約に基づく工事若しくは製造その他についての請負給付の完了につき、当該契約の内容すなわち品質、規格、性能、数量等が契約内容に適合しているかどうかを確認する。これを履行確認といい、執行機関において実施される。一定の金額以上の工事であれば、本庁総務部の工事検査担当が履行確認を行う。

一定の金額に満たない工事や物品の購入は、執行機関の担当が履行確認を行う。原則として、監督を行う職員以外の者が検査検収を行うこととなっている。

履行確認の時期については、「政府契約の支払遅延防止等に関する法律」に規定されている。

区 分	契約の相手方から給付を終了した旨の通知を受けた日から	契約の性質上、左記によることが著しく困難な場合	検査の時期を書面により明らかにしなかったとき
工 事	14 日以内	21 日以内	10 日以内
その他の給付	10 日以内	15 日以内	

検査すべき時期までに検査を行わないときは、検査の遅延日数は支払の約定期間から差し引かれる。このため、遅延日数が約定期間を越えるときは、支払約定期間が満了したものとみなされ、遅延利息を支払わなければならない。

検査が終了した場合には、「完成認定書」又は「物品検収調書」を作成の上、契約担当者に報告するとともに、契約相手に交付する（規 87）。

ただし、契約金額が 100 万円未満の場合は「完成認定書」又は「物品検収調書」を省略して、検査した旨及び検査年月日の記録をすることをもって、これらの作成に代えることができる。また、口頭によって相手側に通知できるとされている（規 87）。

相手側の支払請求は、県の給付の終了の確認又は検査の終了を前提として行われるため、これがなければ支払を行うことは認められない。よって、検査終了後、遅滞なく相手側に検査終了の旨を通知することになる。

【内部統制上の位置づけ】

履行確認は契約どおり業務がなされたか否かを確認するための手続であり、契約の締結と並んで重要な統制手続である。履行確認が十分に実施されない場合、便益を受けないまま支出だけがなされるという危険性が残るとともに、実体のない架空契約を見逃すことにも繋がりがかねない。非常に大きなリスクが残ることとなる。反対に、履行確認を適正に実施しその結果を相手に通知することは、相手の内部統制に対して寄与することにも繋がる。

請求書の受理

履行確認が済んだものについては、債権者からの請求書を受領する。請求書は、債権者が県に対して有している債権額の支払を請求する書面で、債権債務の関係を確定する一つの手段である。よって、請求書は、正当な債権者が発行したもので、その意思が適正に表示され、客観的にも正当なものとして確認できる必要がある。具体的には、債権者の表示（住所、氏名、押印）、債務者の表示、債権の内容、請求金額、請求年月日が確認できるものであることが求められる。

【内部統制上の位置づけ】

請求書の受理は、正当な債権者からの請求に基づいて支払いが行われることを確認するための重要な統制手続である。請求書がなく支払いが行われている場合には、正当な債権者以外に支払われる、あるいは誤った金額が支払われる危険性が残り、リスクが残存することとなる。

支出命令

支出命令とは、知事が支出負担行為に基づく債務を確定し、その支出を出納長に命令することをいう。出納長は知事の命令がなければ支出することはできないことになっている。ただし、支出命令については、知事が各所属の長へ委任しているが、三重県事務決裁及び委任規則等により室長又はグループリーダー等が専決するとされる事項については、当該職にある者に専決を行わせている。

支出は、原則として債権者の請求書に基づいて行われる。例外として、請求書がなくても支出できるものとしては、以下が挙げられる。ただし、請求書に代えて支出調書を作成しなければならない。

- (ア) 報酬、給料、賃金及び職員手当等
- (イ) 官公署に対して支払う経費
- (ウ) 精算を要しない補助金等
- (エ) 見舞金、謝礼金、賞賜金、報償金、補償金その他これに類するもの
- (オ) 資金前渡により支出する経費
- (カ) その他出納長が認めたもの（投資金及び出資金、寄附金、償還金、利子等）

債権者の請求書の内容を調査し、適当であると認められたときは、支出命令書を作成し支出の決定を行う。支出命令書は出納長又は出納員へ送付される。

【内部統制上の位置づけ】

支出命令は執行機関が行う支出の最終統制手続である。支出命令書を作成することによって執行機関が支出内容を最終確認するとともに、出納機関へ支払いの依頼を行う。この手続によって、執行機関と出納機関を分離し牽制を働かせることが可能となり、いわば二つの機関にまたがった統制手続といえる。

出納機関の業務

支出負担行為の確認

支出負担行為の確認とは、出納長の権限に属する事務であり、知事の発した支出命令を受け出納長が当該支出が適正なものであるかどうかを審査することをいう。この支出負担行為の確認が行われなければ支出することはできない。

ただし、支出負担行為の確認の事務は、所属の出納員への委任事項となっており、所属の長等が支出命令を発したときには、次に掲げる事項を確認することになっている。

- (ア) 支出命令が正当に発せられたものであること
- (イ) 支出負担行為が履行され債務が確定していること
- (ウ) 所属年度、会計、科目、金額、債務者等に誤りがないこと
- (エ) 予算の目的に違反していないこと及び予算額を超過していないこと
- (オ) 証拠書類は完備していること
- (カ) 支出の方法及び支払時期が適法であること
- (キ) その他必要と認める事項

【内部統制上の位置づけ】

支出負担行為の確認は執行機関とは別組織の出納機関が支出命令の内容を審査するものであり、強力な統制手続である。ただ、三重県では平成13年度の組織変更により、各執行機関に属する出納員が審査を行っており、別組織である出納機関による審査を行っていない。この点で本来期待される統制が若干弱くなっていることは否定できない。

指定金融機関等への支払請求

支出は精算払が原則である。すなわち今まで見てきた支出事務の流れが全て終了した時点で支払いがなされる。

県の債務の支払の時期については、「政府契約の支払遅延防止等に関する法律」が準用され、以下のように定められている。

		工事代金	その他の給付に対する対価
支払時期を書面により明らかにしているとき	通常の場合	適法な請求書を受理した日から 40日以内	適法な請求書を受理した日から 30日以内
	契約の性質上、上記の期間によることが著しく困難なもの	適法な請求書を受理した日から 60日以内	適法な請求書を受理した日から 45日以内
支払時期を書面により明らかにしないとき		相手方が請求書を提出した日から 15日以内	

また、支払の方法は、直接払、隔地払、口座振替払、公金振替があり、債権者の指定によるが、口座振替払が一番多くなっている。

それぞれの支払の方法の内容は以下の通りである。

() 直接払

(ア) 小切手払

現金の取扱に伴う煩雑と危険を避けるため、現金の交付に代えて、出納長又は出納員が指定金融機関又は指定代理金融機関を支払人とする小切手を振り出して支払う方法。

(イ) 現金払

小切手で振出すべきところ、債権者から現金支払の申出があるときは、指定金融機関に現金で支払させる方法。

なお、これらの直接払は、どうしても必要な場合を除き、事務手続きが煩雑であること及び事故防止のために極力用いないこととしている。直接払を行おうとするときは、あらかじめ出納長又はその委任を受けた出納員に連絡のうえ、支出命令書を送付する。

() 隔地払

隔地の債権者に支払をする必要があるとき、指定金融機関又は指定代理金融機関に必要な資金を交付し、債権者の最寄の金融機関に送金させ、その旨を債権者に通知して支払う方法。

() 口座振替払

あらかじめ債権者からの申出により、債権者が預金口座を設けている金融機関に通知して債権者の預金口座へ振替する方法。

() 公金振替

県の内部において、歳出の支出等をするとき現金の移動をせず、公金の振替を行うことで処理する方法。

【内部統制上の位置づけ】

指定金融機関等への支払請求は、支払いの痕跡が金融機関のデータ上に残るため重要な統制手続である。

以上が支出事務の原則的な流れである。この流れに沿って適切に支出事務が行われる限り強力な統制手続としての機能が発揮され、リスクは軽減される。

(2) 例外的な支出事務

長期継続契約

長期継続契約は、各年度における経費の予算の範囲において給付を受ける事を前提として契約年度のみならず後年度においてもその効力が存続する契約をいい、具体的には、電気、ガス、水の供給、電気通信の役務の提供、不動産の借り入れの契約等及び条例で定めるもの（三重県において、条例は未制定）に限られている。長期継続契約の規定に基づき契約を締結する場合には、当該契約条項中に「翌年度以降において歳入歳出予算の当該金額について減額又は削減があった場合は、当該契約は解除する」旨の条件を付しておかなければならない。いいかえれば契約条項に解除条件がない場合は、債務負担行為として予算で定めておかなければならない。

契約変更

契約担当者は、契約締結後に経済情勢の変動又は工事の施工上その他必要があると認めるときは、契約の相手方と協議のうえ契約を変更し、又はその履行を一時中止することができる。なお、「経済情勢の変動」とは、天変地異、社会情勢の急激な変転等による、物価、賃金等の著しい変動をいい、この場合は相手方への変更の申込から拒絶や契約解除が可能となるが、この事情変更の原則の適用は厳格に解されている。

なお、工事等は当初の契約図書に基づいて施工すべきものであるが、やむを得ない事情により契約図書と差異が生じ、設計変更並びにそれに伴う変更契約を実施する場合には、適正な業務の執行を確保することを目的として「三重県建設工事設計変更要領」に具体的な手続が定められている。

契約変更が適用できる基準は次の各号に定めるところによる。追加工事は別件契約とすることを原則とするが、既契約の目的、効用を著しく変えることなく、契約工事と切り離すことが不適切な場合は、設計変更で処理してやむを得ないものとする。

- (1) 自然現象による災害、その他不可抗力等により工事を設計図書どおり施工することが不可能となった場合。
- (2) 設計図書と工事現場の状況が一致しない場合。
- (3) 図面と仕様書が交互に符合しない場合、及び設計図書に誤謬又は脱漏がある場合。
- (4) 新工法の採用又は、その他の理由により工法的に変更した場合。
- (5) 発注時において確認困難な要因に基づく場合。(推定岩盤線、地盤支持力、土質、地下埋設物の確認等。)
- (6) 設計図書に示された施工条件が実際と異なる場合。
- (7) 他事業に起因する事由、関係法令の改正等により設計上の変更が必要な場合。
- (8) 工事を設計図書どおり施工することが自然環境の適正な保全に抵触したまた工事施工区域において要望がある等の事由があり、公益上変更の必要があると認められる場合。
- (9) 賃金又は物価の変動による場合。
- (10) 予算上の理由により変更が必要であると認められる場合。
- (11) 工事を中止又は延期する必要が生じた場合。

次に、設計変更で処理できる範囲は、次のいずれかに該当する場合とされており、これ以外は別途契約工事とし、変更契約は都度遅滞なく行うものとする。

- (1) 増額される金額が30%未満、かつ、3,000万円未満の増額。なお、当初請負代金額の30%が100万円未満の場合は100万円。
- (2) (1)の範囲を超える場合であって、現に契約中の工事と分離して施工することが困難な場合で本庁事業室長と協議が整った場合。
- (3) 用地測量、地質・土質調査については、やむを得ない理由がある場合には(1)は適用しない。
- (4) 設計変更により減額する場合。

なお、軽微な設計変更とは、当該工事の基本的な内容に重大な影響を及ぼさないもので、変更見込み金額又は変更見込み金額の合計額は、当初又は変更請負代金額の10%未満、かつ、1,000万円未満の場合であるが、この場合においては、都度室長又は部長の決裁を受けた後、請負者、又は受注者と協議書を交わし、工期末までの変更契約が可能としている。

設計変更及び追加工事に関する県内部での事務手続は下記のとおりである。

- ・設計変更

- (1) 当初請負代金額から 250 万円以上の変更契約：変更契約締結後、指名審査会への報告
 - (2) 当初請負代金額の 30%以上又は 2,000 万円以上の増額変更：指名審査会へ諮問
- ・追加工事
- (1) 工事費 250 万円以上：指名審査会へ諮問
 - (2) (1) 以外：変更契約又は軽微な変更協議後、すみやかに指名審査会へ報告

< 県としての取組み >

過去において、工事変更契約について、県は実態調査を実施しており、変更増額の原因として多くあげられていたのは、発注時に確認困難な要因（土質条件、地質条件） 予算上の理由 設計書と現場の不一致 地元要望である。また、工事設計変更適正化の検討に当たり事業執行の迅速性を確保しつつ、監査結果で要請されている「設計時の調査精度の向上」と「チェック体制の強化」について設計段階から発注前、施工中、設計変更までの業務フローに区分して検討を行い、結果として「三重県建設工事設計変更要領」の見直しを 追加工事の取り扱いの明確化 設計変更後の指名審査会への報告の義務化 本課協議必要限度額の見直し 様式の見直し及び予算上の理由の削除のポイントで実施し現在に至っている。

増額変更を減らすための手法として、設計精度の向上や積算精度の向上について事前調査を行ったり、繰越明許・翌債手続きの簡素化、予算返還が可能なシステム、複数年度による予算執行、予算流用の簡素化等の予算制度の改革を実施し、更に性能発注方式（設計施工一括発注方式）や積算方式の見直し（雑工種の諸経費化など）の入札契約制度の見直しがあげられている。また、工期延長を減らす手法として予算の早期枠付けや標準工期の見直し、工期的に無理な発注を実施しないこと、地元調整や発注関係機関との事前調整の徹底を図ることがあげられている。

資金前渡

資金前渡とは、債務金額は確定しているが債権者が未確定又は債務金額及び債権者が未確定の場合であって、かつ履行期の到来していない場合であっても現金払いしなければならないものについて、所属の長が指定した職員に対してあらかじめ資金を交付し、その指定された職員が正当債権者に対して現金を支払い、領収書を徴して支出が完結したものとして取り扱う方法をいう。

資金前渡ができる経費は、以下が挙げられる。

- ア．外国において支払をする経費

- イ．遠隔の地又は交通不便の地域において支払をする経費
- ウ．船舶に属する経費
- エ．給与その他の給付
- オ．賃金
- カ．地方債の元利償還金
- キ．諸払戻金及びこれに係る還付加算金
- ク．報償金その他これに類する経費
- ケ．社会保険料
- コ．官公署に対して支払う経費（各省庁、国会、裁判所、地方公共団体、地方公共団体の議会等を含むが、公社、公団等は含まない）
- サ．生活扶助費、生業扶助費、その他これらに類する経費
- シ．事業現場その他これに類する場所において支払を必要とする事務経費
- ス．非常災害のため即時支払を必要とする経費
- セ．犯罪の捜査若しくは犯則の調査又は被収容者若しくは被疑者の護送に要する経費
- ソ．常時必要とする経費
- タ．職員以外の者で、職員等の旅費に関する条例第3条第4項により旅行する者に対する旅費
- チ．供託金
- ツ．交際費
- テ．自動車損害保険料
- ト．賠償金
- ナ．学校教育法第44条及び第45条に規定する学校並びに同法第74条の規定による学校に就学する者に係る就学奨励費
- ニ．現金支払（口座引落としによる支払いを含む）をしなければ購入し、利用し、又は使用することができないものの購入等に要する経費
- ヌ．定例払経費

概算払

概算払とは、債権者が確定しているが債務金額が未確定なもので、履行期が到来していない場合において、あらかじめ一定の金額をその債権者に交付し、後日債務額が確定したときに精算する方法をいう。

概算払のできる経費は、以下が挙げられる。

- ア．旅費（一つの旅行命令において旅費額が1万円以上の旅行に係るもの又は職員以外の者に対する旅行依頼に係るものに限る。）

- イ. 官公署（公社、公団、独立行政法人等は含まれない。）に対して支払う経費
- ウ. 補助金、負担金及び交付金（特に定めのあるもののほか、指令金額の10分の9以内の金額に限る。）
- エ. 社会保険診療報酬支払基金又は国民健康保険団体連合会に対して支払う診療報酬
- オ. 訴訟に要する経費
- カ. 契約に概算払の定めがある委託料
- キ. 児童福祉法、老人福祉法及び身体障害者福祉法の規定による措置費
- ク. 交通事故に係る損害賠償の経費

概算払は、その性質上事後において必ず精算を伴うことになる。概算払であっても会計年度独立の原則の例外とはなりえない。よって、その精算は、必ず年度内（3月31日まで）に行う必要がある。

その当該年度の年度末までに精算しなければならないものを、4月に入ってからの出納整理期間中に概算払として支出することはできないことになっている。

前金払

前金払とは、債権者及び債権金額が共に確定しているが、債務の履行期の到来前に一部又は全額を支出する方法をいう。

前金払のできる経費は、以下が挙げられる。

- ア. 官公署に対して支払う経費
- イ. 補助金、負担金、交付金、委託料及び出資金
- ウ. 前金で支払をしなければ契約することが困難な請負、買入れ又は借入に要する経費
- エ. 土地又は家屋の買収又は収用によりその移転を必要とすることとなった家屋又は物件の移転料
- オ. 定期刊行物の対価、定額制供給に係る電灯電力料及び日本放送協会に対して支払う受信料その他これに類する経費
- カ. 外国で研究又は調査に従事する者に支払う経費
- キ. 運賃
- ク. 訴訟に要する経費
- ケ. 醸造用米穀購入費
- コ. 公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第4項に規定する保証事業会社により前払金の保証がされた同条第1項に規定する公共工事の経費（契約金が1百万円以上のものに限る。）

- サ. 保険料（保険証書受領後に支出する場合は通常払い、保険証書受領前に支出する場合は前金払い）
- シ. 法令により定められた点検又は検査に要する経費

当該年度に支払う前払金は、繰越をしたものを除き、3月31日を過ぎて4月に入ってからの出納整理期間中に支払うことはできないことになっている。

部分払

部分払とは、工事又は製造の請負契約及び物件の購入契約について既済部分又は既納部分に対し完成前及び完納前にその代価の一部を支払う特約を行うことで、部分的な履行に対して代価を支払うことをいう。

債務負担行為

債務負担行為は、予算の会計年度独立の原則に対する例外であり、この行為が将来の支出を伴うものであることから、その設定にあたり、法令等の規定に基づく適正な運用を期する必要がある。

具体的には、コンピュータ機器、複写機、ファックス等の事務用機器を賃借する物品リース契約と庁舎警備、清掃、機械警備、設備など保全業務等を委託する業務委託等に分かれるが、これらは、単年度契約になじみにくく、かつ政策的判断の伴わない事務に係るものである。なお、事務処理の一層の適正化、効率化を図るとともに、受注者の長期固定化や業務の独占などが生じないよう、競争性、透明性を確保、促進する観点から、債務負担行為を設定する場合の取扱いを策定しているが、同時にスケールメリットによるトータルコストの縮減や県民サービスの確保及び業務の軽減と平準化の観点も留意する事項とされている。

上記の複数年契約とすべきものと判断する基準として「物品リース契約・業務委託等に係る債務負担行為設定指針」があり、購入や単年度リース等他の調達方法に比べ複数年契約が有利であるものについて総務部で全庁一括して設定し、リース契約においてはおおむね3年から5年の範囲で、業務委託等においては機械の耐用年数を考慮しておおむね3年を基準と考えている。

繰越

一会計年度内に使用し終わらなかった歳出予算の経費の金額を不用とせず、繰り越して翌会計年度の歳出予算として使用することをいう。ここに、「会計年度」とは、県の歳入・歳出の計算を区分整理して、その関係を明確にするために

設けられた一定の期間をいい、県の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる（法208）。

県の会計制度において、予算の効力は一会計年度に限られるものであるから、一会計年度の歳出予算の経費の金額は、その会計年度内に使用し終わらなければならず、もし使用し終わらないときは、その金額を不用とするのが原則である。これを「会計年度独立の原則」という（法208）。

しかしながら、県の財政は連続的なものであるから、全て、この原則どおり例外なしにそのまま適用することは、県にとり、かえって不利、不経済あるいは非効率となって実情に沿わないことになる場合もある。

そこで地方自治法は、会計年度独立の原則に対して若干の例外を認め、一定の条件のもとに、本来ならば不用とする歳出予算の経費の金額を翌年度に繰り越して使用する途を開き、県の経費の経済的、効率的な執行を期待している。

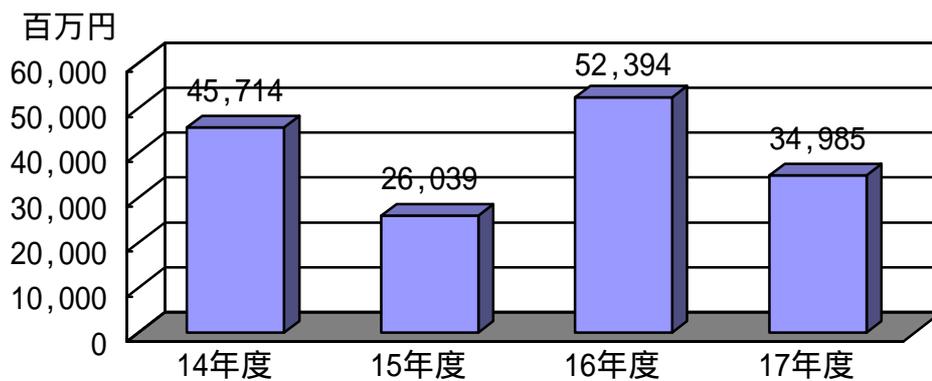
歳出予算の繰越しの制度は、県の経費の経済的、効率的な執行を期するために必要なものであるが、歳出予算の性質及び会計年度独立の原則に対する特例であるから、これは無制限に認められるものではない。代表的なものとして明許繰越、事故繰越がある。

	明許繰越	事故繰越
根拠規定	地方自治法第213条、地方自治法施行令第146条 歳出予算の経費のうち、その性質上又は予算成立後の事由に基づき年度内にその支出を終わらない見込みのあるものについては、予算の定めるところにより、翌年度に繰り越して使用することができる。	地方自治法第220条第3項、地方自治法施行令第150条第3項 歳出予算の経費の金額のうち、年度内に支出負担行為をし、 <u>避けがたい事故のため年度内に支出を終らなかつたもの</u> （当該支出負担行為に係る工事その他の事業の遂行上の必要に基づきこれに関連して支出を要する経費の金額を含む。）は、これを翌年度に繰り越して使用することができる。
形態	・経費の性質に基づく明許繰越 経費の性質上年度内にその支出が終わらない見込みのある経費について、当初予算において繰越明許費として予め県議会の議決を経て繰り越すもの。 「経費の性質上年度内にその支出が終わらない見込みのある経費」とは、経費支出の対象である事務又は事業が、計画、設計、土地、資材等の取得、建設・製造等の実行等の各過程において、自然的、社会的諸条件といった外部的要因に支配され、事務又は事業が年度内に完了せず、	・明許繰越を行った経費の再繰越（再繰越） ・予め翌年度に繰り越して使用することができる旨の議決を経ていない繰越し

	明許繰越	事故繰越
	<p>これに伴いその経費の支出が年度内に完了しない見込み（性質）の内在する経費をいう。</p> <p>・ 予算成立後の事由に基づく明許繰越</p> <p>その会計年度内に支出が完了する見込みであるとして当初予算においては繰越明許費としていなかった経費について、予算成立後の事由に基づいて、年度内にその支出が終わらない見込みが生じた場合において、予算の補正を行いその補正予算により繰越明許費として県議会の議決を経て繰り越すもの。</p>	
要件	<p>具体的に契約等の支出負担行為がなされていなくても可能であること。ここに、「支出負担行為」とは、契約、交付決定等の行為をいう。</p>	<p>・ 年度内に支出負担行為がなされているものであること</p> <p>・ 年度内に支出を終わらない原因が、支出負担行為後の<u>避けがたい事故</u>によるものであること</p> <p>避けがたい事故の範囲については、法令上明確にされていないが、社会通念上避け難い事故と判断されるものでなければならない。事故という言葉は、ものごとの正常な運行を妨げるような出来事の意味に解され、一般に事由という言葉より狭い意味であると解されている。</p> <p>暴風、洪水、地震等の異常な自然現象、労働争議、戦乱、債務者における契約上の義務違反により真にやむを得ず年度内に支出が完了しなかった場合等が事故に該当するものと解されている。</p>
明許繰越と事故繰越の両方の要件を具備している場合	<p>明許繰越と事故繰越の両者の要件を具備している場合は、いずれの繰越しによることもできる。ただ、甲年度から乙年度に事故繰越をした経費について、乙年度から丙年度に再度、事故繰越をすることはできない。</p>	

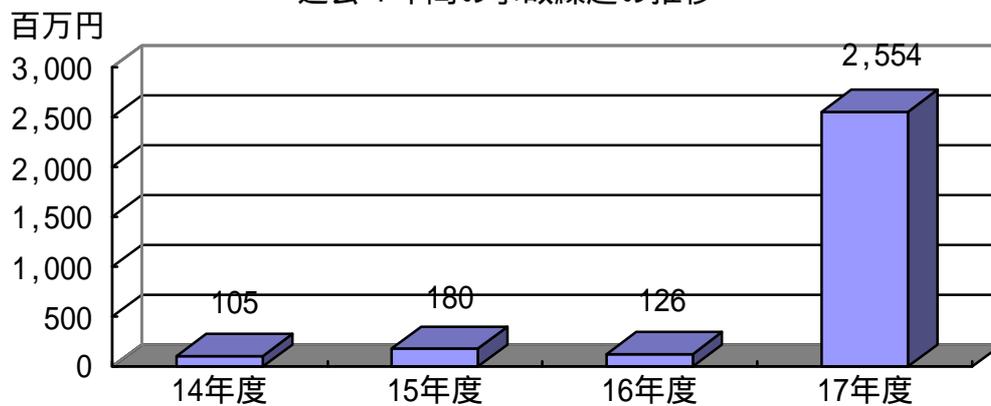
三重県の繰越明許費は、下のグラフのように推移している。

過去4年間の繰越明許費の推移



三重県の事故繰越しは、下のグラフのように推移している。

過去4年間の事故繰越しの推移



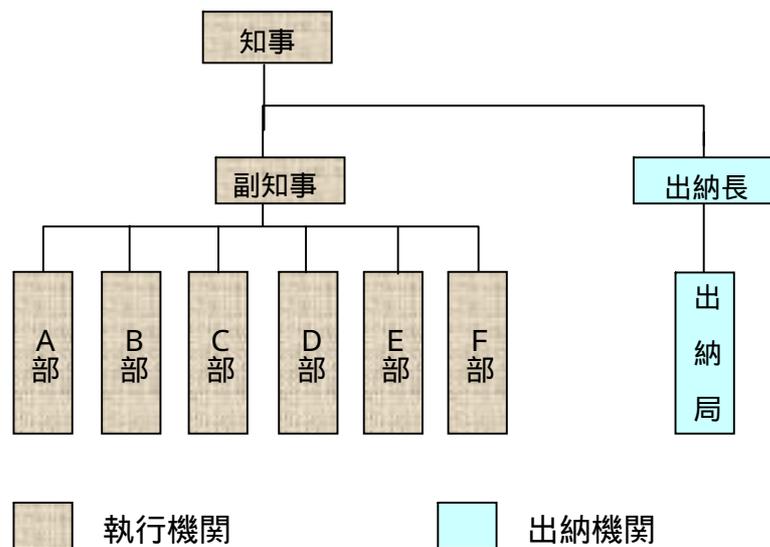
2. 支出に関する統制組織

(1) 執行機関と出納機関

支出業務の担当機関は、大きく分けて執行機関と出納機関に分けられる。執行機関は支出及び出納を命令する機関であり、出納機関はその命令に従って現実に支払及び出納を行う機関である。別の表現を用いれば、執行機関は業務上必要な行為の執行権限を有する部署であり、出納機関は執行機関が行った行為に関して生じる支払のための公金を取り扱うとともに、執行機関の会計処理を審査する部署ということになる。

このように執行機関と出納機関が別の組織体となっていることで、適正な財務会計の運営に資することが可能となる。すなわち執行権限と審査権限を二機関に分離することで内部牽制機能が働き、不適切な会計処理は未然に防止又は発見、是正されることが期待されるのである。

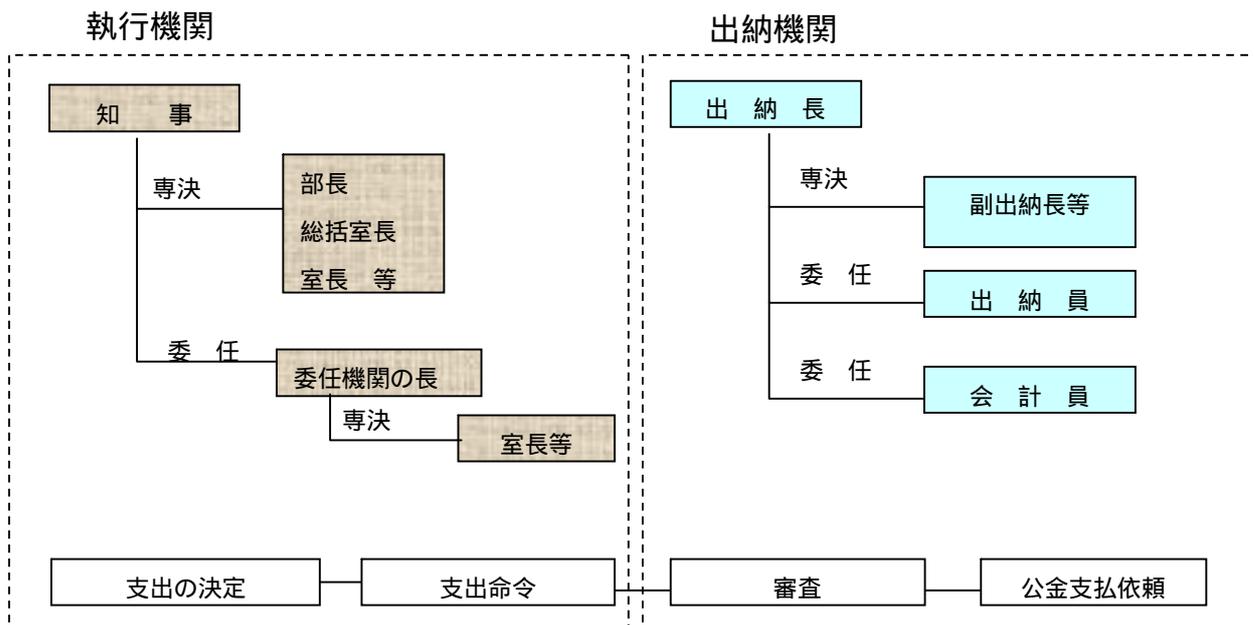
知事部局の執行機関及び出納機関に関する組織構造は一般的に以下の通りとなっている。



上記の通り、執行機関と出納機関が分離していることにより、例えば執行機関が不適切な業務に係る支出を行おうとした場合、あるいは不適切な債権者宛に支払を行おうとした場合、出納機関のチェックによって発見されることになる。また、不適切な業務を行おうとしても、出納機関によって発見されることが予想さ

れるため、執行機関はそのような行為を行う誘因が働かなくなる。このような内部牽制を拠り所として適正な財務会計事務の遂行を担保しているのである。

執行機関と出納機関の主な権限・委任関係を図で示すと以下の通りとなる。



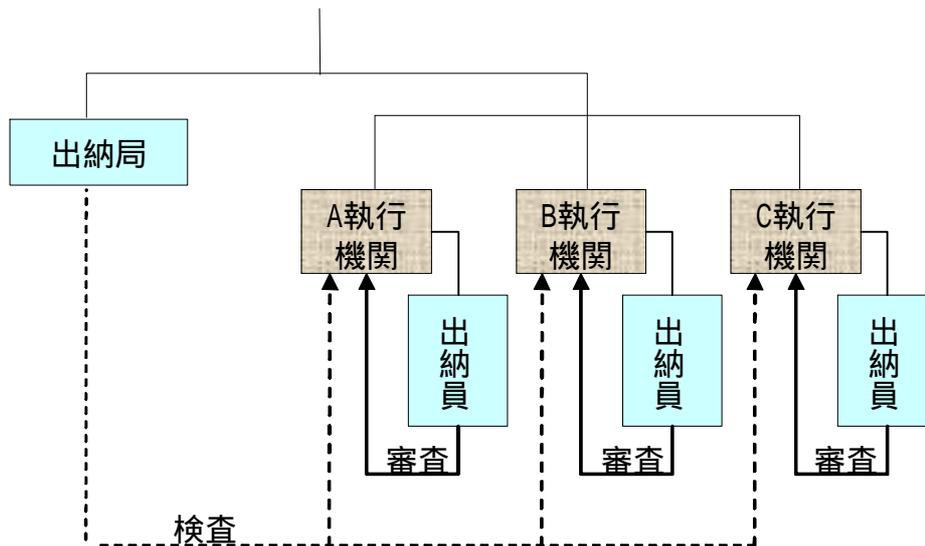
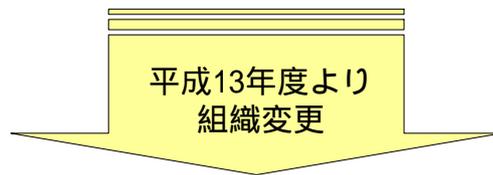
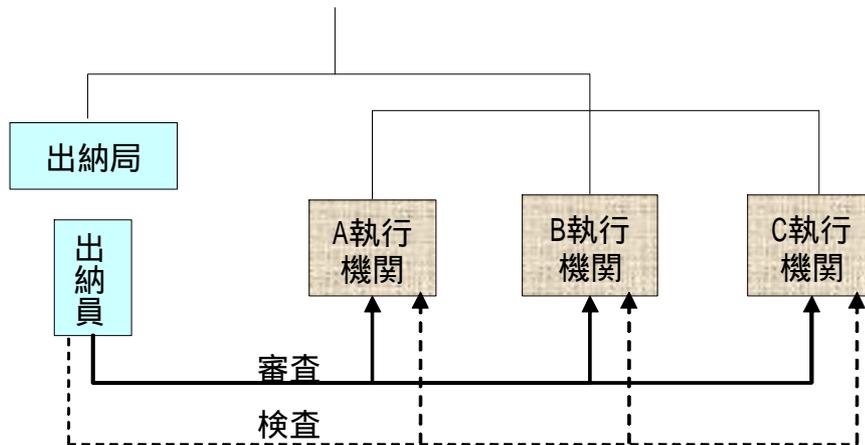
区分	内容
委任	知事又は出納長の権限に属する事務の一部を地方自治法の規定に従い、県の吏員等に移し、それを受任者の権限として行わせることをいう(法 153)。
専決	長の権限に属する一部を、予め一定の責任範囲を定めて、常時、長に代わって決裁することをいう。
代決	長又は専決権限を持つ者などが決裁すべき事項について、その者に事故がある場合に定められた者が一時、代わって決裁することをいう。

(2) 三重県の現状

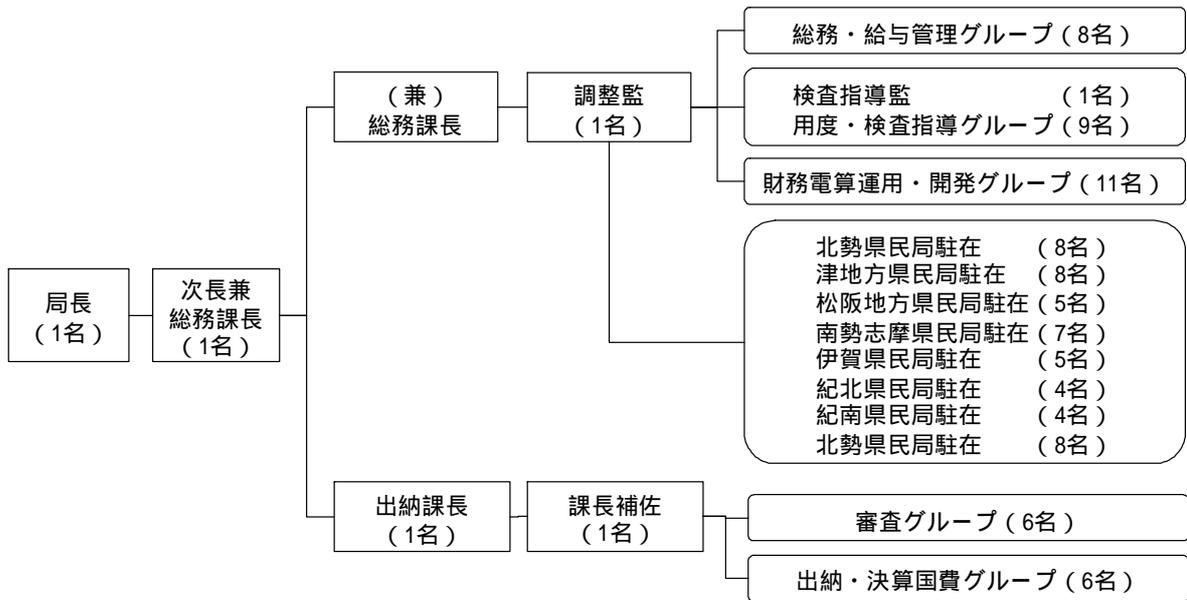
出納員の審査と出納局の検査

三重県においても当然、執行機関と出納機関に分けられている。ただ運用方法として、平成 12 年度までは、出納局に属する出納員が本庁と地域機関で、出納長から審査権限の委任を受け審査を実施してきたが、平成 13 年度からは新財務会計システムの導入に伴い、各執行機関での自己決定に基づく執行面の効率化を

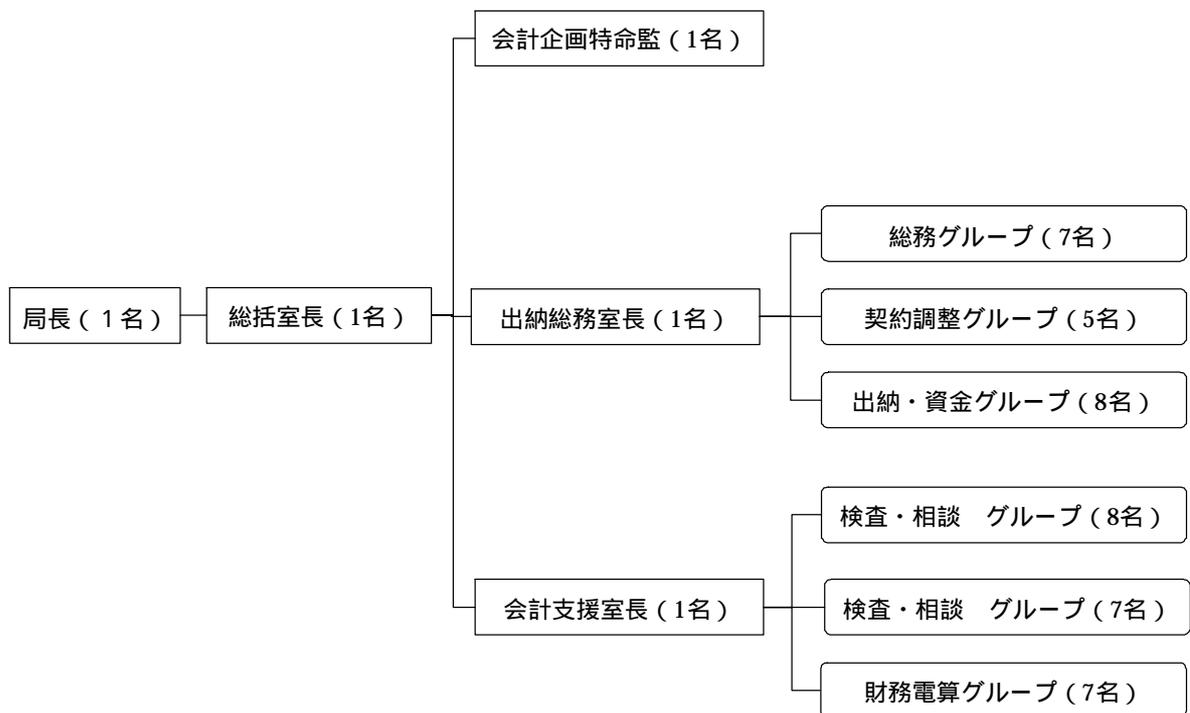
めざして、出納長から審査権限の委任を受けた出納員を執行機関に配置し、審査を実施するようになった。この組織変更の結果、出納局の機能は平成12年度までは審査機能と検査機能を兼ね備えていたが、平成13年度以降は検査機能のみとなっている。



平成 12 年度の出納局の組織図



平成 17 年度の出納局の組織図



これにより出納局の職員は 86 名から 49 名に減少し、その業務も審査から検査、相談業務へ移行した。また執行機関においても庶務の一元化により会計事務担当職員数を減少させることとなった。しかし一方で、平成 16 年度の会計現場の問題点として以下のような審査上の問題点が浮かび上がっている。

- ・ 経理知識が十分でない職員が審査している。
- ・ 出納員や審査補助員個々の審査レベルに大きな格差がある。
- ・ 他の業務をもちながらの審査業務のため、業務の密度や時期等により審査精度に大きな差が生じる。
- ・ 少人数所属（学校、単独地域機関等）では執行側と審査側との役割分担の明確化が困難な場合が多い。
- ・ 教員や技術吏員が出納員となっている。
- ・ 少人数職場や事務吏員の少ない職場がある。
- ・ 新任出納員や審査補助員に対する通年的な支援体制がない。

また、平成 17 年度定期監査結果として県監査委員からは 2 点指摘されている。

- ・ 各所属におけるチェック体制が十分に機能しているとは言い難い。職員の事務処理能力の向上と牽制機能の強化を図るなどの確な事務処理が行われるよう対策を講じられたい。
- ・ 監査を行った特命随意契約のうち 30.4% が不適切な契約である。

審査機能が執行機関に移管されたことによって上記のような問題点が発生するに至ったが、出納局ではこの問題点を解消すべく平成 18 年度から以下のような検査機能の強化を図った。

- (i) 検査・相談の体制としては、会計支援室の検査・相談グループと検査・相談グループを本庁と地域機関への駐在に分け、本庁に検査・相談グループ（9 名）を、新たに地域機関への駐在として、県民センターのある 9 庁舎に地域出納グループ（16 名）を設置した。
- () 上記の検査・相談グループは、本庁各部局・部門別（収入・支出・契約・物品等）に担当者を定めて専任制とする。また、地域出納グループは、桑名市・四日市市に 3 名、鈴鹿市・伊賀市に 3 名、津市に 2 名、松阪市・伊勢市に 5 名、尾鷲市・熊野市に 3 名を配置し、年間を通じてさらにきめ細かい検査・相談体制を整えた。
- () 従来実地検査については、会計処理が終了した後で行っていたが、平成 18 年度からは、不適正執行等の未然防止に主眼を置いて、特定の支出事務については、執行伺いや支出負担行為などにより、支出を行う前に検査する。また、旅費（精算払）の支出等を除いて、収入、支出など事務処理の完了後に、全ての会計事務について検査する。
- (iv) 会計規則・会計実務マニュアルとして、分かりやすい会計規則を目指して、会計規則、運用方針等を全部改正する。会計規則については 6 月に公布し

た。その後、改正内容を説明し、職員に十分周知し理解を求めたうえで、平成 19 年 4 月から施行する。

- (v) 初任者会計職員の増加に伴い、新たに起案から財務システムの処理までを解説した「節別マニュアル」を配布するとともに、会計事務を分かりやすく解説した出納員が行う「審査事務の手引き」、会計相談事例等を取りまとめた「質疑応答集」等を毎年度見直す。
- () 県立学校事務については、関係機関と協議のうえ、その充実に努める。
- () 自己検査要領等の改正として、会計事務自己検査については、点検項目がよりスムーズに確認できるよう、毎年度自己検査要領、自己検査点検表等の見直しを行い、所属の職員の負担軽減を図る。
- () 17 年度の検査結果の中で指導事項件数の多かった物品・契約及び支出については、18 年度の重点項目として、検査期間中にその改善状況を確認するとともに、各種研修時において、特に重点的に指導を行う。

関係団体の事務

これまで述べてきた統制組織は支出する側である県内部の機関を取り扱ってきた。すなわち執行機関と出納機関を分離することによって、お互いに牽制をきかせ、不適切な会計処理を未然に防止又は発見、是正しようというものである。いわばリスクを軽減するための組織である。

これに対して、反対にリスクを高める組織が存在する。県の直接の業務でないものの、県職員が公的な立場で実際の事務に関わっている団体、いわゆる県が事務局を預かっている団体（以下、関係団体と呼ぶ）である。なぜ県が事務局を預かるようになったのかは、それぞれの関係団体で異なっているが、県が補助金、委託料等の支払事務をする一方で、関係団体の収入事務を執り行っている。具体的には、各部局の担当者が県の立場で支払処理を行うとともに、関係団体の立場で収入処理を行うのである。

民間でも親会社子会社間の取引について親会社の経理責任者が両者の経理事務を行う場合があるが、リスクは非常に高いものとして取り扱われている。

平成 10 年度から、関係団体に対する事務支援の見直しを進めており、関係団体の数は平成 10 年度の 447 団体から平成 17 年度の 89 団体まで減少している。平成 17 年度末現在残っている関係団体は以下の通りである。

なお、「平成 17 年度関係団体に対する事務支援の見直し結果（総務局調べ）」より記載している。また、県からの支払額は平成 16 年度決算額である。

部局県 民局名	所属名	団体名	事務 局職 員数	うち 県職 員数	県からの 支払額 (千円)
総合企 画局	広聴広報室	三重県広報協会	3	3	0
総務局	福利厚生室	地方公務員災害補償基金三重県 支部	16	16	29,550
	福利厚生室	財団法人三重県職員互助会	22	14	132,778
	福利厚生室	地方職員共済組合三重県支部	24	17	17,296
生活部	交通安全室	三重県交通安全母の会連合会	2	2	475
	文化振興室	みえ県民文化祭実行委員会	6	3	0
	青少年育成室	三重県青少年補導センター連絡 協議会	4	4	0
	青少年育成室	三重県体力づくり県民会議	3	3	0
	国際室	財団法人自治体国際化協会三重 県支部	2	1	0
	消費生活室	三重県金融広報委員会	3	2	0
	消費生活室	三重県消費者団体連絡協議会	1	1	0
	健康福 祉部	医療政策室	財団法人三重県角膜・腎臓バン ク協会	5	3
障害福祉室		三重県肢体不自由児協会	3	2	0
こころの健康 センター		三重県精神保健福祉協議会	2	2	0
看護大学		三重県立看護大学後援会	3	2	0
公衆衛生学院		三重県立公衆衛生学院後援会	3	2	0
環境森 林部	自然環境室	鈴鹿国定公園協会	2	2	100
	自然環境室	室生赤目青山国定公園協会	2	2	100
	自然環境室	吉野熊野国立公園協会	2	2	0
農水商 工部	担い手室	三重県国際農業者交流協会	2	2	0
	担い手室	三重県漁業士会	2	2	0
	農畜産室	花の国づくり三重県協議会	1	1	3,000
	農水産物安全 室	三重県ゴルフ場環境保全協議会	3	3	132
	マーケティング 室	三重県食品産業振興会	4	4	0
	担い手室	三重県農業機械化協会	2	1	0
	農畜産室	三重県花植木振興会	1	1	0
	水産基盤室	三重県水産基盤整備協会	3	2	0
	大阪事務所	三重県観光関西協議会	1	1	0
	農業大学校	三重県農業大学校学生自治会	1	1	2,645
	中央農業改良 普及センター	三重県青年農業士連絡協議会	2	2	0
	中央農業改良 普及センター	三重県農村青少年クラブ連絡協 議会	1	1	0
	中央農業改良 普及センター	三重県指導農業士連絡協議会	1	1	0

部局県民局名	所属名	団体名	事務局職員数	うち県職員数	県からの支払額(千円)
地域振興部	市町村行政室	三重県明るい選挙推進連合会	5	5	2,000
	交通室	リニア中央エクスプレス建設促進三重県期成同盟会	3	3	2,280
	交通室	東海南海交流会議	2	2	1,300
	交通室	伊勢湾口道路建設促進期成同盟会	2	2	624
	交通室	東海南海連絡道建設推進期成同盟会	2	2	714
	交通室	三重県鉄道網整備促進期成同盟会	3	3	328
	交通室	関西本線複線電化促進連盟	3	3	135
県土整備部	公共用地室	三重地区用地対策連絡協議会	3	3	25
	都市基盤室	三重県建設技術協会	18	14	0
	高速道・道路企画室	紀勢自動車道建設促進三重県期成同盟会	1	1	675
	高速道・道路企画室	近畿自動車道伊勢線・名古屋大阪線建設促進期成同盟会	1	1	0
	高速道・道路企画室	東海環状地域整備推進協議会	1	1	200
	高速道・道路企画室	第二名神高速道路三重・滋賀建設促進県民協議会	1	1	150
	高速道・道路企画室	第二名神自動車道建設促進期成同盟会	1	1	648
	高速道・道路企画室	近畿自動車道紀勢線建設促進協議会	1	1	0
北勢県民局	企画調整部	三重県消防協会北勢支会	5	5	0
	生活環境森林部	北勢地区青少年育成市町村民会議連絡協議会	3	3	173
	生活環境森林部	三重県公害保健医療研究協議会	2	2	754
	農政商工部	北勢農業委員会協議会	5	4	0
津地方県民局	企画調整部	三重県消防協会中勢支会	3	3	0
	生活環境森林部	中勢地区青少年育成市町村民会議連絡協議会	2	2	0
	農水商工部	漁業士会伊勢湾地域部会	1	1	0
松阪地方県民局	企画調整部	三重県消防協会松阪支会	4	4	0
	生活環境森林部	松阪地方青少年育成市町村民会議連絡協議会	2	2	0
南勢志摩県民局	企画調整部	三重県消防協会南勢支会	3	3	0
	生活環境森林部	鳥羽志摩人権啓発推進ネットワーク会議	2	2	0
	生活環境森林部	南勢志摩地区青少年育成市町村民会議連絡協議会	2	2	0

部局県 民局名	所属名	団体名	事務 局職 員数	うち 県職 員数	県からの 支払額 (千円)	
	農水商工部	伊勢志摩不当行為等防止対策協 議会	1	1	0	
伊賀県 民局	企画調整部	三重県消防協会伊賀支会	2	2	0	
	生活環境森林 部	伊賀地区青少年育成市町村民会 議連絡協議会	2	2	0	
	農政商工部	伊賀園芸振興協議会	2	2	0	
	農政商工部	伊賀米振興協議会	4	2	0	
	農政商工部	伊賀ブランドづくり実現の会	1	1	0	
紀北県 民局	企画調整部	三重県消防協会紀北支会	1	1	0	
	生活環境森林 部	紀北地域青少年育成市町村民会 議連絡協議会	1	1	0	
	生活環境森林 部	交通三愛運動推進本部	2	2	0	
	農水商工部	三重県漁業士会紀州地域部会	1	1	0	
	農水商工部	東紀州の海魅力ある漁村創造協 議会	2	2	0	
紀南県 民局	企画調整部	三重県明るい選挙推進連合会熊 野支会	1	1	181	
	企画調整部	三重県消防協会紀南支会	1	1	0	
	生活環境森林 部	紀南地区青少年育成市町村民会 議連絡協議会	2	1	0	
	保健福祉部	紀南地域救急医療対策協議会	2	2	0	
	農政商工部	紀南農業協議会	1	1	0	
教育委 員会	福利給与室	公立学校共済組合三重県支部	15	3	67,373	
	福利給与室	財団法人三重県公立学校職員互 助会	12	1	361,720	
	スポーツ振興 室	全国スポーツレクリエーション 祭三重県派遣実行委員会	4	4	3,310	
	生涯学習室	三重県社会教育委員連絡協議会	4	4	129	
	生涯学習室	三重県図書館協会	3	3	98	
	生涯学習室	三重県博物館協会	3	3	0	
	生涯学習室	三重県ユネスコ連絡協議会	3	3	0	
	スポーツ振興 室	みえスポーツフェスティバル実 行委員会	4	4	10,285	
	各県立学校	P T A	8.7	3.8	0	
	各県立学校	同窓会	7.9	3	0	
	県立学校	三重県吹奏楽連盟	6	4	0	
	県立学校	三重県農業教育振興会	2	2	0	
	生活指導・健 康教育室	財団法人三重県学校保健会	4	3	23,211	
	防災危 機管理 局	消防保安室	三重県消防協会	7	6	4,500

3. 支出に関する過去の指摘事項

では具体的に県内部の検査でこれまでどのような不備事項が指摘されてきているのか整理してみたい。

出納局検査結果

ア 知事報告事項

知事報告事項は、三重県出納局会計検査要綱第9条第1項第1号に規定する「故意又は重大な過失により誤りをしたもの」に該当したものである。17年度では該当事項はなく、16年度は1件、15年度は2所属で4件あり、内容は以下のとおりである。

16年度	1件	桑名北高校 1件 公衆電話取扱手数料については、専用口座で管理し毎月105円に調定を行う必要があるにも拘らず、平成13年4月分から平成16年5月分の38ヶ月分総額3,990円を県費外会計（PTA口座）で保管し、毎月の調定を行っていなかったもの。
15年度	4件	生活部 1件 14年度に支出し不要となった前渡資金について、当該年度中にすべき歳出戻入手続を失念し、手元保管となっていた現金を15年度の過年度戻入として処理したもの。 政策開発研修センター 3件 資金前渡緊急払いに伴う請求、支払い、精算の手続等が時期を失して行われる等、緊急払制度が正しく理解されていないと判断されたもの他2件。

それぞれ、再検査の結果、再発防止に向けて予防策を講じる等、概ね適切な措置がとられていることが確認されている。

イ 指導事項

機関別年度別の指導事項の状況は次表のとおりである。

〔実地検査 機関別指導等件数〕

区分	17年度		16年度		15年度	
	定期検査実施箇所数	指導事項	定期検査実施箇所数	指導事項	定期検査実施箇所数	指導事項
1 本庁の各部局	116	101	118	130	125	380
2 地域機関：県民局	58	234	58	135	58	334

区分	17年度		16年度		15年度	
	定期検査実施箇所数	指導事項	定期検査実施箇所数	指導事項	定期検査実施箇所数	指導事項
3 地域機関：その他	30	120	29	109	29	204
4 教育委員会：本庁、地域機関	30	62	31	33	28	169
5 教育委員会：県立学校等	77	382	62	191	76	707
6 議会・委員会：除く4、5及び7	8	17	8	20	4	39
7 公安委員会：県警本部、警察署	47	64	48	70	25	48
計	366	980	354	688	345	1,881

(17年度)

前年度と比べて大幅に増加した。これは、検査員2名を松阪地方県民局に3ヶ月間駐在させ同管内の所属に対して継続的に検査を実施したことと、前年検査を行わなかった南勢志摩県民局管内の県立学校(15校)を新たに検査対象としたことが考えられる。ただし、指導項目980件のうち約67%にあたる658件については、検査実施期間内に改善したため、年度内改善後の指導事項で比較すると、5件、約2%増加となっている。

(16年度)

指導事項は前年度と比べて大幅に減少した。これは、通年で検査を行ったこと、部局別・地域別・部門別の担当制を敷いたことにより、会計事務執行前の相談の増加や事前検査の効果が現れている。

(15年度)

検査要領等を改正し、内容確認方法を現地検査チェックシートによって客観的かつ公平に判断できる方法に変更した結果、指導件数は前年度と比べて609件、約25%の減少となった。

17年度における16年度の指導事項に係る改善状況、及び16年度における15年度の指導事項に係る改善状況、並びに15年度における14年度の指導事項に係る改善状況については、それぞれ約95%について適切な改善措置が講じられていることが確認されている。

最近3カ年の指導件数を項目別からみた推移は次表のとおりである。

〔 実地検査 項目別指導件数 〕

項目	17 年度	16 年度	15 年度
総括	30	30	123
予算執行及び決算	2	0	1
収入	62	25	167
支出	193	140	480
契約	233	178	497
現金及び有価証券	2	1	9
物品	290	208	344
その他	4	3	44
旅費	145	98	188
自己検査	19	5	28
計	980	688	1,881

指導項目別では 17 年度及び 16 年度は物品、契約、支出の順に多く、15 年度では契約、支出、物品の順に多くなっており、70%以上を占めている。

さらに指導項目の中で指導が目立った契約、支出について事務手続別に整理すると以下のとおりである。

手続名	17 年度	16 年度	15 年度
執行伺い	16	20	24
契約方法	131	92	263
契約書の作成	30	31	75
単価契約、リース契約、長期継続契約	24	19	48
支出負担行為	44	26	87
支出負担行為兼支出命令	7	9	35
履行確認	16	26	75
支出命令	62	41	116
資金前渡	53	34	165
概算払	1	3	21
前金払	1	3	19
部分払	0	2	1
繰替払	0	0	1
年度更正、会計更正、科目更正	0	0	0
誤払金等の戻入手続	9	2	11

(17 年度)

契約では、見積業者への消費税の取扱いや見積辞退の未通知等通知事項に関するもののほか、業者の選定など契約方法に関するもの。

支出では、経費の用途から判断して支出科目の誤りに関するもののほか、請求書の内容の不備（日付、請求印、請求者）に関するもの。

(16 年度)

契約では、予定価格の設定など契約方法に関するもののほか、検収の記録など履行確認に関するもの。

支出では、執行伺いの立案に関するもののほか、前渡資金の特例（緊急払い）適用に関するもの。

（15年度）

契約では、随意契約の要件、予定価格の設定など契約方法に関するもののほか、検収の記録など履行確認に関するもの。

支出では、前渡資金の受払、返納、精算など資金前渡払の確認事務のほか、請求行為に関するもの。

第3 . 監査結果

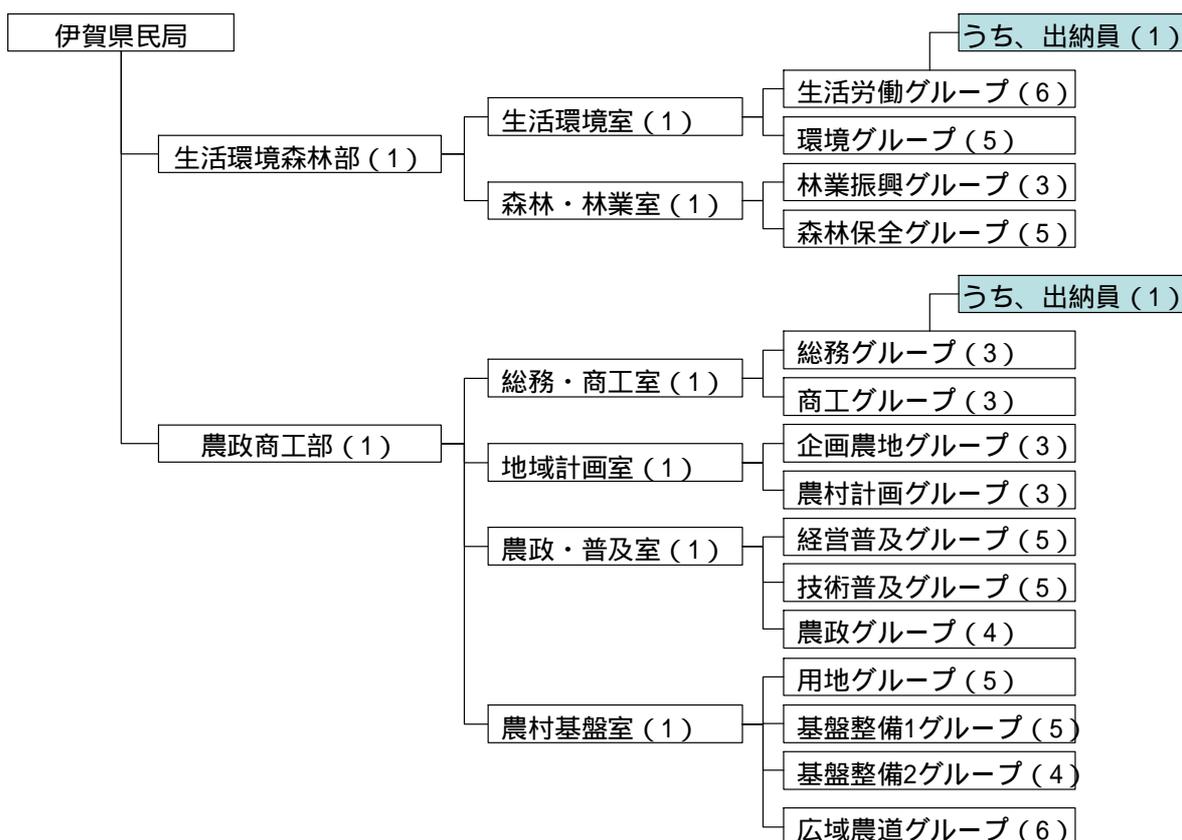
過去の出納局の検査結果、及び各部署が取り扱う支出事務の特徴を踏まえ、本庁の部局、地域機関、教育委員会の中からそれぞれ代表的な組織をいくつか監査対象先に選定した。具体的には下記のとおりである。

区分	監査対象先
1 本庁の各部局	生活部 健康福祉部 地域振興部
2 地域機関：県民局	伊賀県民局生活環境森林部、農政商工部、建設部 津地方県民局津建設部 松阪地方県民局建設部 南勢志摩県民局生活環境森林部、農水商工部、伊勢建設部
3 地域機関：その他	農業大学校 科学技術振興センター農業研究部 草の実りハビリテーションセンター 中央卸売市場 こころの健康センター
4 教育委員会：県立高校	松阪工業高等学校 相可高等学校

また、支出の大部分を占める給与については、各任命権者から制度の概要を聞き取るとともに、津地方県民局生活環境森林部、保健福祉部、農水商工部、津建設部において監査を実施した。

伊賀県民局生活環境森林部、農政商工部

1. 組織及び職員の状況（平成 17 年 6 月 7 日現在、（ ）は職員数）



2. 事業の概要

地域の産業振興を担当する伊賀県民局生活環境森林部、農政商工部は、県総合計画「県民しあわせプラン」の施策である「安心を支える力強い農林水産業の振興」と「地域経済を支える戦略的な産業振興」の着実な振興を目指し、地域資源を活用した伊賀の新しい魅力の構築をテーマに生産振興、集客交流を柱とした事業展開を図っている。

具体的には以下のとおりである。

(1) 農業

稲作経営の合理化と効率化のため、ほ場整備と育苗施設等近代化施設の整備を進めている。また、水稻湛水直播栽培等低コスト、省力化稲作実現に向けての取り組みや消費者から注目され消費も伸びつつある「無農薬米」「低農薬米」の栽培も行っている。

各地において集落営農組織が育成されるなど、水田営農の活性化に向けた取り組みを進めている。

(2) 林業

治山工事等により森林整備を進めている。また、上野森林公園の適正な施設管理を行っている。

3. 支出の概要

伊賀県民局農政商工部の平成 17 年度の支出の内訳は以下のとおりである。

(単位：千円)

予算区分	支出額
一般会計	
現年予算	
総務費	34,438
農林水産業費	2,259,697
商工費	349
災害復旧費	5,980
繰越明許	
農林水産業費	1,603,793
災害復旧費	9,109
農業改良資金貸付事業等特別会計	
現年予算	
農業改良資金貸付事業費	10
中小企業者等支援資金貸付事業等特別会計	
現年予算	
中小企業者等支援資金貸付事業費	9

4. 支出事務の特徴

農業関係及び林業関係の補助金の支出事務が特徴的である。すなわち、交付先としては市に対するものが多く、また支払方法として概算払がよく利用される。一連の支出事務は三重県補助金等交付規則に基づいて実施されている。なお、前年度から繰越された事業あるいは翌年度へ繰越された事業も多い。

出納員は農政商工部、生活環境森林部それぞれに 1 名配置されており、執行機関に属しているとはいえ独立性は高く、審査事務のリスクは低い。

任意団体との取引については 5 団体となされている。

5. 監査手続

以下のとおり監査対象を抽出して監査を行った。

(1) 委託料(公共事業関連を除く)

農業は全件、林業は金額の大きい順に5件を抽出した。(単位:千円)

区分	事業名	委託契約額
農業関係	伊賀東北早害恒久対策事業未登記処理委託	2,943
	伊賀東北早害恒久対策事業未登記処理委託	268
	伊賀東北早害恒久対策事業未登記処理委託	342
	伊賀東北早害恒久対策事業未登記処理委託	6,439
	米産地体制確立推進事業に係る実証ほ委託	217
	主要農作物種子審査補助業務委託	170
林業関係	上野森林公園維持管理業務 県単 植物管理業務委託	8,747
	上野森林公園清掃業務委託	556
		308
	上野森林公園浄化槽保守点検・清掃業務委託	395
	県行造林(柘植・布引・国津)管理巡視委託	238
	上野森林公園電気設備保守点検業務委託	178

(2) 負担金、補助及び交付金

農業と林業について金額の大きい順に5件を抽出した。(単位:千円)

区分	事業名	交付金額
農業関係	やすらぎ空間整備事業費補助金	184,483
	家畜排せつ物利活用施設整備事業費補助金	112,649
		10,513
	中山間地域等直接支払事業交付金	64,595
		13,078
	団体営農業集落排水整備促進事業 錦生西部地区	43,200
97,465		
林業関係	団体営農業集落排水整備促進事業 広瀬・川北地区	39,475
		64,665
	環境林学び・ふれあい促進事業・教育の森整備事業・種生地区	24,529
	森林環境創造事業・伊賀市	8,134
	四 - 3 期国補造林補助事業・流域資源循環林整備事業	3,189
	森林環境創造事業・広瀬・熊橋地区	2,962
	四 - 4 期国補造林事業補助金・流域公益保全林整備事業	2,763

は、平成16年度から平成17年度に繰り越された金額である。

(3) 繰越事業

平成17年度から平成18年度に繰り越された事業を抽出した。(単位:千円)

区分	事業名	交付金額
農業関係	団体営ため池等整備事業 新田3期地区	8,559
	団体営農業集落排水整備促進事業 赤目北部地区	62,725
	農村振興総合整備統合補助事業 蔵持地区	32,172
	米・麦・大豆生産総合対策事業費補助金	1,221

また、(2)に示した事業以外で平成16年度から平成17年度に繰り越された事業を抽出した。(単位:千円)

区分	事業名	交付金額
農業関係	団体営農業集落排水整備促進事業 赤目北部地区	28,900
	農村振興総合整備統合補助事業 蔵持地区	25,359

(4) 法人ではない任意団体との契約

下表のように、任意団体と契約した事業を抽出した。(単位:千円)

区分	事業名	交付金額
農業関係	農的企業の誘致促進事業補助金	544
	「人と自然にやさしいみえの米」普及推進事業費補助金	417
	「人と自然にやさしいみえの米」普及推進事業費補助金	184
	三重の農産物安全・安心づくり支援事業費補助金	25
	三重の農産物安全・安心づくり支援事業費補助金	308

6. 監査結果

(1) 契約書の記載事項について

契約書の記載事項については「契約事務の手引き」において明確に規定されているにもかかわらず契約相手方によって異なっている。

たとえば、「上野森林公園清掃業務委託契約」については当初、A社が契約者であったが、関連会社が民事再生手続の申立を行ったことに伴い自主的事業継続が不能となり、委託事業を継続することが困難となったため、契約を解除している。その後、B社と同内容の委託契約を締結しているが、両者の契約書は、記載事項について統一されていない。具体的には、以下のとおりとなっている。

契約書に記載すべき事項	記載あり × 記載なし	
	A社	B社
給付の内容		
対価の額		
給付の完了時期		
契約の目的たる給付の確認又は検査時期		
対価の支払の時期	×	
各当事者間の履行の遅延その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他損害金	×	
契約に関する紛争の解決方法		

これは業務の引継ぎにあたってA社の契約書の見直しを行ったところ、記載事項の不備が発見されたことから、B社の契約書作成に当たり適切に対処した結果によるものである。

また、A社からは契約保証金を預かっているが、その旨は契約書には記載されていない。さらに契約解除通知書において契約保証金については県に帰属するものとする旨を通知しているが、契約書には契約保証金を違約金に充当する旨の記載もない。

契約書の記載事項については、紛争が生じないように必要な事項を漏らさず記載する必要があると考えられる。 【結果】

(2) 繰越事業の工期設定について

「農村振興総合整備統合補助事業」のうち平成16年度繰越事業25,359千円については、当初平成18年2月28日が工期であったが平成18年3月31日に工期変更されている。この変更は工事の施工上必要と認めたものであり、また農政局の承認も得ており適切な事務執行といえる。ただ、当該事業は平成17年度に全額概算払いしているため、県の履行確認は平成18年3月31日までに実施する必要があり、それに必要な日数を勘案すると工期変更は認めるべきでなかったとい

える。実際には工期以前に工事は終了し、県も3月30日に現地及び書面による履行確認を実施しているため事無きを得たが、補助金について概算払いをした場合には年度末までの履行確認が必要になるとともに、補助金の繰越は翌年度までとなっており、仮に完成していない場合には補助金の返還もありえることから、工期の設定には慎重を期する必要がある。 【意見】

(3) 正当債権者以外への振込について

三重の農産物安全・安心づくり支援事業費補助金25千円については交付先がC団体であり、請求書も同団体から入手しているにもかかわらず、補助金の振込はD社になされていた。同団体が同社に事務所を置いているため振り込んだとのことであるが、正当債権者以外に振り込む場合は委任状が必要である。委任状なしで振り込むことは支出の原則に抵触する。 【結果】

(4) 概算払い時の履行確認について

「環境林学び・ふれあい促進事業・教育の森整備事業24,529千円」については、補助金が全額概算払いにより交付されているため履行確認も支出負担行為を行った平成17年度に実施しなければならない。つまり概算払いによる補助金の履行確認は新年度において行うことはできない。しかしながら3月31日までに履行確認が行われたことを示す明確な回答が得られなかった。

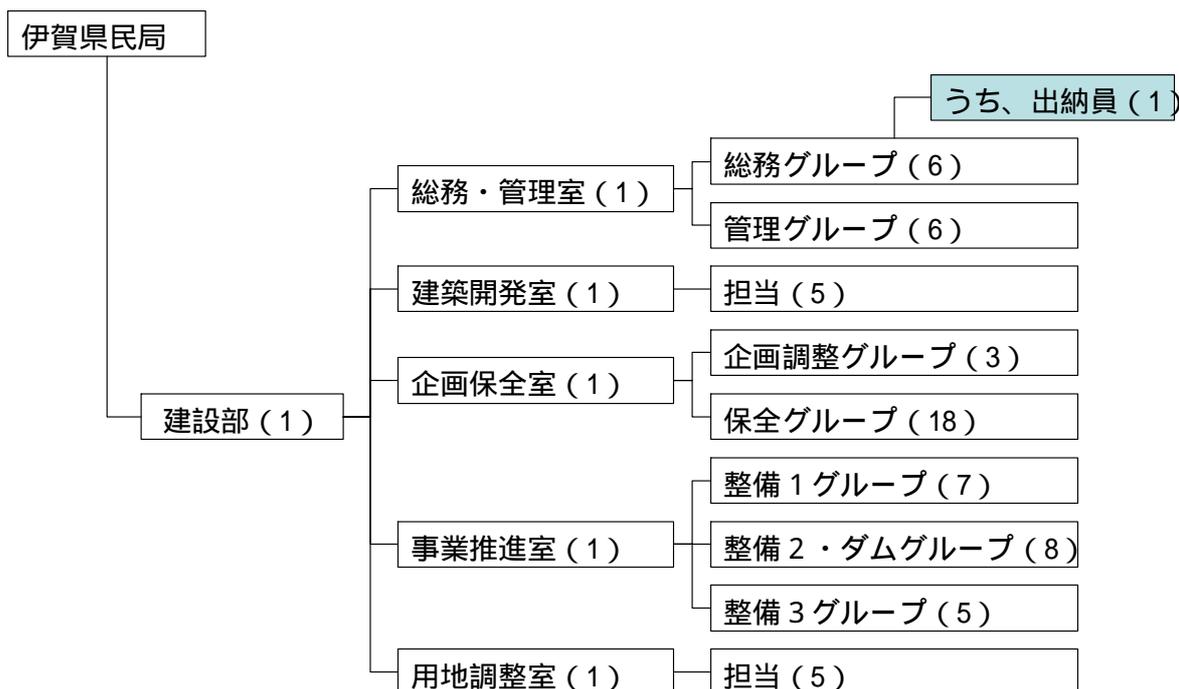
三重県補助金等交付規則によると、補助事業者から実績報告を受けこれに対し県は必ず調査を行わなければならないため、この調査をもって履行確認の実施とする考え方もある。しかし、補助事業者からの実績報告書の提出は4月以降になることが多く、これに対する調査も必然的に4月以降にならざるを得ない。したがって履行確認の実施を当該調査と同時に行うのではなく、両者を明確に区別して、履行確認は3月31日までに実施する必要がある。

また、3月31日までに概算払精算書及び実績報告書を補助事業者から入手し、これをもって履行確認とする考え方もあるが、4月以降に入手している場合には3月31日までに履行確認したことにはならない。

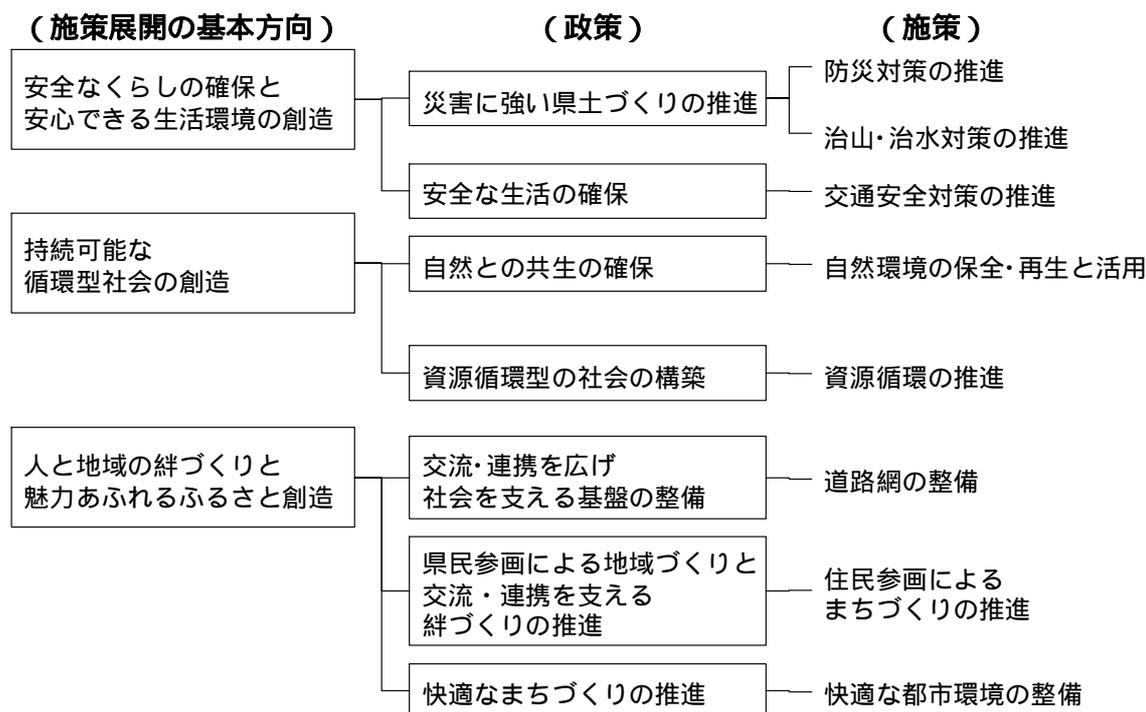
概算払いを行って履行確認が新年度になるような場合には、年度末において一旦精算し、当該年度に県の支出義務が未確定な部分に対応する額を返還させ、必要な場合にはあらためて翌年度に概算払いを行う必要がある。なぜなら、補助金の概算払いを行ったにもかかわらず、年度内に履行確認が実施されない場合には県の支出義務が確定したということではできず、未確定のまま支払いが行われたことになり支出の原則に抵触するからである。 【結果】

伊賀県民局建設部

1. 組織及び職員の状況（平成 17 年 6 月 7 日現在、（ ）は職員数）



2. 事業の概要



3. 管内の公共土木施設の現状

(1) 道路

路線種別別

平成 17 年 4 月 1 日現在

種別	路線数	実延長 (m)	改良済み延長 (m)	改良率 (%)	歩道設置延長 (m)	橋梁数
一般国道 (国管理)	1	27,295.0	27,295.0	100.0		
一般国道 (県管理)	5	144,945.4	128,840.9	88.9	63,350.1	192
主要地方道	13	131,043.8	92,605.2	70.7	27,734.5	123
一般県道	37	203,982.1	103,096.1	50.5	27,638.1	203
県管理道路計	55	479,971.3	342,542.2	67.6	123,722.7	518

伊賀市

平成 17 年 4 月 1 日現在

種別	路線数	実延長 (m)	改良済み延長 (m)	改良率 (%)	歩道設置延長 (m)	橋梁数
国道	5	113,519.4	100,574.3	88.6	48,959.1	157
県道計	40	247,251.3	150,819.8	61.0	41,531.6	251
主要地方道	11	100,468.1	69,672.2	69.3	21,345.7	100
一般県道	29	146,783.2	81,147.6	55.3	20,185.9	151

名張市

平成 17 年 4 月 1 日現在

種別	路線数	実延長 (m)	改良済み延長 (m)	改良率 (%)	歩道設置延長 (m)	橋梁数
国道	3	31,426.0	28,266.6	89.9	19,391.0	35
県道計	13	87,774.6	44,881.5	51.1	13,841.0	75
主要地方道	3	30,575.7	22,933.0	75.0	6,388.8	23
一般県道	10	57,198.9	21,948.5	38.4	7,452.2	52

(2) 河川

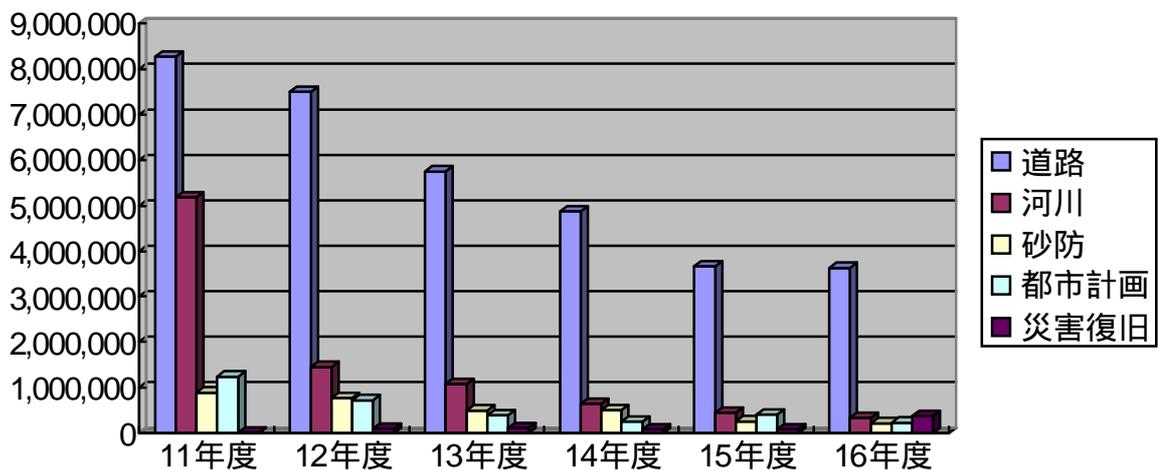
区分	河川数	延長(m)
一級河川(国管理)	12	61,371
一級河川(県管理)	96	390,308

(3) 砂防

区分	危険箇所数	法指定箇所数
砂防	357	(16,399.6ha)
急傾斜	400	102 (245.9ha)
地滑り	16	5 (110.5 ha)

4. 事業費の推移

(単位：千円)



5. 支出の概要

伊賀県民局建設部の平成17年度の支出の内訳は以下のとおりである。

(単位：千円)

予算区分	支出額
一般会計	
現年予算	
総務費	133
衛生費	7,800
土木費	3,209,871
災害復旧費	69,697
繰越明許	
土木費	1,058,689
災害復旧費	76,017

6．支出事務の特徴

工事請負費の支出事務が特徴的である。いわゆる道路、河川等の公共工事の請負契約に関してなされる事務であり、その手続については多数の要領、規則等が制定されており最も整備確立された支出事務といえる。1件あたりの請負金額も高額になる場合が多く慎重な支出事務が期待される。特に入札方法の選択をめぐる一連の契約事務は重要である。また、支払方法として前金払がよく利用される。なお、依然として県単公共工事に係る契約変更の件数が多くなっており、例外的な支出事務である契約変更事務の適切な執行が求められる。前年度から繰越された事業あるいは翌年度へ繰越された事業も多い。

出納員は1名配置されており、執行機関に属しているとはいえ独立性は高く、審査事務のリスクは低い。

7．監査手続

以下のとおり監査対象を抽出して監査を行った。特に契約変更理由の妥当性について留意した。

(1) 工事請負費【変更増額 上位5契約】

(単位：千円)

工事名称	当初 契約額	最新 契約額	変更 増額	変更 増率
一般地方道名張青山線 国補道路交通安全対策工事(その1)	40,950	68,250	27,300	66.7%
一般国道25号 服部拡幅 国補橋梁 整備工事(服部橋下部工)	113,400	121,112	7,712	6.8%
一般地方道名張青山線 地方特定道路 整備工事	44,835	52,437	7,602	17.0%
一般国道422号 三田坂バイパス 国補道路改良工事	93,765	100,963	7,198	7.7%
一般地方道 伊賀甲南線 地方特定道 路整備工事	40,352	46,026	5,674	14.1%

(2) 工事請負費【変更増率 上位5契約】

(単位：千円)

工事名称	当初 契約額	最新 契約額	変更増額	変更増率
一般地方道名張青山線 国補道路交通安全対策工事(その1)	40,950	68,250	27,300	66.7%
一般地方道信楽上野線[道維]緊急地 方道路整備(交通安全)工事	1,110	1,581	470	42.3%
一般国道422号(上野大橋)他1橋 県単橋梁維持修繕 塗装工事	3,741	4,830	1,088	29.1%
一般地方道蔵持霧生線 地方特定道路 舗装工事	5,082	6,548	1,466	28.8%
一級河川 小波田川 県単河川局部改 良工事	3,202	4,105	903	28.2%

(3) 工事請負費【平成17年度から平成18年度への繰越があるもの】

(単位：千円)

工事名称	最新 契約額	現年分 【H17】	繰越額 【H17 H18】
一級河川木津川 基幹河川改修 (下神戸橋取付道路)工事	42,196	14,246	27,950
一般地方道蔵持霧生線 公共土木施設維持管理(側溝整備)工事	4,831	1,852	2,978
一般地方道種生奥鹿野線 地方特定道路整備工事	18,481	7,870	10,611
一般国道422号 三田坂バイパス 国補道路改良工事(舗装)	49,762	44,080	5,682
一般地方道蔵持霧生線 地方特定道路舗装工事	6,548	536	6,012
一般地方道蔵持霧生線 地方特定道路整備工事	8,713	3,800	4,913
一般地方道名張青山線 国補道路交通安全対策工 事(その1)	68,250	16,380	51,870
一般国道422号 三田坂バイパス 国補道路改 良工事	100,963	72,200	28,763
一般地方道赤目滝線外2線 側溝整備工事	5,260	2,267	2,993
主要地方道伊賀青山線 地方特定道路整備工事	14,010	4,800	9,210
主要地方道上野南山城線 地方特定道路整備工事	21,823	0	21,823

工事名称	最新 契約額	現年分 【H17】	繰越額 【H17 H18】
主要地方道上野名張線 県単道路交通安全対策 (一種)工事(舗装)	9,245	2,800	6,445
主要地方道松阪青山線 地方道路交付金工事	73,543	29,190	44,353
主要地方道奈良名張線 地方道路交付金工事 (その1)	26,382	9,160	17,222
主要地方道奈良名張線 地方道路交付金工事 (その2)	9,287	3,420	5,867
一般国道165号 県単道路交通安全対策 (一種)工事	52,733	25,410	27,323
主要地方道伊賀信楽線 地方道路交付金工事 分3(舗装工事)	22,268	8,190	14,078
丸之内3地区急傾斜 公共土木施設維持管理工事	1,038	0	1,038
主要地方道名張曾爾線 地方道路交付金災害防除 工事(その3)	8,778	3,511	5,266
平尾南町下比奈知線 [街路]地方特定道路整備 工事	37,533	15,566	21,967
主要地方道上野名張線 地方道路交付金(交通安 全)工事	4,207	0	4,207
一般国道25号一ツ家BP 国補道路特殊改良 (一種)工事	67,882	17,740	50,142

8. 監査結果

(1) 設計変更の適用基準の解釈について

「一般国道422号(上野大橋)他1橋 県単橋梁維持修繕 塗装工事」については3,741千円から4,830千円に変更が行われ、増加額は1,088千円、増加率は29.1%となっている。

工事打合わせ簿によると変更理由は塗装仕様を鋼道路橋塗装便覧に載っているa-1仕様からc-1仕様に変更したため、及び塗装面積が設計と異なっていたためとある。具体的には、

- ・ a-1仕様は鉛丹錆止め + 長油性フタル酸
- ・ c-1仕様は変性エポキシ樹脂下塗 + ポリウレタン上塗

であり、以下の4つの観点からc-1仕様がa-1仕様に勝っているという。

- ・ 冬季における乾燥性の観点
- ・ 近年における環境問題の観点
- ・ イニシャルコスト、ランニングコスト比較の観点

・冬季の夜間から早朝時の結露による仕上がりへの影響からの観点

また塗装面積は実測した結果、設計より 19.13 m²増加になるというものである。

一方、変更理由書には三重県建設工事設計変更要領第 4 条の(6)設計図書に示された施工条件が実際と異なる場合にあたると記載されている。確かに塗装面積の点は(6)にあたると考えられるが、塗装仕様を変更することが(6)にあたるとは考えられない。なぜなら、塗装仕様は鋼道路橋塗装便覧に載っている複数の仕様から a-1 仕様を選択して決定したものである。

実際には、平成 17 年 12 月に鋼道路橋塗装便覧が改訂されたのにもなって、LCC(ライフサイクルコスト)・環境対策・景観上などの観点から、従来より耐久性に優れる「重防食塗装系」に変更したものであり、変更理由は同要領第 4 条の(7)「他事業に起因する事由、関係法令の改正等により設計上の変更が必要な場合」に該当すると思われる。ただ、設計変更理由がこの実態を示した記載になっていないため、今後は県民への説明責任を果たせるような誤解のない記述をする必要があると考えられる。

【結果】

(2) 前金保証書の期限延長について

公共工事及び公共工事に係る調査・設計等の業務委託の前金払を行うときは、契約の相手方から保証会社の当該工事等に係る保証証書を提出させている。また、保証約款によると、工期延長が行われた場合には、被保証者(県)若しくは保証契約者(請負業者)が保証会社に通知することによって、保証期間は工事の終期まで延長されることになっている。

一方で、県は東日本建設業保証(株)及び西日本建設業保証(株)と保証期間の変更に関する覚書を締結している。西日本建設業保証(株)の覚書には、工期が変更された場合には保証期間も同時に変更されると記載されているが、東日本建設業保証(株)の覚書には変更の旨を保証会社に通知したときに変更されると記載されているため、自動的に保証期間が変更されない。

下記の工事は平成 17 年度末までに完成予定であったが、事情により平成 18 年度に完成が延期されたものであり、また東日本建設業保証(株)のケースである。県は工期延長を伴う変更契約の際には保証契約者(請負業者)に保証会社に通知するよう指導しており、また事後的に確認したところ、保証契約者から連絡を受けている旨の回答を保証会社から得ている。ただ、請負業者の保証会社への通知は口頭でなされており、変更契約時のリスクを軽減するためには、書面での通知書を手にするかあるいは県の書類に通知を確認した旨を記録しておく必要があると考えられる。

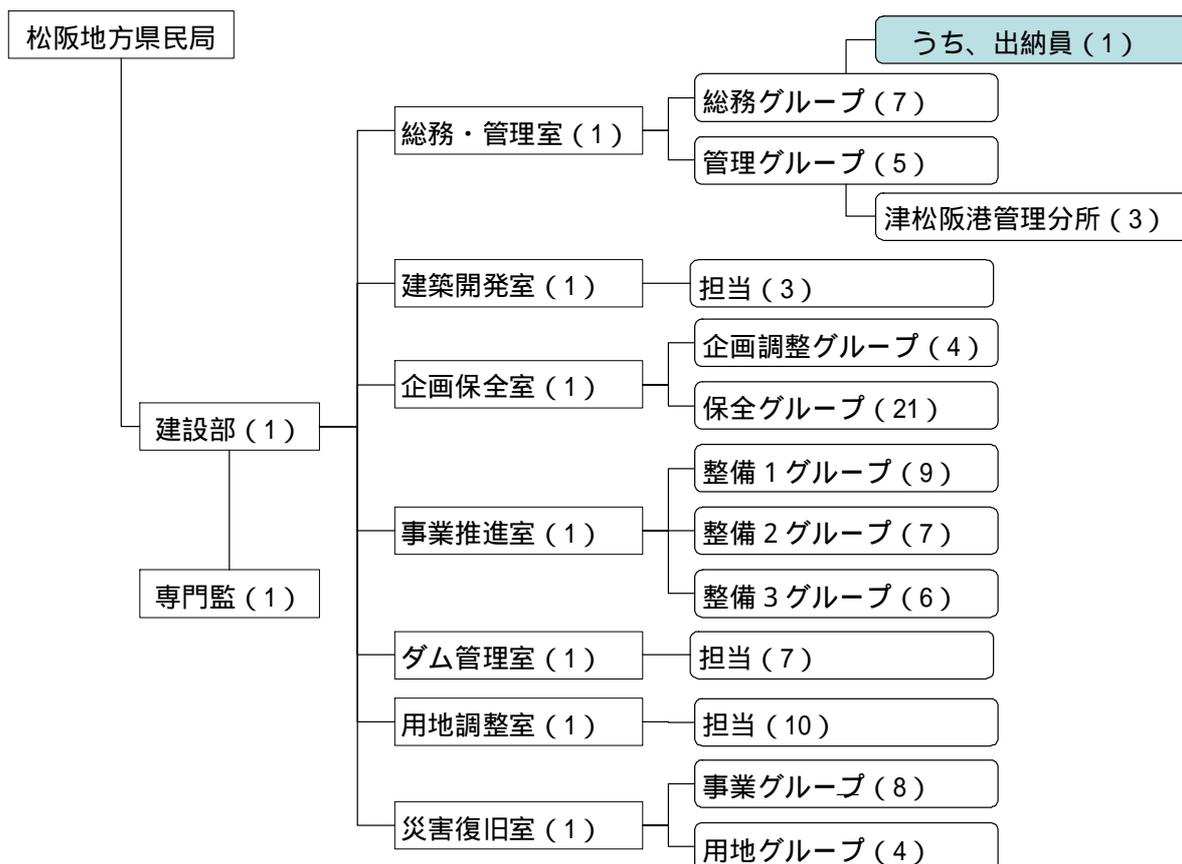
【結果】

(単位：千円)

工事名称	前金保証額	前金保証会社	変更後完成期限
一級河川木津川 基幹河川改修(下神戸橋取付道路)工事	14,000	東日本建設業保証(株)	H18.7.31
一般地方道蔵持霧生線 公共土木施設維持管理(側溝整備)工事	1,701	東日本建設業保証(株)	H18.4.28
一般地方道種生奥鹿野線 地方特定道路整備工事	7,870	東日本建設業保証(株)	H18.6.30
一般国道422号 三田坂バイパス 国補道路改良工事(舗装)	18,480	東日本建設業保証(株)	H18.4.28
一般地方道蔵持霧生線 地方特定道路整備工事	3,800	東日本建設業保証(株)	H18.5.31
一般地方道名張青山線 国補道路交通安全対策工事(その1)	16,380	東日本建設業保証(株)	H18.8.31
一般国道422号 三田坂バイパス 国補道路改良工事	37,500	東日本建設業保証(株)	H18.5.31
一般地方道赤目滝線外2線 側溝整備工事	1,900	東日本建設業保証(株)	H18.4.20
主要地方道伊賀青山線 地方特定道路整備工事	4,800	東日本建設業保証(株)	H18.12.20
主要地方道上野名張線 県単道路交通安全対策(一種)工事(舗装)	2,800	東日本建設業保証(株)	H18.5.31
主要地方道松阪青山線 地方道路交付金工事	29,190	東日本建設業保証(株)	H18.7.31
主要地方道奈良名張線 地方道路交付金工事(その1)	9,160	東日本建設業保証(株)	H18.8.15
主要地方道奈良名張線 地方道路交付金工事(その2)	3,420	東日本建設業保証(株)	H18.4.28
一般国道165号 県単道路交通安全対策(一種)工事	20,160	東日本建設業保証(株)	H18.8.31
主要地方道伊賀信楽線 地方道路交付金工事 分3(舗装工事)	8,190	東日本建設業保証(株)	H18.6.19
主要地方道名張曾爾線 地方道路交付金災害防除工事(その3)	3,511	東日本建設業保証(株)	H18.4.28
平尾南町下比奈知線 [街路] 地方特定道路整備工事	13,738	東日本建設業保証(株)	H18.6.9
一般国道25号一ツ家BP 国補道路特殊改良(一種)工事	17,740	東日本建設業保証(株)	H18.9.29

松阪地方県民局建設部

1. 組織及び職員の状況（平成 17 年 6 月 7 日現在、（ ）は職員数）



2. 事業の概要

各部署の所管事業は下記のとおりとなっている。

現在員	103 名	平成 17 年 6 月 7 日現在
所管事業	総務・管理室	公共工事の入札・契約・支払、建設業法、部内庶務・経理 県管理道路・河川等の占用許可、屋外広告物の許可 津松阪港の管理全般、港湾統計事務
	建築開発室	建築確認、宅地等の開発に係る許認可、住宅に関する相談
	企画保全室	部の事業の企画・計画調整・広聴広報 県管理公共土木施設の維持修繕
	事業推進室	公共工事の調査・設計・監督
	ダム管理室	宮川ダムの維持管理、宮川ダム堰堤の改修
	用地調整室	公共工事に係る用地取得・補償・登記
	災害復旧室	災害復旧工事の調査・設計・監督 災害復旧工事に係る用地取得・補償・登記

主要事業の概要は下記のとおりとなっている。

(1) 道路 (改修)

名称	区間	延長	幅員	着工年度
166号田引BP	松阪市飯高町栗野	5,000m	6.5m	平成6年
368号仁柿峠	松阪市飯南町上仁柿	4,250m	6m	平成2年
鳥羽松阪線	松阪市早馬瀬	1,500m	14m	平成14年
422号八知山拡幅	宮川村滝谷	850m	6m	平成7年
422号明豆拡幅	宮川村明豆	1,289m	6m	平成15年
六軒鎌田線	松阪市久保田～大平尾	980m	13m	平成10年
松阪環状線	松阪市豊原～上川	2,040m	6m	平成13年
松阪市嬉野線	松阪市岡本～藤之木	1,446m	6m	平成14年
大台宮川線	宮川村小切畑～江馬	2,330m	6m	平成13年
蓮峽線	松阪市飯高町森～飯高町七日市	2,350m	6.5m	平成14年
相鹿瀬大台線	大台町柳原～新田	820m	6m	平成15年
多気斎明線	明和町岩内～竹川	1,926m	6m	平成14年
勢和兄国松阪線	多気町三疋～相可	2,016m	6m	平成16年
村道新大杉谷線	宮川村岩井	370m	6m	平成6年
松阪公園大口線	松阪市鎌田～本町	820m	6m	平成14年

(2) 道路 (維持)

名称	区間	延長	幅員	着工年度
国道166号	松阪市大河内	526m	2m	平成16年
大台宮川線	大台町佐原～弥起井	650m	6m	平成16年
国道166号	松阪市飯南町横野	40m	6m	平成15年

(3) 河川

名称	区間	延長	工種	着工年度
三渡川	松阪市小津町～六軒町	5,510m	護岸工	昭和51年
百川	松阪市松崎浦	872m	護岸工	昭和63年
笹笛川	明和町佐田	3,380m	護岸工、床固、橋	平成4年

(4) 砂防

名称	区間	延長	工種	着工年度
彦谷川	宮川村赤滝	長さ63m 高さ12m	ダム工	平成12年
シル谷川	松阪市袖原	長さ93.2m 高さ10.5m	ダム工	平成16年
櫛田川水系	松阪市飯南町赤滝	長さ63m 高さ14.5m	ダム工	平成16年
櫛田川水系	松阪市飯高町七日市	長さ54m 高さ14.5m	ダム工	平成16年
久谷地区	松阪市飯高町森	570m	擁壁工	平成16年
唐櫃地区	宮川村唐櫃	300m	擁壁工	平成16年

名称	区間	延長	工種	着工年度
佐原5地区	大台町佐原	264m	擁壁工	平成17年
宮川水系宮の谷川	宮川村久豆	-	ダム工	平成17年
宮川水系松原谷川	宮川村松原	-	ダム工	平成17年
宮川水系カラト谷川	宮川村唐櫃	-	ダム工	平成17年
天ヶ瀬地区	宮川村天ヶ瀬	-	法面工	平成17年
領内地区	宮川村小滝	-	法面工	平成17年

(5) 港湾

名称	区間	延長	着工年度
津松阪港	松阪市大口	けい留施設 長さ 854m 浚渫 206,000	平成3年

3. 支出の概要

松阪地方県民局建設部の平成17年度の支出の内訳は以下のとおりである。

(単位：千円)

予算区分	支出額
一般会計	
現年予算	
土木費	5,293,042
災害復旧費	565,413
繰越明許	
土木費	4,132,051
災害復旧費	3,541,138
港湾整備事業特別会計	
現年予算	
港湾整備事業費	116,290

4. 支出事務の特徴

工事請負費の支出事務が特徴的である。いわゆる道路、河川等の公共工事の請負契約に関してなされる事務であり、その手続については多数の要領、規則等が制定されており最も整備確立された支出事務といえる。1件あたりの請負金額も高額になる場合が多く慎重な支出事務が期待される。特に入札方法の選択をめぐる一連の契約事務は重要である。また、支払方法として前金払がよく利用される。なお、依然として県単公共工事に係る契約変更の件数が多くなっており、例外的な支出事務である契約変更事務の適切な執行が求められる。

平成16年度の台風21号による繰越事業の支出が特に多く、また、翌年度へ繰越された事業も多い。

一般会計のほかに港湾整備事業特別会計の支出事務があることも特徴である。
出納員は1名配置されており、執行機関に属しているとはいえ独立性は高く、
審査事務のリスクは低い。

5. 監査手続

以下のとおり監査対象を抽出して監査を行った。特に契約変更理由の妥当性について留意した。

(1) 工事請負費【変更増額 上位5契約】

(単位：千円)

工事名称	当初 契約額	最新 契約額	変更増額	変更増率
津松阪港 国補港湾改修(重要)工 事(分-2)	197,925	226,961	29,036	14.7%
一級水系宮川水系 古ヶ谷川 災害関連緊急砂防工事	312,900	337,829	24,929	8.0%
津松阪港 国補港湾改修(重要)工 事	444,150	464,082	19,932	4.5%
一級水系 宮川水系 猪谷川 災害関連緊急砂防工事	176,400	193,390	16,990	9.6%
一般地方道松阪嬉野線 地方道路交付金(舗装)工事	53,550	67,433	13,883	25.9%

(2) 工事請負費【変更増率 上位5契約】

(単位：千円)

工事名称	当初 契約額	最新 契約額	変更増額	変更増率
二級水系阪内川水系明ヶ谷川 他1 公共土木施設維持管理(砂防維持修 繕)工事	945	1,333	388	41.1%
一級水系雲出川水系東谷支川 平成 16年県災29号砂防設備災害復旧 工事	745	1,002	257	34.5%
一般地方道 飯南三瀬谷停車場線 平成16年国災第431号道路災害 復旧工事	39,544	51,574	12,030	30.4%
一般地方道大淀東黒部松阪線他 公共土木施設維持管理側溝整備工事	3,328	4,328	999	30.0%
主要地方道 松阪久居線 他 公共土木施設維持管理側溝整備工事	5,668	7,361	1,692	29.9%

(3) 工事請負費【平成17年度から平成18年度への事故繰越】

(単位：千円)

工事名称	最新 契約額	繰越額 【H17 H18】
一級水系宮川水系 古ヶ谷川 災害関連緊急砂防工事	337,829	123,154
一級水系宮川水系宮川流域唐櫃谷川 災害関連緊急砂防工事	189,000	113,400

6. 監査結果

(1) 前金保証書の期限延長について

公共工事及び公共工事に係る調査・設計等の業務委託の前金払を行うときは、契約の相手方から保証会社の当該工事等に係る保証証書を提出させている。また、保証約款によると、工期延長が行われた場合には、被保証者（県）若しくは保証契約者（請負業者）が保証会社に通知することによって、保証期間は工事の終期まで延長されることになっている。

一方で、県は東日本建設業保証(株)及び西日本建設業保証(株)と保証期間の変更に関する覚書を締結している。西日本建設業保証(株)の覚書には、工期が変更された場合には保証期間も同時に変更されると記載されているが、東日本建設業保証(株)の覚書には変更の旨を保証会社に通知したときに変更されると記載されているため、自動的に保証期間が変更されない。

下記の工事は平成17年度末までに完成予定であったが、事情により平成18年度に完成が延期されたものであり、また東日本建設業保証(株)のケースである。県は工期延長を伴う変更契約の際には保証契約者（請負業者）に保証会社に通知するよう指導しており、また事後的に確認したところ、保証契約者から連絡を受けている旨の回答を保証会社から得ている。ただ、請負業者の保証会社への通知は口頭でなされており、変更契約時のリスクを軽減するためには、書面での通知書を手にするかあるいは県の書類に通知を確認した旨を記録しておく必要があると考えられる。

【結果】

(単位：千円)

工事名	前金保証額	前金保証会社	変更後完成 期限
一級水系宮川水系宮川流域唐櫃谷川 災害関連緊急砂防工事	75,600	東日本建設業保証(株)	H18.7.31
一般地方道大杉谷海山線平成16年 災害復旧工事（国災第1601号）	87,150	東日本建設業保証(株)	H19.3.7

(2) 工期延長の理由書の作成について

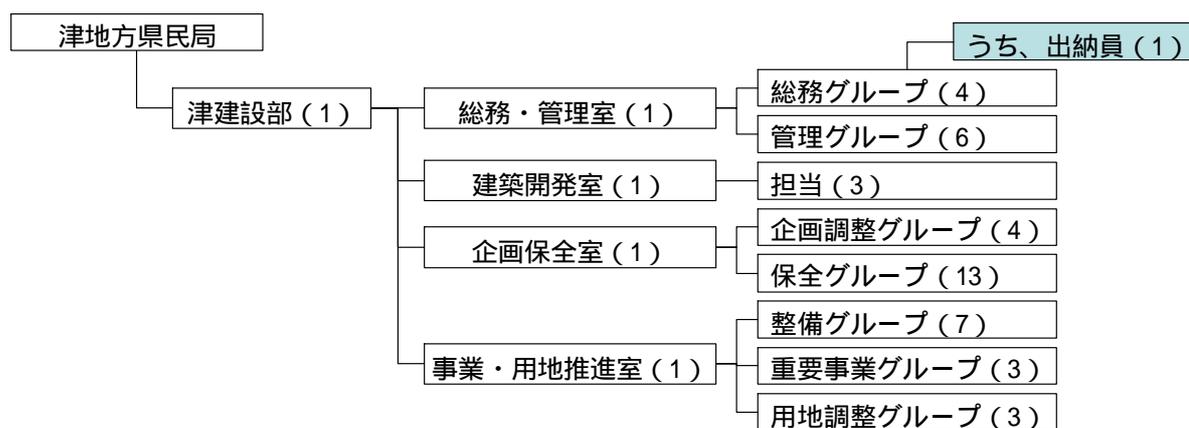
契約変更のうち、工期延長に関する変更理由書が作成されていない工事があった。工事内容の変更が発生した場合に工事の変更理由書が作成されていないまま工事の変更契約を実施する場合は、変更伺いによる承認がされず契約変更がなされてしまう可能性があることから、事務執行上好ましくないと考えられる。変更理由書は、必ず必要書類として作成する必要がある。 【結果】

(3) 支出更正決議書について

支出更正決議書発行が120件を超えており、修正件数が異常に多い。原因としては、一般会計から港湾整備事業特別会計への更正、港湾整備事業特別会計から一般会計への更正、現年予算から繰越明許への更正、繰越明許から現年予算への更正等があげられる。予算管理上の重要な手続である支出負担行為の整理が十分機能していないと言わざるを得ない。会計間の支出が曖昧になされ支出更正が多くなっている場合には、適切な予算執行が実施されていないのではないかと、あるいは事務事業の執行自体の正確性が損なわれ、効率性を阻害しているのではないかと、疑問が生じるおそれもある。支出更正理由を明確に分析した上で、事務処理の効率性も考慮しつつ件数の減少を図る必要がある。 【結果】

津地方県民局津建設部

1. 組織及び職員の状況（平成 17 年 6 月 7 日現在、（ ）は職員数）



2. 事業費の推移

（単位：千円）

	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
道路	8,655,711	6,516,411	6,245,722	4,182,834	4,476,437
河川	2,696,531	1,350,569	1,052,770	308,634	889,399
砂防	1,785,074	1,347,235	866,912	722,882	931,405
港湾・海岸	361,937	228,033	424,360	1,030,862	816,556
都市計画	1,614,176	1,223,617	469,813	158,197	525,250
特別会計 (津ヨットハーバー管理費)	20,568	29,915	30,012	56,935	63,822
災害復旧	119,455	155,224	12,995	78,939	1,623,822
計	15,253,452	10,851,004	9,102,884	6,914,283	9,326,691

3. 事業の概要

(1) 安全な生活の確保

治山・治水・海岸保全対策

県土を保全し、住民の生活と財産を守るため、河川整備事業、砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業、海岸保全対策事業を実施している。

防災対策

災害時に、人員や物資等の輸送を確保するため、橋梁耐震補強や防災事業等、緊急輸送ルートの確保を図っている。

交通安全対策

住宅地や商業地、通学路において、安全で快適な歩行空間の確保を整備している。

(2) まちづくりの推進

都市環境の整備

交通処理機能だけの街路でなく、電線類の地中化、修景化等を行った街路整備を行っている。また、休息、地域住民のふれあいの場となる空間の整備を図っている。

住民参画のまちづくり

道路、河川等の美化ボランティアや地元自治会への維持管理委託などを普及させ、住民のまちづくりへの参画を促進している。

(3) 交流基盤の確保

交通網整備

広域的な道路ネットワークを構成する主要道路、都市機能を強化するための道路、生活創造圏において中心都市と周辺市町村を結ぶ主要な道路の整備を進めるとともに、既存道路の適切な維持管理を行っている。

港湾整備

2005年に開港した中部国際空港のアクセス港として、津松阪港の整備を進めており、国際交流の新たな発信基地として津松阪港は生まれ変わりつつある。

4. 管内の公共土木施設概要

(1) 道路の状況

平成 17 年 4 月 1 日現在（高速道・道路企画室「道路現況表」）

	道路種別	路線数	実延長 (m)	改良済み 延長 (m)	改良率 (%)	舗装率 簡易舗装含 む(%)	歩道設置道 路延長 (m)
全体	一般国道	8	80,355.6	70,395.7	90.1	96.2	32,734.1
	主要地方道	20	193,664.2	145,576.0	77.6	99.3	65,922.5
	一般地方道	48	208,379.7	141,440.7	70.1	97.1	63,100.6
	計	76	482,399.5	357,412.4	74.1	98.5	161,757.2

旧市町村単位

区分	路線数	実延長 (m)	改良済み 延長 (m)	改良率 (%)	舗装率 簡易舗装含 む(%)	歩道設置道 路延長 (m)
津市	25	96,211.5	86,931.9	90.4	100.0	58,747.8
河芸町	6	12,854.7	11,173.4	86.9	100.0	10,732.7
芸濃町	5	34,325.1	27,452.1	80.0	99.0	12,121.3
美里村	4	22,014.7	21,725.8	98.7	100.0	3,759.1
安濃町	6	29,190.0	26,847.7	92.0	100.0	12,429.1
久居市	14	59,979.7	46,169.0	77.0	99.9	23,803.5
香良洲町	3	3,856.9	3,776.2	97.9	100.0	1,976.0
一志町	10	37,278.7	27,199.4	73.0	100.0	12,733.6
白山町	13	77,601.3	56,500.4	72.8	99.9	15,392.2
美杉村	13	109,086.8	49,636.5	45.5	85.9	10,061.9
計	76	482,399.4	357,412.4	74.1	98.5	161,757.2

(2) 砂防指定地の状況

箇所数	指定面積 (ha)
275	2,097.8

(3) 急傾斜地崩壊危険区域指定地の状況

箇所数	指定面積 (ha)
104	155.3

(4) 河川の状況

種別	河川数
一級河川(国管理)	4
一級河川(県管理)	33
二級河川	21
合計	58

(5) 港湾・海岸の状況

所管別	港湾	海岸	
	地区数	海岸数	延長(m)
港湾局所管	3	6	14,022
河川局所管	-	4	4,914

5. 支出の概要

津地方県民局津建設部の平成17年度の支出の内訳は以下のとおりである。

(単位：千円)

予算区分	支出額
一般会計	
現年予算	
土木費	1,128,760
災害復旧費	33,033
繰越明許	
土木費	851,939
災害復旧費	277,178
港湾整備事業特別会計	
現年予算	
港湾整備事業費	57,332

6. 支出事務の特徴

工事請負費の支出事務が特徴的である。いわゆる道路、河川等の公共工事の請負契約に関してなされる事務であり、その手続については多数の要領、規則等が制定されており最も整備確立された支出事務といえる。1件あたりの請負金額も高額になる場合が多く慎重な支出事務が期待される。特に入札方法の選択をめぐる一連の契約事務は重要である。また、支払方法として前金払がよく利用される。なお、依然として県単公共工事に係る契約変更の件数が多くなっており、例外的な支出事務である契約変更事務の適切な執行が求められる。前年度から繰越された事業あるいは翌年度へ繰越された事業も多い。

一般会計のほかに港湾整備事業特別会計の支出事務があることも特徴である。

出納員は1名配置されており、執行機関に属しているとはいえ独立性は高く、審査事務のリスクは低い。

7. 監査手続

以下のとおり監査対象を抽出して監査を行った。特に契約変更理由の妥当性について留意した。

(1) 工事請負費【変更増額 上位5契約】

(単位：千円)

工事名称	当初 契約額	最新 契約額	変更増額
二級河川相川 下水道関連公共施設整備促進事業広域基幹河川改修水路その3工事	29,952	35,455	5,503
津松阪港(鷺崎地区防波堤(中2)消波工)国補港湾改修(重要)工事	93,450	98,143	4,693
二級河川安濃川(三泗川工区)基幹河川工事・橋梁下部工事	32,697	37,099	4,402
主要地方道津関線他3線 地方特定道路整備工事	14,366	18,541	4,175
二級河川安濃川(三泗川工区)基幹河川改修工事・その3	28,350	32,060	3,710

(2) 工事請負費【変更増率 上位3契約】

(単位：千円)

工事名称	当初 契約額	最新 契約額	変更増額	変更増率
二級河川田中川 河川情報基盤緊急整備[光ケーブル配管]工事(その2)	630	1,114	484	76.8%
二級河川中ノ川 公共土木施設維持管理[体積土砂撤去]工事	1,785	2,628	843	47.2%
二級河川岩田川 河川維持修繕工事	847	1,191	344	40.6%

(3) 工事請負費【平成17年度から平成18年度への繰越があるもの】

(単位：千円)

工事名称	最新 契約額	繰越額	当初契約日	完成予定日
津松阪港(鷺崎地区防波堤(南))国補港湾改修(重要)工事	363,300	217,980	H18.3.3	H19.1.5
二級河川安濃川(岩田川工区)基幹河川改修工事	47,299	47,299	H18.3.31	H18.8.27

8．監査結果

(1) 工事費用の明確化について

「二級河川相川下水道関連公共施設整備促進事業広域基幹河川改修水路その3工事」については増額変更されているが、「前工事での掘削改良残土の運搬処分を当工事で施工いたしたい」ということが変更理由の一つになっていた。

しかし、前工事での掘削改良残土の運搬処分が当工事の変更工事として施工することができるのか疑問である。前工事での掘削改良残土の処分は前工事の変更工事で行うべきではないか。なお、掘削改良残土を当工事で使用するのであれば、当工事の積算時に掘削改良土の運搬処分費用を入れるべきではなかったかと考えられる。

今回のケースは、前工事と後工事が同一の監督員であったものの、次工事への申し送り事項を書面で残していなかったため、当初の積算時に掘削改良残土の運搬処分費用がもれたものである。たとえ同一の監督員であっても、次工事への申し送り事項がある場合には書面に残す等により適正な当初積算を行う必要がある。

【結果】

(2) 前金保証書の期限延長について

公共工事及び公共工事に係る調査・設計等の業務委託の前金払を行うときは、契約の相手方から保証会社の当該工事等に係る保証証書を提出させている。また、保証約款によると、工期延長が行われた場合には、被保証者（県）若しくは保証契約者（請負業者）が保証会社に通知することによって、保証期間は工事の終期まで延長されることになっている。

一方で、県は東日本建設業保証(株)及び西日本建設業保証(株)と保証期間の変更に関する覚書を締結している。西日本建設業保証(株)の覚書には、工期が変更された場合には保証期間も同時に変更されると記載されているが、東日本建設業保証(株)の覚書には変更の旨を保証会社に通知したときに変更されると記載されているため、自動的に保証期間が変更されない。

下記の工事は平成17年度末までに完成予定であったが、事情により平成18年度に完成が延期されたものであり、また東日本建設業保証(株)のケースである。県は工期延長を伴う変更契約の際には保証契約者（請負業者）に保証会社に通知するよう指導しており、また事後的に確認したところ、保証契約者から連絡を受けている旨の回答を保証会社から得ている。ただ、請負業者の保証会社への通知は口頭でなされており、変更契約時のリスクを軽減するためには、書面での通知書を手にするかあるいは県の書類に通知を確認した旨を記録しておく必要があると考えられる。

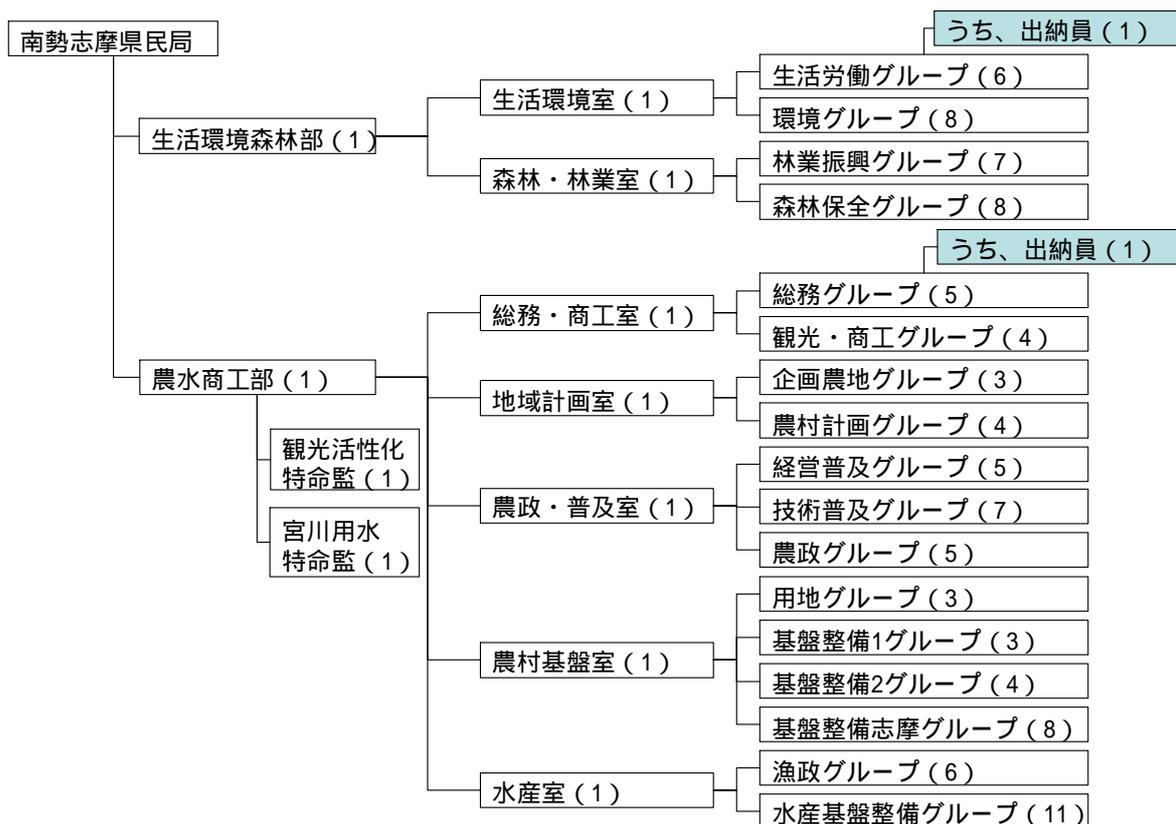
【結果】

(単位：千円)

工事名	前金 保証額	前金保証会社	変更後 完成期限
津松阪港（鷺崎地区防波堤（南）） 国補港湾改修（重要）工事	145,320	東日本建設業保証㈱	H19.1.5
二級河川安濃川（岩田川工区）基幹 河川改修工事	18,900	東日本建設業保証㈱	H18.8.27

南勢志摩県民局生活環境森林部、農水商工部

1. 組織及び職員の状況（平成17年6月7日現在、（ ）は職員数）



2. 事業の概要

地域の産業振興を担当する南勢志摩県民局生活環境森林部、農水商工部は、県総合計画「県民しあわせプラン」の施策である「安心を支える力強い農林水産業の振興」と「地域経済を支える戦略的な産業振興」の着実な振興を目指し、地域資源を活用した伊勢志摩の新しい魅力の構築をテーマに生産振興、集客交流を柱とした事業展開を図っている。

具体的には以下のとおりである。

(1) 農業

平坦地帯

営農形態の変化や施設の老朽化に伴う用水不足に対応するため、宮川用水第二期事業による再整備を進めている。

中山間地帯

茶の省力栽培を推進するため、経営構造対策事業による施設整備の取組みを進め、また、県内牛乳生産量の約5割以上を生産処理加工している酪農協では、生協取引による安定した産直を行うなどモデル的な取組を実施している。

志摩半島及び熊野灘沿岸地帯

近年、地域農業振興の気運が高まり、遅れていた土地基盤の整備及び近代化施設の整備を進めている。また、耕作放棄地の解消、環境保全型農業への取組みを進めている。

(2) 森林・林業

生産林

森林所有者等が行う植林や間伐など年間1,100ha前後の森林整備を行っている。

環境林

森林所有者と市町等で「環境林づくり協定」を締結した森林を対象に、全額公費（県費と市町費）で間伐等の事業を行い、以後20年間は針広混交林の造成を目指して公的な管理を行っている。

(3) 水産

漁業を取り巻く厳しい環境のなか、漁業生産量を安定的に維持し、消費者に対して安全で安心な水産物を提供していくため、魚が棲みやすい漁場環境づくり、安定した生産基盤の確立、生活者にとって魅力ある漁村づくり、活力ある漁業後継者の育成等を進めている。

3. 支出の概要

南勢志摩県民局農水商工部の平成17年度の支出の内訳は以下のとおりである。

(単位：千円)

予算区分	支出額
一般会計	
現年予算	
総務費	39,130
農林水産業費	3,992,157
商工費	3,308
災害復旧費	91,978
繰越明許	
農林水産業費	795,822
災害復旧費	45,844
沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計	
現年予算	
沿岸漁業改善資金貸付事業費	10

4．支出事務の特徴

農業関係、林業関係及び水産業関係の補助金の支出事務が特徴的である。すなわち、交付先としては市町に対するものが多く、また支払方法として概算払がよく利用される。一連の支出事務は三重県補助金等交付規則に基づいて実施されている。なお、前年度から繰越された事業あるいは翌年度へ繰越された事業も多い。

出納員は農水商工部、生活環境森林部それぞれに1名配置されており、執行機関に属しているとはいえ独立性は高く、審査事務のリスクは低い。

法人ではない任意団体との取引はない。

5．監査手続

(1) 委託料（公共事業関連を除く）

農業及び林業は全件を抽出した。水産業については、該当がなかった。

(単位：千円)

区分	事業名	委託契約額
農業	平成17年度菜種に係る実証ほ設置及び管理委託	100
	平成17年度米産地体制確立推進事業に係る実証ほ委託	82
	平成17年度米産地体制確立推進事業に係る実証ほ委託	82
	平成17年度米産地体制確立推進事業に係る実証ほ委託	82
林業	平成17年度南勢県行造林保育事業委託	7,107
	平成17年度一之瀬県行造林保育事業委託	5,355
	平成17年度松くい虫防除事業	1,522
	平成17年度松くい虫防除事業	356
	平成17年度松くい虫防除事業	244

(2) 負担金、補助及び交付金

農業及び林業は金額の大きい順に5件、水産業は全件を抽出した。

(単位：千円)

区分	事業名	交付額
農業	平成17年度農村総合整備統合補助事業費補助金	164,730
	平成17年度団体営中山間地域総合整備事業費補助金	143,450
	平成17年度地籍調査補助金	37,501
	平成17年度農業委員会交付金及び補助金	28,869
	平成17年度団体営災害復旧事業費補助金(16年災)	24,735
林業	平成16年度林道災害復旧事業費補助金	60,879
	平成17年度造林事業費補助金(絆の森整備事業費)	28,700
	平成17年度造林事業費補助金(四 - 期国補分)	23,416

区分	事業名	交付額
	平成 17 年度森林環境創造事業費補助金	19,688 千円
	平成 16 年度造林事業費補助金（絆の森整備事業費）	16,660 千円
水産業	平成 17 年度漁業経営構造改善事業費補助金	45,231 千円
	平成 17 年度県単漁港改良事業費補助金	10,800 千円
	平成 17 年度県単沿岸漁場整備事業費補助金	7,960 千円
	平成 17 年度強い水産業づくり交付金	1,374 千円

（ 3 ） 契約変更

農業及び林業は金額の大きい順に 3 件、水産業は全件を抽出した。

（単位：千円）

区分	事業名	金額
農業	平成 17 年度地籍調査補助金	37,501
	平成 17 年度農業委員会交付金及び補助金	28,869
	平成 17 年度基盤整備促進事業	23,913
林業	平成 17 年度南勢県行造林保育事業委託	7,107
	平成 17 年度一之瀬県行造林保育事業委託	5,355
	平成 17 年度松くい虫防除事業	1,522
水産業	平成 17 年度漁業経営構造改善事業費補助金	45,231
	平成 17 年度県単漁港改良事業費補助金	10,800

（ 4 ） 繰越事業

平成 17 年度から平成 18 年度に繰り越された事業を抽出した。

（単位：千円）

区分	事業名	金額
農業	平成 17 年度農村総合整備統合補助事業費補助金	25,220
	平成 17 年度新グリーンツーリズム総合推進事業費補助金	21,374
林業	平成 17 年度造林事業費補助金（絆の森整備事業費）	21,711

6. 監査結果

(1) 立入り調査について

県は、「平成 17 年度農村総合整備統合補助事業費補助金」については伊勢市に、また「平成 17 年度県単漁港改良事業費補助金」については南伊勢町他 2 市町にそれぞれ補助金を交付している。また補助金を交付する農林水産関係事業等の適正な遂行を期するため、補助金等交付規則第 21 条に基づいて立入り調査を行っている。調査方法は「三重県農林水産関係補助金等調査要領」に具体的に定められており、それによると 2 人 1 組で事務調査と工事調査を実施し調査結果を調査調書に取りまとめることとなっている。

調査調書の一部である工事調査表を見たところ、その検査欄に「検査した項目に該当する番号と検査箇所数を記載すること。」となっているにもかかわらず、一部の工事について空白となっていた。検査は補助金の交付先である市町村が行うことになっており、工事調査表には市町村の検査責任者の氏名及び検査日が書かれているものの、検査した項目と検査箇所が空白となっている。適正な事業の遂行を確認するために市町村の検査状況を調査に行っているにもかかわらず、肝心の検査項目と検査箇所が空白のままでは何のための調査か疑問である。また「平成 17 年度農村総合整備統合補助事業費補助金」の調査調書については調査年月日も空白になっていた。要領に準拠した調査が必要である。 【結果】

(2) 概算払い時の履行確認について

「平成 17 年度漁業経営構造改善事業費補助金」については、補助金が全額概算払いにより交付されているため履行確認も支出負担行為を行った平成 17 年度に実施しなければならない。つまり概算払いによる補助金の履行確認は新年度において行うことはできない。しかしながら 3 月 31 日までに履行確認が行われたことを示す明確な回答が得られなかった。

三重県補助金等交付規則によると、補助事業者から実績報告を受けこれに対し県は必ず調査を行わなければならないため、この調査をもって履行確認の実施とする考え方もある。しかし、補助事業者からの実績報告書の提出は 4 月以降になることが多く、これに対する調査も必然的に 4 月以降にならざるを得ない。したがって履行確認の実施を当該調査と同時に行うのではなく、両者を明確に区別して、履行確認は 3 月 31 日までに実施する必要がある。

また、3 月 31 日までに概算払精算書及び実績報告書を補助事業者から入手し、これをもって履行確認とする考え方もあるが、4 月以降に入手している場合には 3 月 31 日までに履行確認したことにはならない。

概算払いを行って履行確認が新年度になるような場合には、年度末において一旦精算し、当該年度に県の支出義務が未確定な部分に対応する額を返還させ、

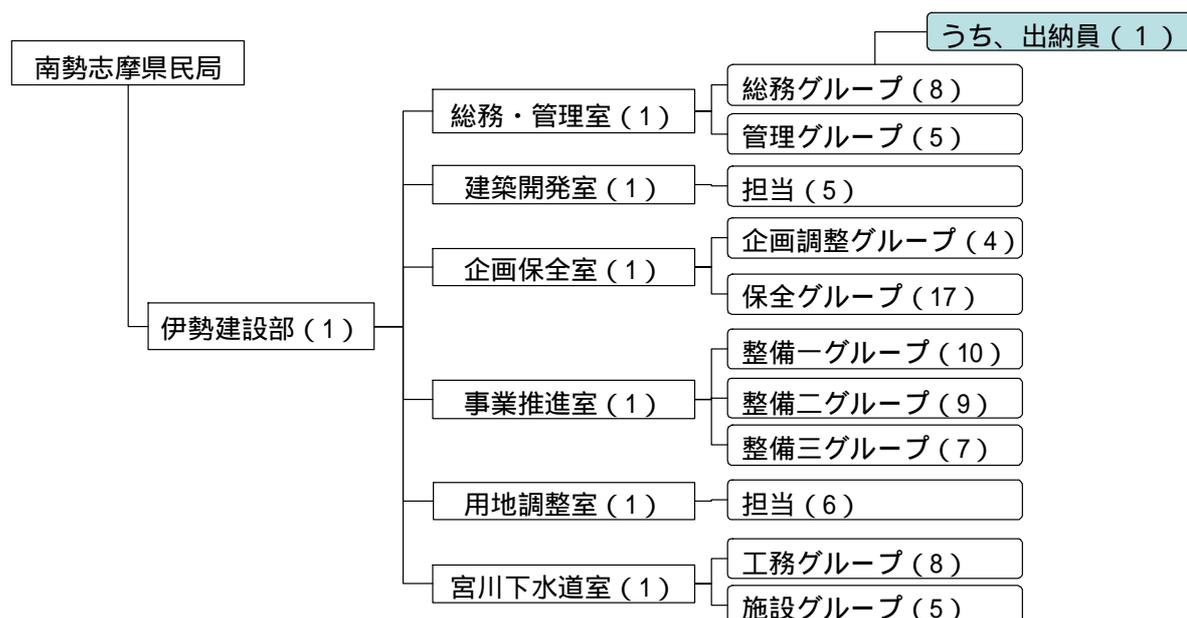
必要な場合にはあらためて翌年度に概算払いを行う必要がある。なぜなら、補助金の概算払いを行ったにもかかわらず、年度内に履行確認が実施されない場合には県の支出義務が確定したということとはできず、未確定のまま支払いが行われたことになり支出の原則に抵触するからである。 【結果】

(3) 実施要領の未作成について

「平成17年度漁業経営構造改善事業」については事業実施要領が作成されておらず、他の類似の事業実施要領に基づいて事業がなされている。事業規模も45,231千円と比較的大きく、実施要領がないまま事業が適正に執行できるのか疑問である。 【結果】

南勢志摩県民局伊勢建設部

1. 組織及び職員の状況（平成 17 年 6 月 7 日現在、（ ）は職員数）



2. 事業の概要

(1) 国道 260 号

国道 260 号は、伊勢志摩地方生活圏の熊野灘沿いを連絡する唯一の路線である。そのため地域の生活道路はもとより、観光・漁業等の地域の産業・経済や地域間の交流を支える重要な道路となっている。本路線は、平成 14 年 4 月時点で延長 117Km のうち約 27 Km が未改良となっている（改良率 77%）。このことから安全で円滑な通行を確保するため整備に取り組んでいる。

箇所	志摩バイパス	浜島南勢拡幅	宿浦バイパス	木谷工区 (期)	木谷拡幅 (期)	下津浦拡幅	南島バイパス
区間	志摩市志摩町 布施田～御座	志摩市浜島町 南張～度会郡 南勢町多首浦	度会郡南勢町 宿浦～志摩市 浜島町南張	志摩市浜島町 南張～度会郡 南勢町木谷	度会町南勢町 木谷	度会町南勢町 木谷～神津佐	度会町南島町 東方～東宮
延長(m)	5.4	2.7	2.4	1.1	1.3	2.3	3.5

(2) 南北幹線

事業目的

伊勢志摩の主要幹線は、国道 23 号と県道鳥羽松阪線が東西に 2 本走っている。この東西路線を結ぶ道路は、密集住宅地・JR、近鉄と平面交差をしているため慢性的な渋滞が起きている。そのため、地域活性化のため東西路線を結ぶ幹線道路の整備が望まれている。当路線は「秋葉山高向線」「坂社豊浜線」の 2 路線を整備する事業で、「伊勢南北幹線道路」として平成 3 年に着手している。

事業概要

- ア 秋葉山高向線 計画延長 753m
- イ 伊勢松阪線 計画延長 1,145m
- ウ 大湊宮町停車場線 計画延長 550m

(3) 宮川流域下水道工事

事業目的

三重県下の下水道普及率は、16 年度末で 35.7%と全国平均の 68.1%に比べて低い状況である。また、伊勢湾において水質汚濁がすすんでいることから、生活排水の処理施設が望まれている。そのため現在、県と市町が一体となって整備につとめている。

事業概要

流域下水道事業

流域下水道名	処理区域面積 (ha)	処理区域人口 (千人)	計画汚水量 (/d)	処理場面積 (ha)	幹線延長 (km)	進捗率 (%)	対象市町村
宮川流域下水道 (宮川処理区)	1,143.0	167.6	117.0	約 19	47.9	-	伊勢市、明和町、玉城町 (3 市町)

3. 管内の公共土木設備の現状

(1) 道路・橋梁の状況 (平成 18 年現在)

種別	実延長(m)	改良率 (%)	舗装率 (%)	歩道等設置道路延長 (m)	橋梁		トンネル	
					箇所数	延長(m)	箇所数	延長(m)
国道 指定区域	92,930	82.0	99.9	44,800	99	2,191	28	9,388

種別	実延長(m)	改良率 (%)	舗装率 (%)	歩道等設置 道路延長 (m)	橋梁		トンネル		
					箇所 数	延長(m)	箇所 数	延長(m)	
県道	主要地方道	204,679	73.3	95.3	61,613	226	4,810	5	3,491
	一般県道	167,877	60.0	94.8	22,764	161	3,121	5	2,563
合計		465,487	70.3	96.0	129,177	486	10,121	38	15,441

(2) 急傾斜地崩壊危険区域 (平成 18 年現在)

	箇所数
伊勢市	11
南伊勢町	59
大紀町	41
合計	111

(3) 砂防指定状況 (平成 18 年現在)

	河川数
伊勢市	17
度会町	1
南伊勢町	48
大紀町	87
合計	153

(4) 都市計画区域について (平成 18 年現在)

都市計画 区域	決定年月 日	決定面積 (ha)	行政区分 の面積 (ha)	区域の範囲	用途地域 指定の有無
伊勢市	S4.12.2	11,992	20,852	一部	有
玉城町	S44.5.20	3,607	4,095	一部	有
南伊勢町	S25.2.21	205	24,293	一部	無

(5) 河川の状況 (平成 18 年現在)

種別	河川数	延長 (m)	保全区域面積 (ha)	備考
一級河川(国管理)	(3) 4	22,600	406,800	()は指定区域有
一級河川(県管理)	28	166,007	1,427,166	
二級河川	25	58,484	151,398	
合計	57	247,087	1,985,364	

(6) 港湾の状況 (平成 18 年現在)

区分	港湾名	面積(ha)	認可年月日	地先水面市町村
地方港湾	宇治山田港	1,200	S27.9.1	伊勢市
地方港湾	五ヶ所港	700	S27.9.1	南伊勢町
地方港湾	吉津港	400	S28.9.22	南伊勢町

4. 支出の概要

南勢志摩県民局伊勢建設部の平成 17 年度の支出の内訳は以下のとおりである。

(単位：千円)

予算区分	支出額
一般会計	
現年予算	
土木費	4,868,872
災害復旧費	117,312
繰越明許	
土木費	3,102,288
災害復旧費	1,998,380
流域下水道事業特別会計	
現年予算	
流域下水道事業費	933,251
繰越明許	
流域下水道事業費	249,729

5. 支出事務の特徴

工事請負費の支出事務が特徴的である。いわゆる道路、河川等の公共工事の請負契約に関してなされる事務であり、その手続については多数の要領、規則等が制定されており最も整備確立された支出事務といえる。1 件あたりの請負金額も高額になる場合が多く慎重な支出事務が期待される。特に入札方法の選択をめぐる一連の契約事務は重要である。また、支払方法として前金払がよく利用される。なお、依然として県単公共工事に係る契約変更の件数が多くなっており、例外的な支出事務である契約変更事務の適切な執行が求められる。

平成 16 年度の台風 21 号による繰越事業の支出が多く、また、翌年度へ繰越された事業も多くなっている。

一般会計のほかに流域下水道事業特別会計の支出事務があることも特徴である。

出納員は 1 名配置されており、執行機関に属しているとはいえ独立性は高く、審査事務のリスクは低い。

6. 監査手続

以下のとおり監査対象を抽出して監査を行った。特に契約変更理由の妥当性について留意した。

(1) 工事請負費【変更増額 上位 5 契約】

(単位 : 千円)

工事名称	当初 契約額	最新 契約額	変更増額	変更増率
主要地方道伊勢南島線 地方特定道路 整備工事 (脇出工区)	52,458	66,622	14,164	27.0%
一般地方道打見大台線 県単道路改良 工事	33,180	43,000	9,820	29.6%
一級河川横輪川 河川災害助成事業費 工事 (分 - 10)	138,600	148,202	9,602	6.9%
宇治山田港 国補海岸侵食対策工事	60,165	67,056	6,891	11.5%
一級河川横輪川 河川災害復旧助成工 事 (分 - 6)	139,650	146,533	6,883	4.9%

(2) 工事請負費【変更増率 上位 5 契約】

(単位 : 千円)

工事名称	当初 契約額	最新 契約額	変更増額	変更増率
一般地方道岩出田丸線 (小社横断歩道 橋) 公共土木施設維持管理 (道路施 設修繕) 工事	1,071	1,486	415	38.8%
一般地方道打見大台線 県単道路改良 工事	33,180	43,000	9,820	29.6%
一級河川大内山川 県単河川局部改良 工事	7,131	9,240	2,108	29.6%
柏野 2 地区 国補急傾斜地崩壊対策工 事	9,660	12,512	2,852	29.5%
主要地方道伊勢南島線 地方特定道路 整備工事 (脇出工区)	52,458	66,622	14,164	27.0%

(3) 工事請負費【平成 17 年度から平成 18 年度への明許繰越】

(単位 : 千円)

工事名称	最新 契約額	現年分 【H17】	繰越額 【H17 H18】
一般国道 260 号 下津浦拡幅 国補道路改良 工事 (分 - 1)	134,462	79,242	55,220
宮川流域下水道 (宮川処理区) 宮川幹線 (第 4 工区) 管渠工事	1,102,500	1,044,348	58,152
五ヶ所港 津波危機管理対策緊急工事 (防潮 扉自動化)	21,721	16,810	4,911

(4) 工事請負費【平成 17 年度から平成 18 年度への事故繰越】

(単位 : 千円)

工事名称	最新 契約額	変更後 完成期限
一級河川横輪川 河川災害復旧助成工事 (分 - 6)	146,533	H18.5.19
一級河川横輪川 (雨湊川) 河川災害復旧助成工事 (分 - 9)	138,600	H18.9.29
一級河川横輪川 河川災害復旧助成事業費工事 (分 - 10)	148,202	H18.9.29

7. 監査結果

(1) 変更理由書の記載方法について

工事変更契約の場合は変更理由書において変更内容を明確に記載するとともに、その摘要欄には「三重県建設工事設計変更要領」第4条 設計変更の適用基準の条項を記載する必要がある。これは設計変更はやむを得ない事情がある場合に限られたものであることから、明確に記載することによって適正な業務の執行を確保しようとするものである。しかしながら、変更理由書に記載されている理由と実際の変更理由が一部異なっているケースがあった。当初の変更理由書の記載では、最初の調査で歩道橋に目隠し板が取り付けられていることを見逃したとも解釈できるため、今後は県民への説明責任を果たせるような誤解のない記述をする必要があると考えられる。 【結果】

工事 一般地方道岩出田丸線（小社横断歩道橋）公共土木施設維持管理（道路施設修繕工事）

変更理由書 工事着手に先立ち現地を再調査したところ、塗装必要面積が当初予定を上回ったことから、これに対応すべく、塗装面積を増工いたしたい。

現地再調査の結果より、当該歩道橋に目隠し板が取り付けられていることが判明した。目隠し板を設置したままでの塗装工事は難しいことから、目隠し板の取り外し・再設置工事を増工し、円滑な工事の進捗を図りたい。

実際の理由 工事着手に先立ち現地を再調査したところ、塗装必要面積が当初予定を上回ったことから、これに対応すべく、塗装面積を増工いたしたい。

当初、目隠し板を取り外さず塗装することとしていたが、近視距離より詳細な調査を行ったところ、目隠し板の取り付け金具の腐食が著しく、放置すると落下のおそれがあることが判明したことから、目隠し板の取り外し・再設置工事を増工し、円滑な工事の進捗を図りたい。

(2) 設計変更の適用基準の解釈について

「一級河川大内山川県単河川局部改良工事」については、第1回の増額変更理由として、

「当初、施工箇所の起点である No.0 よりの工事を計画していたが、地元地域より水衝部である No.2~4 付近よりの工事施工を強く要望されたため、施工位置を変更いたしたい。また、それに伴い嵩上工が削除され、パラペット工が増工となり経費の増加が生じたため、施工延長を減工したい。」としている。

三重県建設工事設計変更要領第4条8号の「工事施工区域において要望がある等の事由があり、公益上変更の必要があると認められる場合」に該当すると判断しているが、設計変更はやむを得ない場合に限られるのであるから、工事施工区域については限定的に解釈する必要がある。たとえ一連の事業整備区間内の工事であっても施工場所が変更され、更には工法も嵩上工を削除しパラペット工が増工となったことは、工事内容が実質的に変更されたということであり、設計変更で想定されているものと乖離すると思われる。

【結果】

(3) 前金保証書の期限延長について

公共工事及び公共工事に係る調査・設計等の業務委託の前金払を行うときは、契約の相手方から保証会社の当該工事等に係る保証証書を提出させている。また、保証約款によると、工期延長が行われた場合には、被保証者（県）若しくは保証契約者（請負業者）が保証会社に通知することによって、保証期間は工事の終期まで延長されることになっている。

一方で、県は東日本建設業保証(株)及び西日本建設業保証(株)と保証期間の変更に関する覚書を締結している。西日本建設業保証(株)の覚書には、工期が変更された場合には保証期間も同時に変更されると記載されているが、東日本建設業保証(株)の覚書には変更の旨を保証会社に通知したときに変更されると記載されているため、自動的に保証期間が変更されない。

下記の工事は平成17年度末までに完成予定であったが、事情により平成18年度に完成が延期されたものであり、また東日本建設業保証(株)のケースである。県は工期延長を伴う変更契約の際には保証契約者（請負業者）に保証会社に通知するよう指導しており、また事後的に確認したところ、保証契約者から連絡を受けている旨の回答を保証会社から得ている。ただ、請負業者の保証会社への通知は口頭でなされており、変更契約時のリスクを軽減するためには、書面での通知書を入手するかあるいは県の書類に通知を確認した旨を記録しておく必要があると考えられる。

【結果】

(単位：千円)

工事名	前金 保証額	前金 保証会社	変更後 完成期限
一級河川横輪川 河川災害復旧助成工事(分-6)	55,860	東日本建設業保証(株)	H18.5.19
一級河川横輪川(雨湊川) 河川災害復旧助成工事(分-9)	55,440	東日本建設業保証(株)	H18.9.29
一級河川横輪川 河川災害助成事業費工事(分-10)	55,440	東日本建設業保証(株)	H18.9.29
一般国道 260号 下津浦拡幅 国補道路改良工事(分-1)	55,020	東日本建設業保証(株)	H18.8.31
宮川流域下水道(宮川処理区) 宮川幹線(第4工区)管渠工事	38,760	東日本建設業保証(株)	H20.3.16
五ヶ所港 津波危機管理対策緊急 工事(防潮扉自動化)	8,270	東日本建設業保証(株)	H18.6.30

農業大学校

1. 設置目的

- (1) 農業に関する高度な技術及び経営について実践的な教育により、優れた農業経営者等を養成する。
- (2) 農業者、農業指導者等に必要な研修を行う。

2. 沿革

昭和 11 年 3 月 / 三重県農林勸修場として飯南郡粥見町に設置される。

昭和 25 年 4 月 / 三重県農業経営伝習農場と改称し、一志郡豊地村に移転される。

昭和 36 年 4 月 / 三重県農業経営研修所と改称し、鈴鹿市石薬師町に移転される。

昭和 45 年 4 月 / 農業経営研修所を現在地に移転新築して三重県農業経営大学校と改称し、農業技術センターと併設される。

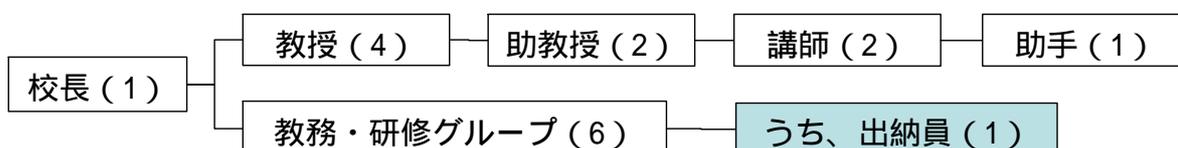
昭和 53 年 4 月 / 三重県農業経営大学校が 2 年制となる。

昭和 61 年 4 月 / 三重県農業大学校を設置し、短大 2 卒に準じた資格が付与される。

平成 12 年 4 月 / 条例・規則改正により、1 年課程及び水田作コースが新設される。

平成 18 年 4 月 / 専修学校へ移行される。

3. 組織及び職員の状況（平成 17 年 6 月 7 日現在、（ ）は職員数）



4. 施設

施設	建物、土地	棟数	延べ面積 (m ²)
教育施設	校舎	1 棟	1,678
	食堂	1 棟	1,281
	体育館	1 棟	1,350
	学生寮	1 棟	1,037
生産実習施設	ガラス温室	13 棟	3,630
	ビニールハウス	6 棟	1,073
	露地ほ場 (水田)		29,931
	露地ほ場 (畑)		7,848
	現場教室	3 棟	365
	商品化施設	1 棟	102
農業機械研修施設	農業機械教室	1 棟	151
	農業具格納庫	1 棟	515
	トラクター訓練コース		7,856
用地	用地		40,613

5. 支出の概要

農業大学の平成 17 年度の支出の内訳は以下のとおりである。

(単位：千円)

予算区分	支出額
一般会計	
現年予算	
総務費	3,046
農林水産業費	60,849
商工費	1

6. 支出事務の特徴

少人数で支出事務を執行しており、審査をする出納員は教務・研修グループのグループリーダー（副校長兼教授）が兼務している。したがって出納員の独立性は低く審査事務のリスクは高い。また、県職員である主幹が学生自治会の経理事務も担当しているため、同自治会に関する支出事務についてはリスクがある。

7. 監査手続

平成17年度の支出に関して主要な支出科目の中から上位3件を抽出するとともに、それ以外の支出についても簿冊等を閲覧することにより事務手続を確認した。

また、契約変更を行った事例、事務局を預かっている団体等と契約をした事例については特に留意してその事務手続を確認した。

さらに出納員の審査状況についてヒアリングを実施した。

(1) 委託料

(単位：千円)

契約名	金額
空調設備保守点検管理業務委託	1,407
温室建築工事設計・監理業務委託	453
学生寮暖房及びボイラー設備保守点検業務委託	396

(2) 使用料及び賃借料

(単位：千円)

契約名	金額
水田実習に伴うほ場賃借	590
東海近畿地区農業大学校学生スポーツ大会参加に伴うバス借り上げ	525
農業機械整備に伴う講習用エンジン借り上げ	95

(3) 工事請負費

(単位：千円)

契約名	金額
三重県農業大学校温室建築工事	12,334

(4) 備品購入費

(単位：千円)

契約名	金額
温風暖房機購入	840
軽トラック購入	787
水稻催芽機	189

(5) 負担金、補助及び交付金

(単位：千円)

契約名	金額
平成17年度農業大学校食堂運営事業補助金	2,645
平成17年度全国農業大学校協議会会費	110
東海近畿地区農業大学校学生スポーツ大会参加負担金	70

(6) 契約変更を行った事例

(単位：千円)

契約名	金額
温室建築工事設計・監理業務委託	453
三重県農業大学校温室建築工事	12,334

(7) 事務局を預かっている団体等と契約をした事例

(単位：千円)

契約名	金額
平成17年度農業大学校食堂運営事業補助金	2,645

8. 監査結果

(1) 執行伺いの作成について

原材料及び消耗品の購入(支出負担行為額 372 千円)に当たり、支出負担行為(整理)書は作成されているものの、それに先立つ執行伺いが作成されていなかった。

契約を締結する際において特に随意契約については、執行伺いによる承認は最も重要な統制手続であり、契約の透明性の確保の観点から必要とされるので、その作成を徹底することが必要である。 【結果】

(2) 支払遅延について

請求書日付に対し支出命令書による支払日が 15 日を超えている場合があった。

購入物	請求金額	請求書日付	支払日
ビリ	23 千円	2/28	3/20
ワイパー	3 千円	1/31	2/27

県の債務の支払時期については、「政府契約の支払遅延防止等に関する法律」が準用され、法令等により契約書を省略している場合または書面に支払時期を明らかにしない場合の支払の時期は相手側が請求書を提出した日から 15 日以内とされている。仮に遵守されない場合には法令違反となるため留意する必要がある。

【結果】

(3) 長期継続契約について

「農業大学校水田作実習ほ場」については、土地賃貸借に伴う支出負担行為に基づき、平成 17 年から平成 21 年までの 5 年間の土地賃貸借契約書を締結し、年間 590 千円の支払いを行っている。これについては、5 年間の複数年契約ではあるものの債務負担行為に基づく議会承認は行われていない。

県としては、同契約書第 11 条で「翌年度以降において歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除されるなど当該契約が継続しがたい状況となった場合には、甲、乙（県）協議のうえ解除するものとする。」としていることから、解除可能としている。しかし、協議のうえとの条件が入っており県から一方的な解除が可能な内容になっていないため、長期継続契約としての解除条件が不十分であると判断される可能性がある。県からの一方的な解除条件として「翌年度以降において歳入歳出予算の当該金額について減額又は削減があった場合は、当該契約は解除する」との文言に変更するか、あるいは単年度契約にする必要があると考えられる。 【意見】

（４）納税証明書について

下記の支出負担行為において、消費税等の納税証明書による確認が事後となっていた。

<u>支出負担行為決議番号</u>	<u>支出負担行為決裁日</u>	<u>消費税等の納税証明書の日付</u>
40078	平成 17 年 6 月 22 日	平成 17 年 6 月 29,30 日
40306	平成 18 年 2 月 27 日	平成 18 年 3 月 3 日

なお、事後の確認においては納税未納となっているケースはなかった。

事前に納税証明書の確認をすることによって、不適切な業者を排除する趣旨からすると、事前の納税証明書の確認を徹底する必要がある。 【結果】

（５）予算残額の記載について

支出負担行為（整理）書において、支出負担行為決議番号 40280 及び 40284 については予算残額欄に金額の記載が行われていなかった。これは単なる記載漏れでは片付けられない。支出負担行為の整理は予算管理上重要な手続であるとともに、支出しようとする内容及び金額が法令、予算に違反していないかを確認する統制手続である。したがって、支出負担行為（整理）書を作成する場合には、必ず予算残額欄に金額を記入することによって予算状況等について確認を行い、当該支出に誤りのないようしなければならない。

地方公共団体が統制制度の大枠として位置付けているものが予算制度であると考えた場合、この手続が不十分であると議会が意図したものと異なる支出が行われる可能性がある。 【結果】

（６）学生自治会の経理事務兼任について

平成 14 年度までは食堂は県で直営していたが、農業大学校改革委員会の判断により平成 15 年度から農業大学校学生自治会が運営することとなった。その中で、厨房業務のみ再度別の業者に外部委託しているため、県は 17 年度において外部委託料の 2 分の 1 である 2,645 千円を補助金として交付決定し支出している。

ただし、現状において県職員である主幹が同自治会の経理事務を担当し、また印鑑を保管しており、結果的に、法人格のない団体への補助金支出の支払事務と受取事務が同一人によって実施されている。この状態ではリスクが存在するため、補助金支出の支払事務を独立した部署で行うなど改善する必要があると考えられる。

【結果】

(7) 出納員の審査機能について

教務・研修グループのグループリーダー（副校長兼教授）が出納員となっている。したがってグループリーダー（副校長兼教授）は執行機関として支出負担行為、支出命令を所掌するとともに、出納機関として支出命令の適法性等を審査することになる。よって、支出の最終チェックを行う出納員にグループリーダー（副校長兼教授）が指定されることは、本来的には、分立し相互牽制の役割を担う執行機関と出納機関が同一人となることから、支出命令、審査による統制手続が弱くなりリスクが軽減されない。また、グループリーダー（副校長兼教授）以外の吏員を出納員にするとしてもグループリーダー（副校長兼教授）と吏員とが上司部下の関係にある以上、審査機能は弱いといわざるを得ない。したがって、これを前提にしたリスクマネジメントを実施する必要があると考えられる。なお、平成18年6月に公布された新会計規則では、各所属において複数の出納員が設置できるように改正されている。

【意見】

科学技術振興センター農業研究部

1. 概要

農業研究部は、県内における農業技術の中核機関として、農業の低コスト化技術、バイオテクノロジー等先端技術、消費者ニーズに即した農産物の高品質化や安全な食料生産技術、環境への負荷の少ない農業生産技術など、農業を盛んにするための研究はもとより、生活者起点の立場での健康の創出や自然環境の維持向上を目指した幅広い視野から食料・農業・農村に関わる研究を行っている。また、開発された新技術等を積極的に実用普及に努めるとともに、技術指導者や海外研修生等との交流を行っている。

2. 沿革

「三重県栽培試験場」

明治 10 年 津市に設置。その後「三重県農業試験場」、「三重県立農事試験場」に改称。

大正 11 年 鈴鹿市に移転。

昭和 25 年「三重県立農業試験場」に改称。

昭和 32 年「三重県農業試験場」に改称

「米麦原種圃」

大正 11 年 多気郡相可町に「南勢分場」、阿山郡小田村に「伊賀分場」を設置。

「紀南園芸指導所」

昭和 12 年 南牟婁郡神志山村志原に設置（昭和 29 年、紀南分場）。

「三重県茶業組合連合茶業試験場」

明治 42 年 津市に設置。

大正 15 年 県に移管、「三重県立茶業試験所」。

昭和 12 年 亀山市に移転。

昭和 25 年「三重県立農業試験場茶業分場」に改称。

「三重県種蓄場」

大正 9 年 津市の栽培試験場内に設置。

昭和 18 年 一志郡嬉野町へ移転。

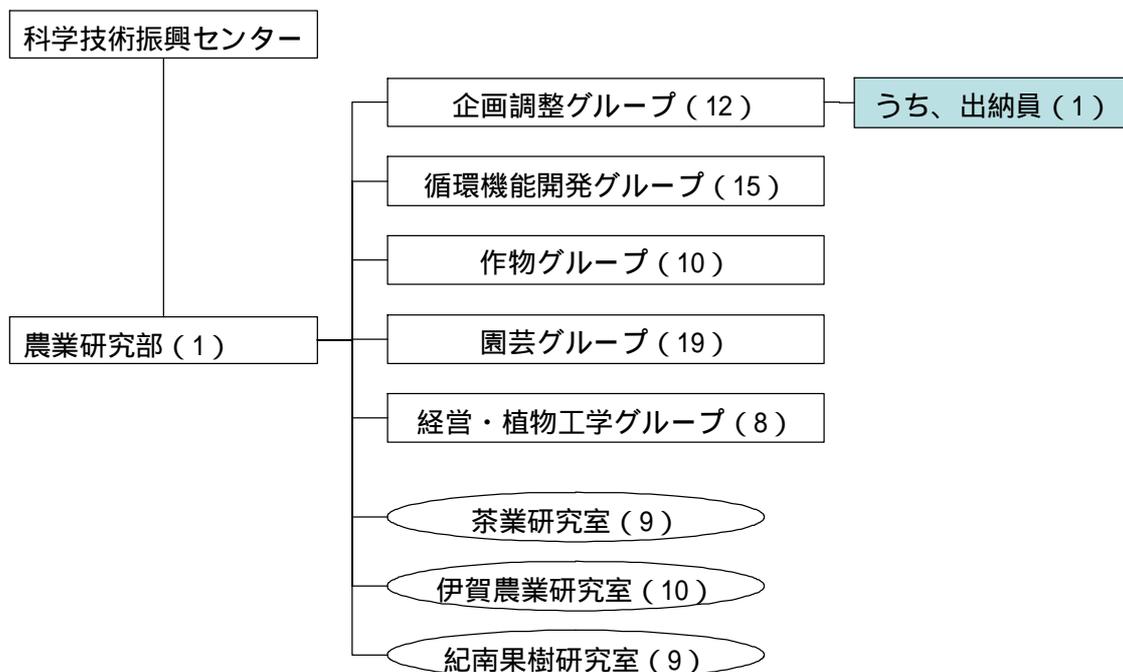
昭和 37 年「三重県畜産試験場」に改称。

「勸業試験場」

明治 12 年 度会郡小俣町に設置。

- 大正 11 年 津市に移転。「三重県蚕業試験場」に改称。
- 昭和 45 年 農業に関する試験研究・普及・教育の各組織を統合し、一志郡嬉野町を本所として「三重県農業技術センター」が発足。「農業試験場」「蚕業試験場」「畜産試験場」を統合。
- 昭和 61 年 普及、教育機関を分離。「病虫害防除所」を併設。
- 平成 2 年 「花植木センター」を鈴鹿市に設置。
- 平成 3 年 スタッフ方式（専門担当方式）を導入、研究各部の再編を実施。
- 平成 10 年 「三重県科学技術振興センター」に編入。病虫害防除所を分離。
- 平成 12 年 グループ制を導入。
- 平成 13 年 農業部門と畜産部門を分離。農業部門は農業研究部、畜産部門は畜産研究部と改称。花植木センターを農業研究部園芸グループに統合。
- 平成 18 年 各グループを研究課と改称。

3 . 組織及び職員の状況（平成 17 年 6 月 7 日現在、（ ）は職員数）



4．事業の概要

農業研究部では、病害虫の発生生態の解明と防除技術の開発、交雑育種法による水稻新品種の育成、イチゴ等園芸特産物の新品種育成、地域農業計画の樹立及び農産物マーケティングに対応する農業経営に関する調査研究、みえ独自の茶経営のためのブランド化品種の選抜と栽培、加工技術体系の確立、ブドウの品種選抜及び栽培に関する研究、早生温州の高品質・安定生産技術の開発等農業に関する様々な研究を行っている。

5．支出の概要

科学技術振興センター農業研究部の平成17年度の支出の内訳は以下のとおりである。

(単位：千円)

予算区分	支出額
一般会計	
現年予算	
総務費	167,688
衛生費	1,641
農林水産業費	14,016
商工費	200

6．支出事務の特徴

少人数で支出事務を執行しており、審査をする出納員は企画調整グループの主査が兼務している。したがって出納員の独立性は低く審査事務のリスクはやや高い。

7．監査手続

平成17年度の支出に関して主要な支出科目の中から上位3件を抽出するとともに、それ以外の支出についても簿冊等を閲覧することにより事務手続を確認した。また、出納員の審査状況についてヒアリングを実施した。

(1) 委託料

(単位：千円)

契約名	契約金額
伊賀農業研究室果樹園一般管理作業・除草業務委託	2,313
農業研究部等警備保障業務委託(17年度分)	2,051
植物実験に係る実験作業委託	799

(2) 使用料及び賃借料

(単位：千円)

契約名	契約金額
120kg型製茶器レンタル料	423
フォークリフトレンタル料	136
ウイルスバスターライセンス更新	99

(3) 工事請負費

(単位：千円)

契約名	契約金額
農業研究部温室電源取付工事	115

(4) 備品購入費

(単位：千円)

契約名	契約金額
コンバイン(種子用)	2,709
フロントローダー	410
電気マッフル炉	378

(5) 負担金、補助及び交付金

(単位：千円)

契約名	契約金額
17年度国際技術交流促進事業費補助金	507
共同研究「葉菜類における硝酸塩含有量低減化技術の開発」	500
共同研究「高齢者・障害者に対応した園芸福祉のためのバリアフリー農作業システムの開発」	400
共同研究「カンキツ幼果を利用した加工食品の開発」	400

8. 監査結果

(1) 契約書への契約保証金の記載について

以下の契約において、契約保証金 231 千円を収受し歳入歳出外現金受入決議書に基づき受け入れているにもかかわらず、契約書上に金額とその取り扱いの記載がされていなかった。

業務名	伊賀農業研究室果樹園 一般管理作業業務
業務内容	果樹園一般管理作業及び法面除草作業 6 箇所
委託期間	平成 17 年 4 月 1 日～平成 18 年 3 月 31 日
委託金額	2,313 千円
受託者	青蓮寺開発地域営農対策協議会

契約書は県と契約者との合意事項であることから、その記載内容については正確でかつ明確である必要がある。契約保証金は、その差入を要求することによって適正な履行を担保することを目的としていることから、その収受をする場合には当然に契約書への金額の記載が必要である。また、その契約保証金の取扱いに関する具体的な条項を契約書に記載するか、定めのない場合には会計規則等に基づくとの記載をしておく必要がある。 【結果】

(2) 二重払いについて

消耗品等の購入について、請求書が重複発行されたため二重払いとなっているものが下記のとおり 3 件発生している。

支出科目	内容	金額(千円)	支払日	返納日
消耗品費	カンターホ-	12	10/25、12/27	12/28
消耗品費	ハジツグ	4	10/25、12/27	12/28
手数料	浄化槽法定検査	22	1/6、1/20	2/1

消耗品等については、物品購入等簡易伺簿に発注内容、検収年月日、支出命令決議番号等を記載し二重払いを防止しているが、支出命令決議番号の記載を失念していたために、結果的に二重払いが発生したものである。請求書が別の部署に到着した場合であっても、必ず物品購入等簡易伺簿を確認して支出手続をとるようになる必要がある。 【結果】

(3) 地代単価の適用誤りについて

下記生産委託契約における支払地代単価の見積の根拠として「経営体育成の為の農業経営指標」(平成 6 年 5 月三重県作成)が使用されているが、その根拠資

料について最新か否かを確認したところ、別途平成12年改定版が発見された。内容確認した結果、平成6年時点では20,000円/10aであったものが平成12年時点では16,000円/10aに改定されているにもかかわらず、単価の見直しが実施されていなかった。

支出科目	内容	支払金額	正当金額
委託料	大豆品種「フクユタカ」 原々種生産ほ場借り上げ 及び栽培管理の委託	42,000円/10a	37,800円/10a
	42,000円の積算根拠 〔管理費（地代）20,000円＋人件費（1,000円/h×20h）〕×消費税1.05 ＝42,000円		
	37,800円の積算根拠 〔管理費（地代）16,000円＋人件費（1,000円/h×20h）〕×消費税1.05 ＝37,800円		

契約単価等の見積については、契約単価の妥当性を説明する為に十分な根拠資料が必要であり、その根拠の見直しの有無を把握していなかったことは結果として、過払いとなってしまっている状況にある。

契約根拠について最新版に改定されているかどうかを検証した上で伺い書の単価とする必要がある。また、確認した際には、最新単価である旨を記載しておくことも必要である。

【結果】

（4）納税証明書の確認について

植物実験に係る実験作業委託について、県税の納税確認書は伺い書の中に添付されていたことから確認されているが、消費税等の納税証明書が伺い書に添付されておらず、納税状況は確認されていない。

【結果】

支出科目	内容	金額
委託料	植物実験に係る実験作業委託	799千円

入札参加者（見積書提出者）から納税証明書の提示等がない場合には、当該入札等に参加することができないため、入札時において確認を行い伺い書に納税確認済みと明確に記載しておくか、納税証明書を入手しておく必要がある。

（5）出納員の審査機能について

企画調整グループの主査が出納員となっている。したがって執行機関として支出負担行為、支出命令を所掌するグループリーダー（副参事）と、出納機関として支出命令の適法性等を審査する主査が別人であるから、支出命令、審査による

統制手続にはある程度の実行性は期待できる。しかし、グループリーダー（副参事）と主査とが上司部下の関係にある以上、審査機能は弱いといわざるを得ない。したがって、これを前提にしたリスクマネジメントを実施する必要があると考えられる。

【意見】

草の実リハビリテーションセンター

1. 目的・事業

草の実リハビリテーションセンターは、児童福祉法に基づく肢体不自由児施設であり、かつ医療法に基づく医療機関（病院）で、四肢・体幹の機能に障害をきたした小児に対する療育（治療・教育）を目的としており、対象疾患は、脳性麻痺、二分脊椎、頭部外傷後遺症などの中枢神経障害や先天性奇形、その他の小児整形外科的疾患などである。

入所（入院）部門では、手術治療、装具療法および理学療法、作業療法、言語療法などの機能訓練や日常生活指導など多目的な指導を行っている。また、入所児童に対する学校教育は、併設の県立草の実養護学校（小学部、中学部、高等部）で行われている。さらに、福祉事業として重症心身障害児通園事業（名称「さわやか教室」・定数5名/日）や短期入所事業も行っている。

外来診療部門では、脳性麻痺などの中枢神経障害児の早期発見・早期治療に重点をおき、乳幼児期から神経発達学的治療を中心に理学療法、作業療法、言語療法、摂食療法、発達療育などを施行するとともに、さまざまな小児整形外科的疾患に対する診療を行っている。

また、センターの有する機能・人材を活用して、肢体不自由児巡回療育相談、保健所での乳幼児発達相談、療育センターでの障害児療育相談など、医師・訓練士が県内各地に赴き、診察・訓練指導を行っている。さらに、三重大学医学部をはじめ各専門学校生や療育センター職員などへの実習・研修を行い県内の療育にかかる人材育成機関としても活動している。

2. 沿革

昭和 32 年 10 月	児童福祉法による肢体不自由児施設「草の実学園」として開園（54 床） 医療法による医療機関として使用許可 園内に津市立高茶屋小学校草の実分校・津市立南郊中学校草の実分校を併設
昭和 32 年 11 月	結核予防法による医療機関として指定
昭和 33 年 6 月	生活保護法による医療機関として指定
昭和 33 年 12 月	身体障害者福祉法による更正医療機関及び児童福祉法による育成医療機関として指定

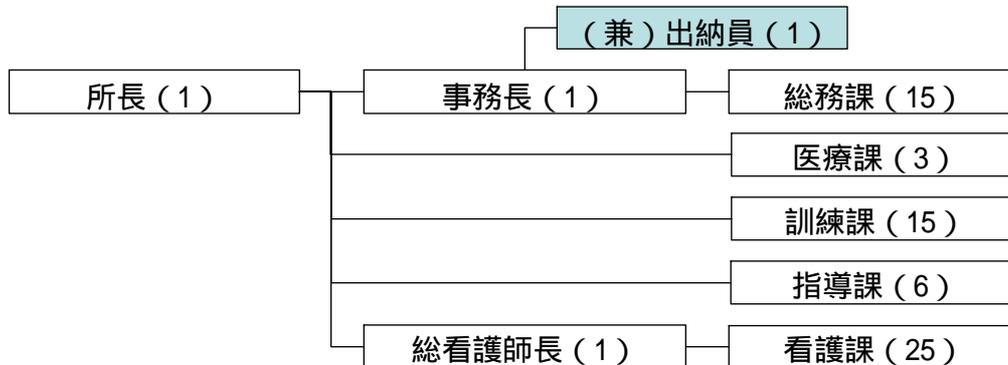
昭和 37 年 4 月	三重県立養護学校の設立に伴い分校を同校の草の実分教室と改称
昭和 37 年 7 月	増設工事竣工により入所定員 84 床
昭和 38 年 2 月	増設工事竣工により入所定員 104 床
昭和 41 年 2 月	増設工事竣工により入所定員 110 床
昭和 49 年 12 月	施設整備計画策定
昭和 51 年 10 月	第一期工事（第一病棟、厚生棟、機械室棟）完成
昭和 52 年 4 月	三重県立養護学校を三重県立城山養護学校と校名変更する。
昭和 53 年 3 月	第二期工事（管理診療棟、訓練棟）完成
昭和 54 年 3 月	第三期工事（第二病棟、学習棟、車庫、職員宿舍棟）完成
昭和 54 年 4 月	園内併設の三重県立城山養護学校草の実分教室が同校の分校となる。
昭和 54 年 7 月	施設整備計画に基づく改築工事竣工
平成 3 年 4 月	三重県立城山養護学校草の実分校に高等部新設
平成 5 年 4 月	三重県立草の実養護学校として独立
平成 9 年 7 月	（社）日本リハビリテーション医学会研修施設として認定される。
平成 10 年 4 月	入所定員 60 床 三重県立草の実リハビリテーションセンターに改称
平成 11 年 1 月	重症心身障害児（者）通園事業開始
平成 12 年 4 月	心身障害児（者）施設地域療育事業開始
平成 14 年 7 月	バリアフリー工事（屋外駐車場）完成

3 . 施設・設備

この施設は、国民年金等の積立金から還元融資を受けて建設したものである。

(1) 敷地面積	15,021.62 m ²
(2) 建物面積	延 5,898.45 m ²
(3) 総事業費	1,437,190 千円

4. 組織及び職員の状況（平成 17 年 6 月 7 日現在、（ ）は職員数）



5. 入所児童の状況

平成 18 年 3 月 1 日現在（単位：人）

	保育	小学部	中学部	高等部	卒業児
児童数	8	30	13	4	0

上表のうち、措置入院は 31 名、保険入院は 16 名である。

6. 事業の概要

(1) 入院患者数

年度別（単位：人）

	11 年度	12 年度	13 年度	14 年度	15 年度	16 年度	17 年度
児童	15,651	11,834	11,053	12,345	13,477	12,568	10,673
総数	17,705	14,791	13,681	16,035	15,891	15,361	15,909

(2) 外来総患者数

年度別（単位：人）

	11 年度	12 年度	13 年度	14 年度	15 年度	16 年度	17 年度
延数	18,739	18,011	16,775	17,665	16,516	15,021	12,586

(3) ギプス件数

年度別（単位：人）

	11 年度	12 年度	13 年度	14 年度	15 年度	16 年度	17 年度
件数	560	413	468	490	563	417	290

(4) 手術件数

年度別 (単位 : 人)

	11 年度	12 年度	13 年度	14 年度	15 年度	16 年度	17 年度
件数	26	18	30	34	43	18	2

(5) 17 年度訓練業務実績総数

	総件数	入所 (措置・一般)		外来通院	短期入所		重症心身障害児 (者) 通園事業
			水治療法 198		宿泊	日中	
理学療法 (P T)	16,200	6,884	198	8,115	43	38	922
作業療法 (O T)	2,501	1,249		1,152	5	16	79
言語訓練 (S T)	1,420	473		917	9	12	9
摂食訓練	439	86		342	7	2	8
発達療育 (D T)	912	92		820	/		
心理判定 (面接・相 談のみも含む)	187	42		145			

(6) さわやか教室 (重症心身障害児・者通園事業) 利用数

	12 年度	13 年度	14 年度	15 年度	16 年度	17 年度
実人員 (人)	14	18	19	19	24	25
延べ人員 (人)	931	1,042	1,178	1,141	1,101	1,106
実施日数 (日)	225	235	245	246	239	243
一日当たりの利用者数 (人)	3.9	4.4	4.8	4.6	4.6	4.6

(7) 支援費制度短期入所 (宿泊利用・日中利用) 事業

(14 年度以前は心身障害児・者地域療育事業)

	12 年度	13 年度	14 年度	15 年度	16 年度	17 年度
利用実人数 (人)	12	32	52	52	50	38
月平均利用者数 (人)	6.0	9.1	16.6	16.4	16.4	12.4
総サービス件数 (件)	52	448	585	423	418	368

12 年度については、平成 13 年 2 月より運用開始

(8) 給食状況 (17 年度)

(単位 : 食数)

入所・入院	34,763
短期入所	516
重症心身障害児 (者) 通園事業	1,079
検食	1,095
計	37,453
摂食訓練食	312
合計	37,765

(9) 地域療育相談事業

県内各地において、障害児療育相談、巡回療育相談、乳幼児発達相談、障害者整形外科検診、障害児療育相談、巡回療育相談、養護学校療育相談、地域小学校療育相談を行っている。

(10) 教育研修事業

県内各地の療育センターおよび県内・県外含め大学・専門学校などの関係各機関からの研修生に対して、研修・実習活動を行っている。

7. 支出の概要

草の実りハビリテーションセンターの平成 17 年度の支出の内訳は以下のとおりである。

(単位：千円)

予算区分	支出額
一般会計	
現年予算	
総務費	4,867
民生費	143,884

8. 支出事務の特徴

少人数で支出事務を執行しており、審査をする出納員は事務長が兼務している。したがって出納員の独立性は低く審査事務のリスクは高い。

9. 監査手続

平成 17 年度の支出に関して主要な支出科目の中から上位 3 件を抽出するとともに、それ以外の支出についても簿冊等を閲覧することにより事務手続を確認した。

また、出納員の審査状況についてヒアリングを実施した。

(1) 委託料

(単位：千円)

内容	金額
清掃・洗濯業務委託	8,043
エレベーター保守点検業務委託	630
消防用設備保守点検業務委託	616

(2) 使用料及び賃借料

(単位：千円)

内容	金額
玄関マット賃貸借契約 (単価契約)	43
病院寝具賃貸借契約 (単価契約)	652

(3) 備品購入費

(単位：千円)

内容	金額
調理機器購入	1,281
ベッド購入	891

(4) 修繕料

(単位：千円)

内容	金額
ボイラー用バーナーオーバーホール	328
ボイラーオーバーホール	509
ボイラー室内蒸気配管漏れ修繕	262

10 . 監査結果

(1) 入札辞退者の取扱いについて

A重油については指名競争入札を実施し、伺い書により入札指名業者を選定している。しかし、入札依頼に対しK社が前年度に入札参加がなく当年度も連続して入札辞退をしたことから、指名審査会での決裁に基づき平成17年度4/4期(1~3月)A重油単価契約にかかる競争入札(予算額6,915千円)の対象から除外されていた。

入札業者指名理由

物品入札資格者名簿に「70石油製品類」で登録があり従業員数6名以上の津市内の業者及び従業員数15名以上の久居市・松阪市の業者であること。

うちK社については、3連続で辞退申し出があったため、今回の指名対象から外します。

A 重油入札状況

(単位：円/)

指名業者名	契約期間					
	H16 4/1～3/31	H17 5/1～9/30	H17 10/1～12/31	H18 1/1～3/31	H18 4/1～6/30	
A社	省略	53.00	51.80	52.50	省略	
B社		49.70	54.00	53.50		
C社		49.30	52.40	53.60		
D社		辞退	57.10	54.30		
E社		52.00	52.30	54.80		
F社		52.40	辞退	55.40		
G社		辞退	辞退	57.00		辞退
H社		52.00	56.00	辞退		
I社		辞退	辞退	辞退		辞退
J社		60.00	辞退	辞退		指名除外
K社	辞退	辞退	辞退	指名除外	指名除外	

ただ上表を見る限り、K社以外にも3回連続して辞退している業者(I社)も存在し、K社との差異は見られない。また、連続して入札を辞退した結果として、指名通知対象から除外された場合には、実質的に入札辞退ができないような仕組みとなるおそれがあるとともに、入札に際しての注意事項に「指名を受けた者は、入札を辞退することができます。なお、入札を辞退した者は、再度入札には参加できないものとしますが、以後の取扱いにおいて不利益を受けることはありません。」と記載され入札辞退により不利益はないとしている趣旨が没却されることになり、契約機会の公平性に反する可能性がある。

入札辞退が予想される場合であっても、県側で一方的に除外することは契約機会の平等に反すると考えられる。したがって、今後指名通知をしないことに関して業者の合意を得ておくか、それができない場合は必ず郵送等によって指名通知をしておく必要がある。 【結果】

(2) 物品購入伺いでの支出確認漏れについて

物品購入伺いに支出命令決議番号が記載されず、支出の確認がなされていないケースがあった。

支出科目	購入伺い	内容	購入金額	検収年月日
扶助費	2/6	のりものいっぱい図鑑	2千円	H18/2/9

また、物品購入等簡易伺いについて、受領確認及び支出確認がなされていないケースが見受けられた。

支出科目	購入伺い	内容	金額	購入伺書起案 No.	支払日
需用費	8/3	ボイラー出入口ドア 取替作業	69 千円	6067801	H17/10/13

物品購入伺いは検収の網羅性確認及び二重払いの防止の観点から作成が要請されているものである。また、物品購入簡易伺いについても、同様に検収から支払までの一連取引の実在性や網羅性の観点から作成が要請されているものである。

物品購入伺い及び物品購入簡易伺い簿によって支出事務を正確に実施する必要がある。 【結果】

(3) 債務負担行為のメリットについて

契約のうち 清掃委託業務 ボイラー運転管理業務 コピー機 FAX リース契約については、議会による債務負担行為の承認に基づき複数年契約を実施している。17 年度においては、下記の契約が債務負担行為に基づき契約されたものである。

支出科目	委託料
内容	清掃・洗濯業務委託
契約相手方	A 社
契約期間	平成 17 年度～19 年度
債務負担行為金額	24,129 千円

これについては、現在、物品リース契約・業務委託等に係る債務負担行為設定指針に基づく運用がされているが、複数年契約のメリットが伺い書に明確に記載されていない。複数年契約が、単年度主義の例外として認められているのは、ランニングコストが安い等のメリットがあるからで、それを明確にするためにも有利性を判定した資料を作成する必要があると考える。 【意見】

(4) 出納員の審査機能について

事務長が出納員となっている。したがって事務長は執行機関として支出負担行為、支出命令を専決するとともに、出納機関として支出命令の適法性等を審査することになる。よって、支出の最終チェックを行う出納員に事務長が指定されることは、本来的には、分立し相互牽制の役割を担う執行機関と出納機関が同一人となることから、支出命令、審査による統制手続が弱くなりリスクが軽減されない。また、事務長以外の吏員を出納員にするとしても事務長と吏員とが上司部下の関係にある以上、審査機能は弱いといわざるを得ない。したがって、これを前提にしたリスクマネジメントを実施する必要があると考えられる。なお、平成

18年6月に公布された新会計規則では、各所属において複数の出納員が設置できるように改正されている。

【意見】

中央卸売市場

1. 概要

- | | |
|--------------|--|
| (1) 名称 | 三重県中央卸売市場 |
| (2) 開設認可 | 昭和56年7月15日農林水産省指令56食流第3920号 |
| (3) 業務開始 | 昭和56年7月27日 |
| (4) 開設者 | 三重県(三重県知事) |
| (5) 所在地 | 三重県松阪市小津町800番地 |
| (6) 面積及び総事業費 | 敷地面積 144,401 m ²
総事業費 約80億円 |
| (7) 開設区域 | 津市、松阪市 |
| (8) 取扱品目 | (青果部) 野菜、果実及びこれら加工品並びに規則で定めるその他の食料品
(水産物部) 生鮮水産物及びその加工品並びに規則で定めるその他の食料品 |
| (9) 市場の開場時間 | 午前0時から午後12時まで |
| (10) 販売開始時間 | 青果部 午前3時30分(せり開始時間午前7時)
水産物部 午前2時(せり開始時間午前4時30分) |
| (11) 休場日 | 日曜日(1月5日及び12月25日から12月30日までの日曜日を除く)
国民の祝日
1月2日から1月4日まで及び12月31日 |

2. 沿革

生鮮食料品を全国各地あるいは海外から輸入して大量に集め、適正な価格を形成して迅速に食卓に届けるため「卸売市場法」に基づいて中勢地方を中心に県全体を供給圏として、次の経緯を経て昭和56年7月に農林水産大臣の認可を得て開設した。

- | | |
|----------|--------------------|
| 昭和48年10月 | 中央卸売市場設置促進協議会設置 |
| 昭和49年11月 | 三重県中央卸売市場開設促進協議会設置 |
| 昭和50年10月 | 三重県中央卸売市場開設協議会設置 |
| 昭和51年3月 | 国の卸売市場審議会が開設を承認 |
| 昭和51年4月 | 国の中央卸売市場整備計画により告示 |
| 昭和52年12月 | 用地買収契約締結 |

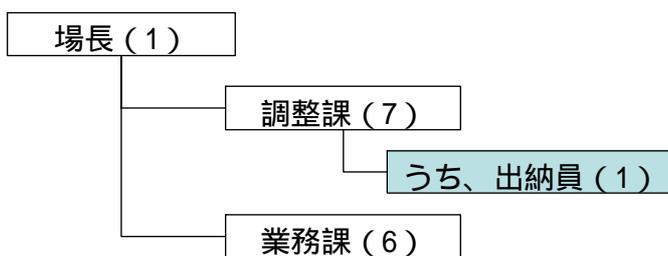
昭和 53 年 5 月	建設工事着手
昭和 56 年 5 月	建設工事竣工
昭和 56 年 6 月 29 日	中央卸売市場開設認可申請
昭和 56 年 7 月 15 日	農林水産大臣が開設認可
昭和 56 年 7 月 27 日	開場・業務開始
昭和 62 年 3 月	製氷施設整備
平成 3 年 10 月 27 日	開場 10 周年記念式典及び市場まつり開催
平成 6 年 3 月	低温売場、買荷保管積込所整備
平成 8 年 10 月 13 日	開場 15 周年記念市場感謝デー開催
平成 11 年 3 月	水産加工施設整備
平成 11 年 6 月	水産低温売場整備
平成 11 年 9 月	パレット破砕施設整備
平成 12 年 12 月	青果保冷配送施設整備
平成 13 年 10 月	開場 20 周年記念市場まつり開催
平成 18 年 10 月	開場 25 周年記念市場まつり開催

3 . 施設の概要

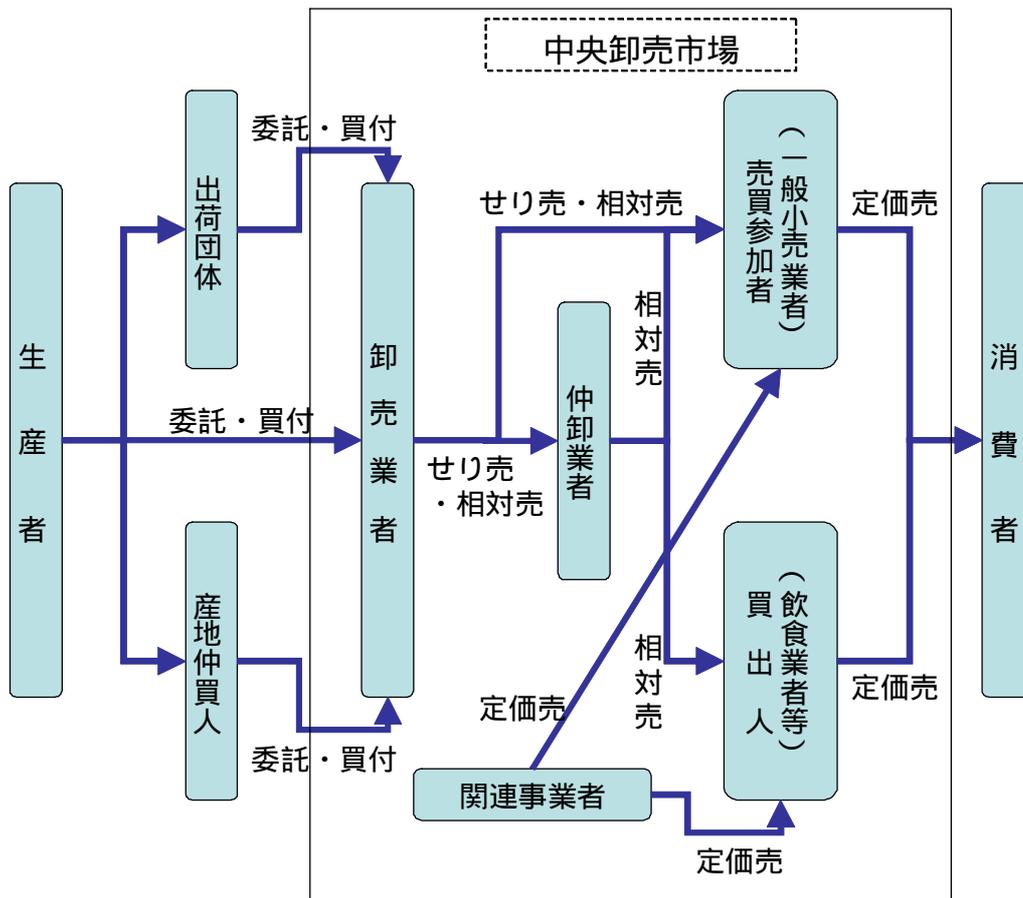
施設名	面積 (㎡)	摘要
卸売場等	27,437	鉄筋・鉄骨コンクリート造 (3 階)
卸売場	10,462	
仲卸売場	5,676	
関係業者事務所	3,039	
買荷保管積込所	1,716	
その他 (通路等共用部分)	6,544	
買荷保管積込所	1,872	鉄骨造
関連商品売場棟	7,102	鉄筋コンクリート造 (2 階)
冷蔵庫棟	2,162	鉄筋コンクリート造 (1 階)
製氷施設	一式	日産 5 t (15 mm 厚)、貯氷 10t / 日
倉庫棟	390	鉄骨造 (1 階)
加工施設棟	658	鉄骨造 (1 階)
水産加工施設棟	762	鉄骨造 (1 階)
低温売場	500	
青果保冷配送施設	900	鉄骨造 (1 階)
管理棟	1,943	鉄筋コンクリート造 (2 階)
県事務所	292	
衛生検査室	96	
警備員室	30	
百五銀行	254	
その他 (機械、電機室等)	1,271	
給水施設	一式	鉄筋コンクリート造

施設名	面積 (m ²)	摘要
汚水処理施設	一式	鉄筋コンクリート造
ゴミ集積所	470	鉄骨造 (1階)
破碎施設	一式	鉄骨造 (1階)
廃棄物処理棟	105	
駐車場	40,728	約 1,500 台収容

4 . 組織及び職員の状況 (平成 17 年 6 月 7 日現在、 () は職員数)



5. 中央卸売市場流通のしくみ



- 「せり売」とは、多数の買い手に競争をさせ、最も高い値をつけた買い手に販売する方法である。
- 「相対売」とは、売り手が買い手と話し合いで価格を決めて販売する方法である。
- 「定価売」とは、売り手が価格を決めて販売する方法である。

- 卸売業者

全国各地の出荷者（生産者）から販売の委託を受け、又は買付けを行って集めた生鮮食料品を仲卸業者や売買参加者に販売する業者。

- 仲卸業者

卸売業者が集荷した品物を買受け、市場内の店舗で売買参加者や買出人に小分け・調整して販売する業者。

- 関連事業者

市場を利用する人たちのために一ヶ所で必要な商品が揃うよう、卸売業者や仲卸業者が取り扱う生鮮食料品以外の商品や様々なサービスを提供する業者。

第一種関連事業者 加工食品、精算代払、運送等

第二種関連事業者 食堂、喫茶、包装資材等

● 売買参加者

小売店、量販店などのうち、せりに参加する資格を持つ人で、卸売業者のほか、仲卸業者、関連事業者から仕入れた品物を自己の店舗で消費者に販売する業者。

● 買出人

せりに参加する資格を持たない小売店、飲食業者等で、仲卸業者、関連事業者から品物を買って自己の店舗で消費者に販売する業者。

市場関係業者

平成 18 年 4 月 1 日現在

業種	部類	業者数	会社名又は団体名
卸売業者	青果部	1 社	県印三重中央青果(株)
	水産物部	1 社	(株)松阪魚市
仲卸業者	青果部	10 社	三重県中央卸売市場青果仲卸(協)
	水産物部	8 社	三重県中央卸売市場水産仲卸(協)
売買参加者	青果	144 人	三重県中央青果(協)
	水産	177 人	三重県中央市場水産(協)
	共通	120 人	
買出人		313 人	
関連事業者		40 業者	関連事業者協会

6. 支出の概要

中央卸売市場の平成 17 年度の支出の内訳は以下のとおりである。

(単位：千円)

予算区分	支出額
一般会計	
現年予算	
衛生費	118
農林水産業費	78
商工費	1
中央卸売市場事業特別会計	
現年予算	
中央卸売市場事業費	269,146

7. 支出事務の特徴

少人数で支出事務を執行しており、審査をする出納員は調整課の課長が兼務している。したがって出納員の独立性は低く審査事務のリスクは高い。

8. 監査手続

平成17年度の支出に関して主要な支出科目の中から上位3件を抽出するとともに、それ以外の支出についても簿冊等を閲覧することにより事務手続を確認した。

また、契約変更を行った事例、法人ではない任意の団体と契約をした事例については特に留意してその事務手続を確認した。

さらに出納員の審査状況についてヒアリングを実施した。

(1) 委託料

(単位：千円)

契約名	金額
中央卸売市場施設管理業務委託	41,300
中央卸売市場早出業務委託	2,988
中央卸売市場空調設備点検業務	2,940

(2) 使用料及び賃借料

(単位：千円)

契約名	金額
コピー料金	169
ファクシミリ賃借料	93
NHK放送受信料	29

(3) 工事請負費

(単位：千円)

契約名	金額
水産低温売場カーテン修繕工事	2,415
中央卸売市場場内区画線補修その2工事	1,886
冷蔵庫圧縮機分解整備工事	1,806

(4) 備品購入費

(単位：千円)

契約名	金額
液晶ディスプレイ	75
グラフィックカード	66

(5) 負担金、補助及び交付金

(単位：千円)

契約名	金額
中央卸売市場清掃及びゴミ処理事業費補助金	29,800
国有資産等所在市町村交付金	25,906
全国中央卸売市場協会会費	130

(6) 契約変更を行った事例

(単位：千円)

契約名	金額
中央卸売市場場内道路区画線補修工事	727
中央卸売市場場内区画線補修その2工事	1,886
中央卸売市場トイレ改修工事	7,892

(7) 法人ではない任意の団体と契約をした事例

(単位：千円)

契約名	金額
中央卸売市場清掃及びゴミ処理事業補助金	29,800
中央卸売市場早出業務委託	2,988
切手購入	16

9. 監査結果

(1) 見積徴収業者の選定基準について

場内道路区画線補修工事については随意契約としているが、見積徴収業者の選定理由につき、当市場の区画線補修工事で過去において工事实績のあるものとして選定範囲を限定している。

支出科目	工事請負費
契約名	中央卸売市場場内区画線補修その2工事
金額	1,886千円
契約締結方法	随意契約
見積徴収業者	3社
業者選定理由	1. 基本地域内であること。 2. 三重県建設工事入札資格者であること。 3. 当市場の区画線補修工事で過去に工事实績または見積徴収実績があること。

道路区画線補修工事については、道路標識表示業協会会員であれば、技術的に契約の履行が困難ではないと判断されることから、当該選定範囲の限定は同業者の受注機会の制限に当たり、契約機会の公平性の疑義が発生するおそれがある。業者選定理由については、過去実績があることが技術的に必要な場合を除いては、限定しないようにすることが望まれる。

また、ドバト防除業務については、過去から継続している業者に対し一者随意契約を実施しているが、17年度に別途単発での忌避剤塗付業務を実施した業者に対し、見積徴収していない。ドバト防除業務については、他の施工可能な同業者も存在することから、見積の徴求を実施する必要がある。 【意見】

(一者随意契約理由)

ドバトの防除工法としては、防鳥ネット工法・音による工法・忌避剤工法等があるが、作業が簡単で効率も良く場内での実績もある接触性忌避剤を散布する工法が最も効率的である。この薬剤は人体等に影響もなく上記業者の特許製品であり他の業者では施工出来ない。

(2) 債務負担行為での単年度契約について

平成16年度から平成18年度の債務負担行為としている業務委託費は、下記のとおりである。

(単位：千円)

委託業務名	期間	債務負担枠	H15 設計金額	契約金額	H16	H17	H18
施設管理業務委託	3年	43,596	41,441	123,900	41,300	41,300	41,300
電気保安管理業務	3年		2,347	6,728	2,242	2,242	2,242
管理棟清掃等業務委託	3年	2,555	2,316	5,134	1,711	1,711	1,711
汚水処理施設管理業務委託	3年	3,093	3,318	7,129	2,376	2,376	2,376
空調設備年間点検業務委託	単年	3,199	2,874	2,835	2,835	2,940	
冷凍設備年間点検業務委託	単年	2,703	2,416	2,415	2,415	2,310	
計		55,146	54,713	148,142	52,880	52,879	

債務負担行為については、事務の簡素化やコスト削減等の効果があることを前提に議会承認のもとで認められるものであるが、上記の個々の契約については、複数年契約の業務委託と単年度契約の業務委託が混在している。一般に物品リース契約、庁舎警備、清掃、機械・設備の保全業務等、単年度契約になじみにくい業務が債務負担行為の対象となる。このことからすると単年度契約をしている空調設備年間点検業務及び冷凍設備年間点検業務についてはあえて債務負担行為をとる必要はないと考えられる。 【意見】

(3) 同一業者との契約について

施設管理業務委託については、一般競争入札を実施するも応募が1社しかなく予定価格の範囲内であったため、当該入札業者と契約を締結している。その結果、市場開設以来同一業者との契約が継続している。

入札参加者の資格に関する事項(業務に関する部分を抜粋)としては

(ア) 警備業法第4条の規定による公安委員会の認定を受けていること。

- (イ) 警備業法第 11 条の 2 の規定による検定において常駐警備 2 級以上に合格した警備員であって建築物で通算 5 年以上の常駐警備の実務経験を有する者を警備責任者として配置できること。
- (ウ) 電気事業法第 43 条の規定による第 3 種電気主任技術者かつ電気工事士法第 3 条の規定による第 1 種電気工事士の資格を有する技術員を 2 名以上有すること。
- (エ) のうち 1 名を常駐電気技術員として配置できること。また、緊急時には、勤務時間であるか否かにかかわらず 30 分以内に当市場に到着し、調整、応急処置が行えること。
- (オ) 水道法第 19 条の規定による水道技術管理者の資格を有する者を常駐として配置できること。
- (カ) 過去 10 年間に、建築物において、常駐警備業務、電気機械設備運転及び保守管理業務を誠実に履行した実績を有すること。

以上のような入札参加資格を全て満たす会社は今まで三重県には数社しかいないため、一般競争入札であっても結果的に応募が 1 社となっている。確かに開設者としては、1 社に全ての業務を委託できれば市場の運営上安全を担保できるであろうが、逆に 1 者随意契約のように高い価格での契約となってしまう可能性もある。

委託業務を分割する、あるいは業務標準手順書を作成するなどして、新規業者であっても参加しやすい形をとることによって、複数の応募者に競争させる必要がある。

【意見】

(4) 契約保証金、入札保証金の要否について

中央卸売市場空調点検業務に関する契約保証金及び入札保証金の要否については、指名審査会における入札者内申書で指名業者がすべて不要となっていたが、実際は不要かどうかの調査をすることなく全指名業者について不要としていた。契約保証金及び入札保証金の業者ごとの要否については調査をした上で伺い書に明確に記載する必要がある。

【結果】

支出科目	委託料
契約名	中央卸売市場空調点検業務
金額	2,940 千円

(5) 出納員の審査機能について

調整課の課長が出納員となっている。したがって課長は執行機関として支出負担行為、支出命令を所掌するとともに、出納機関として支出命令の適法性等を審

査することになる。よって、支出の最終チェックを行う出納員に課長が指定されることは、本来的には、分立し相互牽制の役割を担う執行機関と出納機関が同一人となることから、支出命令、審査による統制手続が弱くなりリスクが軽減されない。また、課長以外の吏員を出納員にするとしても課長と吏員とが上司部下の関係にある以上、審査機能は弱いといわざるを得ない。したがって、これを前提にしたリスクマネジメントを実施する必要があると考えられる。なお、平成18年6月に公布された新会計規則では、各所属において複数の出納員が設置できるように改正されている。 【意見】

こころの健康センター

1. 沿革

こころの健康センター（精神保健福祉センター）は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第6条の規定に基づいて設けられた、地域精神保健福祉活動の技術的中枢機関である。

昭和61年5月 三重県津庁舎津保健所棟1階（津市桜橋3丁目446-34）に開設され、保健環境部保健予防課の分室としてスタートする。

昭和63年10月 三重県久居庁舎（久居市明神町2501-1）の完成に伴い、同1階に移転。

平成元年4月 県健康対策課の地域機関として独立（三重県条例第5号）。

平成11年4月 診療（投薬）開始（三重県条例第5号の一部改正）。

平成11年8月 三重県久居庁舎4階にストレスケア・ルーム増設。

平成13年7月 三重県津保健福祉部久居支所の廃止に伴い支所跡に事務所移転（久居庁舎内）。

平成14年4月 ストレスケア・ルームを庁舎2階に移転。

2. 業務

こころの健康センターは、「精神保健福祉センター運営要領」（健医発第57号厚生省公衆衛生局長通知、平成8年1月19日）に基づき、次の業務を行っている。管轄は、県内全域である。

（1）企画立案

地域精神保健福祉を推進するため、都道府県の精神保健福祉主管部局及び関係諸機関に対し、専門的立場から、社会復帰の推進方策や、地域における精神保健福祉施策の計画的推進に関する事項等を含め、精神保健福祉に関する提案、意見具申等をする。

（2）技術指導及び技術援助

地域精神保健福祉活動を推進するため、保健所、市町村及び関係諸機関に対し、専門的立場から、積極的な技術指導及び技術援助を行う。

（3）教育研修

保健所、市町村、福祉事務所、社会復帰施設その他の関係諸機関等で精神保健福祉業務に従事する職員等に、専門的研修等の教育研修を行い、技術的水準の向上を図る。

(4) 普及啓発

都道府県規模で一般住民に対し精神保健福祉の知識、精神障害についての正しい知識、精神障害者の権利擁護等について普及啓発を行うとともに、保健所及び市町村が行う普及啓発活動に対して専門的立場から協力、指導及び援助を行う。

(5) 精神保健福祉相談

こころの健康センターは、精神保健及び精神障害者福祉に関する相談及び指導のうち、複雑又は困難なものを行う。心の健康相談から、精神医療にかかる相談、社会復帰相談をはじめ、アルコール、薬物、思春期、認知症等の特定相談を含め、精神保健福祉全般の相談を実施する。こころの健康センターは、これらの事例についての相談指導を行うためには、総合的技術センターとしての立場から適切な対応を行うとともに、必要に応じて関係諸機関の協力を求めるものとする。

(6) 組織育成

地域精神保健福祉の向上を図るためには、地域住民による組織的活動が必要である。このため、こころの健康センターは、家族会、当事者会、社会復帰事業団体等、都道府県単位の組織の育成に努めるとともに、保健所、市町村並びに地区単位での組織の活動に協力する。

(7) 精神障害者福祉推進事業

(8) 精神医療審査会に関する事務

精神医療審査会の開催事務及び審査遂行上必要な調査その他当該審査会の審査に関する事務を行う。また、法第 38 条の 4 の規定による請求等の受付について、審査の客観性、独立性を確保できる体制を整える。

(9) 精神障害者保健福祉手帳・通院医療費公費負担の判定及び承認

法第 32 条第 3 項の規定による精神障害者通院医療費公費負担及び同法第 45 条第 1 項の規定による精神障害者保健福祉手帳の申請に対する判定業務及び承認業務を行う。また、平成 18 年 4 月から施行される障害者自立支援法附則第 13 条に基づき医療費の移行作業も行っている。

(10) 薬物相談ネットワーク事業（平成 11 年 4 月以降）

こころの健康センターの薬物相談機能を充実し、それを中核とする薬物相談ネットワークを構築することにより、薬物相談に総合的に対応する体制を整備する。また、相談応需職員の研修を行う。

(11) こころのケアネットワークづくり事業（平成 13 年 4 月以降）

三重県では健康づくり総合計画「ヘルシーピープルみえ・21」において、こころの健康づくりを重要事業と位置づけ、こころのケアに対する支援体制の整備を図っている。特に学校保健、産業保健でのこころの危機に関する関係諸機関のネットワークを構築し、必要なときに、早期に適切な支援ができる体制を整備する。

(12) こころの健康危機管理事業（平成 14 年 4 月以降）

(13) 新たな精神保健分野に対応する相談支援事業（平成 15 年 4 月以降）（ひきこもり等への相談・支援体制整備事業より名称変更）

(14) 自殺予防対策事業

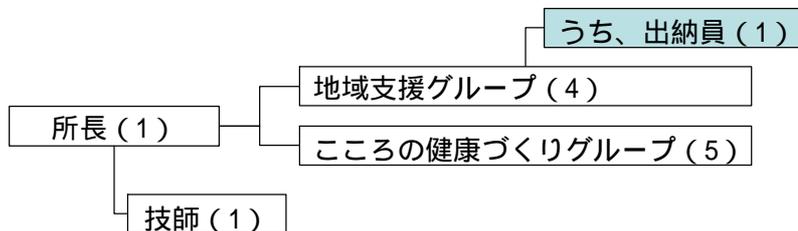
増加傾向にある自殺への対策を講じるため、関係機関連絡会議を開催するとともに、その予防に向けた啓発事業を推進し、関係機関が行う関連事業に技術支援を行う。

(15) ひきこもりサポート事業

当事者及び家族が孤立しないための相談体制を継続するとともに、関係機関と連携を図り重層的な支援体制を構築し、研修やケア会議等を行うことで社会復帰の支援を目指す。

3. 組織及び職員の状況（平成 17 年 6 月 7 日現在、（ ）は職員数）

(1) 組織



(2) 職員構成

職名	職種	人数
所長（技術吏員）	医師	1
主幹（技術吏員）	保健師	2
主幹（事務吏員）	一般事務	2
主査（技術吏員）	心理判定員	1
主査（技術吏員）	保健師	2
主事（事務吏員）	一般事務	1
技師（技術吏員）	医師	1
技師（技術吏員）	保健師	1
計		11

4. 支出の概要

こころの健康センターの平成 17 年度の支出の内訳は以下のとおりである。

(単位：千円)

予算区分	支出額
一般会計	
現年予算	
総務費	4
衛生費	16,284

5. 支出事務の特徴

少人数で支出事務を執行しており、審査をする出納員は地域支援グループの主幹が兼務している。したがって出納員の独立性は低く審査事務のリスクは高い。

6. 監査手続

平成 17 年度の支出に関して主要な支出科目について簿冊等を閲覧することにより事務手続を確認した。

また、事務局を預かる団体については特に留意してその事務手続を確認した。

さらに出納員の審査状況についてヒアリングを実施した。

(1) 主な支出

(単位：千円)

支出科目	摘要	支出額
報酬	電話相談員報酬(4～3月分)	3,564
印刷製本費	冊子「こころの健康だいじょうぶ」等印刷	477
印刷製本費	パンフレット「薬物問題でお困りのご家族の方へ」他1件印刷	208
印刷製本費	「こころのケアガイドブック平成18年3月診療機関編」印刷	207

(2) 事務局を預かる団体

三重県精神保健福祉協議会

7. 監査結果

問題点は発見されず、支出手続は適正に行われていた。

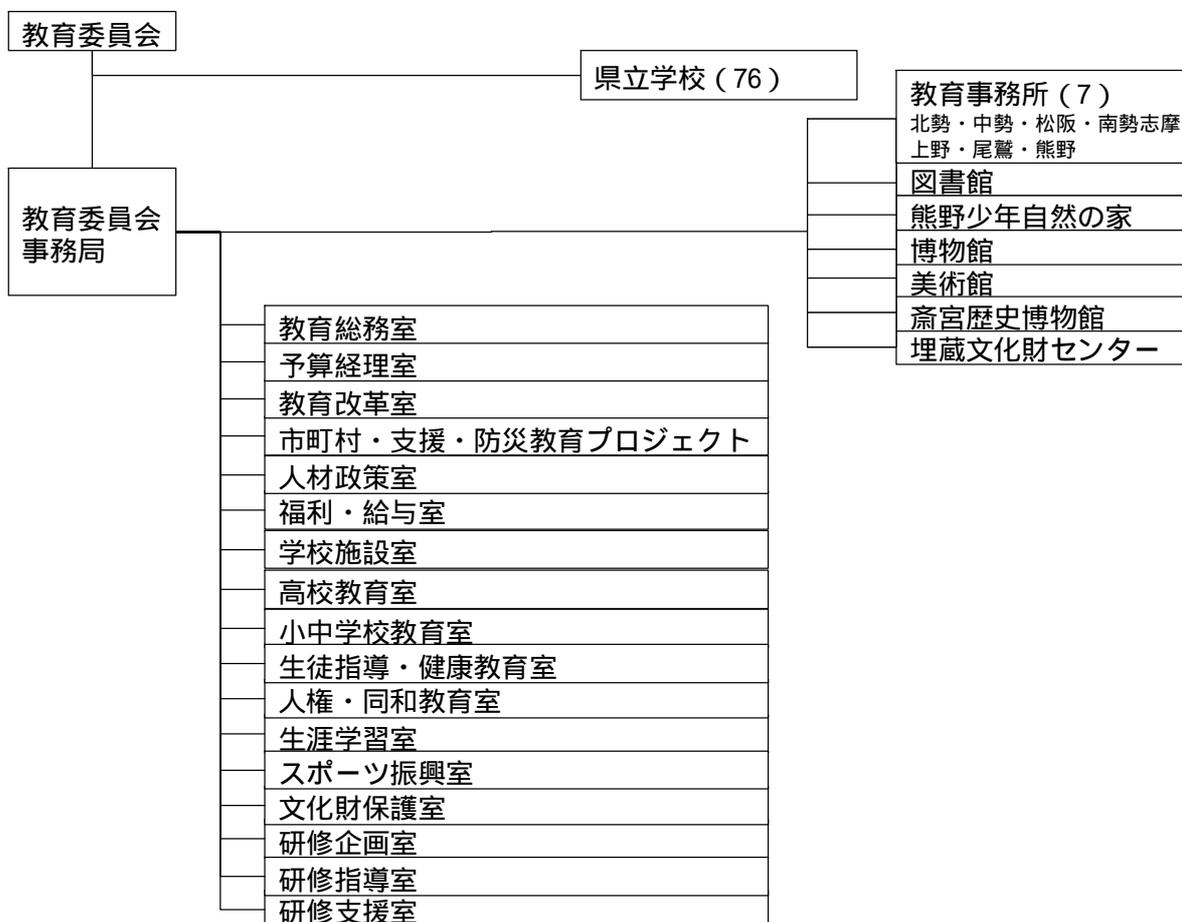
県立高校

1. 県立高校の概要

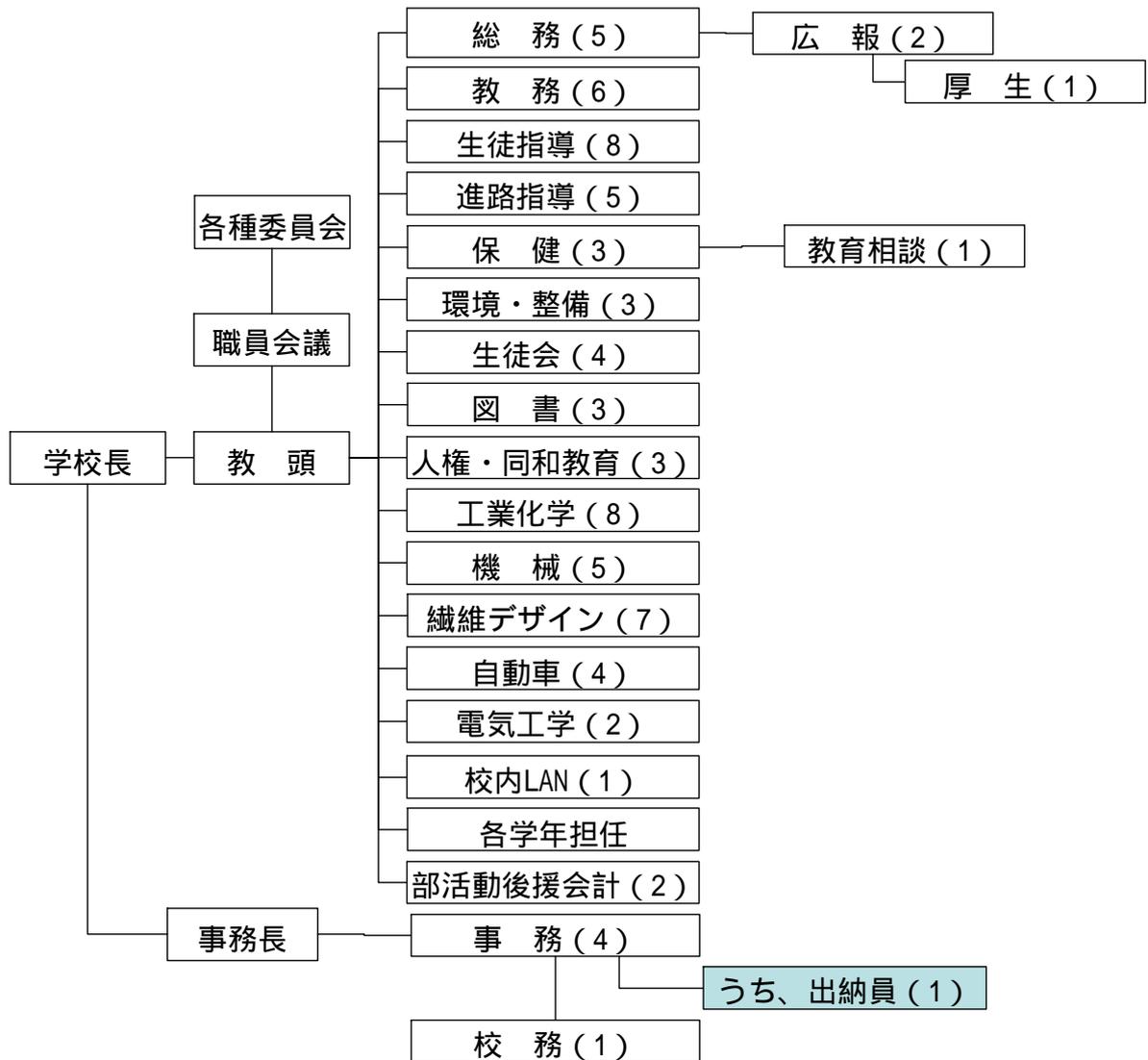
平成 17 年度、県内には 76 の県立学校があり、その内訳は、高等学校 63 校、盲学校 1 校、聾学校 1 校、養護学校 11 校である。

2. 県立高校が位置する組織

県立高校は、三重県の組織上、教育委員会に属する。平成 17 年度の教育委員会の組織及び県立高校の例として松阪工業高等学校の組織は下図のとおりである。



松阪工業高等学校（ ）は職員数（ ）



3. 県立高校における支出事務の概要

(1) 支出事務の権限

予算の執行権は知事に専属するが（法 149 ）、事務の能率的かつ適正な執行を図るために、教育委員会及び教育長の所掌に属する事務にかかる支出負担行為は、教育長に委任されている。（委員会等の職員等に対する知事の権限の一部委任等に関する規則第 2 条）

そして、教育長の権限のうち、支出負担行為に関することについて、報償費、需用費、役務費、委託料（ただし 4,000 万円未満のものに限られる。）、使用料及び賃借料、工事請負費（ただし 500 万円未満のものに限られる。）、原材料費、備品購入費、負担金補助及び交付金、扶助費のうち教科書学習書給与費、

貸付金のうち修学奨励金、投資及び出資金のうち電信電話料、公課費については、各県立学校の校長に委任され（支出負担行為等の権限の三重県立学校長に対する委任に関する規程）、上記各県立学校の校長に委任された支出負担行為は、三重県立学校事務決裁規程において、事務長の専決とされ、事務長が、常時校長に代わって事務の処理について最終的にその意思を決定することとされている。ただし、重要であるとき、異例に属し又は先例になると認められるとき、疑義若しくは重大な紛議があるとき、又は事案の処理の結果重大な紛争を生ずるおそれがあるときは、事務長は校長の決裁を受けなければならない。なお、後記の往査した2校の平成17年度の支出には、校長が決裁した支出はなかった。県立高校の実際の支出事務が適法・適正になされるためには、事務長の役割が大きい。

（2）支出事務の特徴

平成10年9月21日の中央教育審議会答申「今後の地方教育行政の在り方について」において、地域に開かれた特色ある学校づくりを実現するためには、各学校において、自主的・自立的な学校運営を行う観点から、学校予算についての裁量拡大に関して、学校の意向が反映される学校関係予算の編成、校長の裁量によって執行できる予算の措置、校長限りの権限で予算執行が可能となる財務会計処理の工夫を講じること等の提言が行われた。

三重県では、この答申を受けて、県立高校について、平成10年度から11年度の2年間をかけて学校運営に必要な標準的経費の積算基準を設定し、平成12年度予算から、「高等学校運営費」について、各学校に対し、生徒数、教職員数、クラス数、工業・農業などの学科の有無に応じた総額予算の内示をすることとなった。各学校は、その総額について、執行計画（予算科目の「節」及び細節の執行予定）を策定し、担当室に提出し、当該執行計画に基づいて令達（主務部長が地域機関の長に対し、配当された歳出予算のうち支出負担行為をすることのできる範囲を指示することをいう。）された予算を執行することとした。なお、年度途中での執行計画の変更は、学校長の裁量のもとに担当室への変更令達手続により、臨機応変に随時行うことができる。

このように、県立高校の場合、高等学校運営費については、標準的な経費総額の範囲内で、予算科目の「節」（及び細節）について、学校長の裁量により各校の実情に応じた予算の令達を受けて支出することができる点に特色がある。

4. 県立高校に係る支出の状況

相可高等学校の平成 17 年度の支出の内訳は以下のとおりである。

(単位：千円)

予算区分	支出額
一般会計	
現年予算	
総務費	2
労働費	35
教育費	103,138

松阪工業高等学校の平成 17 年度の支出の内訳は以下のとおりである。

(単位：千円)

予算区分	支出額
一般会計	
現年予算	
商工費	430
教育費	104,777

5. 監査手続

県立高校における支出について関係法令等を閲覧し、事務手続きの流れを把握した。また、教育委員会事務局から、県立高校の支出事務の具体的内容をヒアリングした。

県立高等学校 2 校に往査し、上記県立高校における工事請負費、備品購入費、消耗品費、修繕料等の支出事務が法令等に準拠し、適正になされているかについて、各校の校長、教頭、事務長、事務次長、支出事務担当職員からヒアリングをするとともに、決算資料、簿冊を閲覧して確認した。

往査した県立高校は、三重県立相可高等学校及び三重県立松阪工業高等学校である。

6. 往査した各校の沿革・特徴

(1) 三重県立相可高等学校

明治 40 年に創立された相可村外三ヶ村組合立農業学校、附設同組合立実業女学校を前身とする総合高校である。

普通科、生産経済科、農業土木科、食物調理科の 4 学科を設置している。

当該高校は、生産経済科の施設として、農場・果樹園等の総合農場施設を擁しており、米の栽培、松阪牛の肥育、花苗の栽培、園芸福祉、果樹の栽培、環境制御温室でのユリ類の調査・研究等の学習が行われている。

農業土木科では、一般教科のほか農業土木設計施工や測量等の専門科目の授業も行われ、生徒は測量士・土木施工技術者等の資格試験の受験もしている。

食物調理科は、県内では当該高校のみに設置され、調理や製菓・製パンの教科の学習がなされている。また、多気町五桂池ふるさと村のレストラン「まごの店」を研修施設としており、生徒が実際に調理接客を行っている。

支出事務を担当する職員の構成は、事務長 1 名、事務次長 1 名、一般事務職員 3 名である。

(2) 三重県立松阪工業高等学校

明治 35 年に三重県立工業高校として創立された県内で最も歴史のある工業高校である。現在は、全日制として工業化学科、機械科、繊維デザイン科、自動車科及び電気工学科の 5 学科を設置し、定時制として普通科及び機械科の 2 学科を設置している。

支出事務を担当する職員の構成は、事務長 1 名、事務次長 1 名、一般事務職員 2 名である。

7. 監査の結果

相可高等学校

(1) 工事業者選定方法について

果樹園・運動場樹木撤去処分及び整地工事（防風林の伐採・伐根を含む。）と果樹園の防風林植栽工事が実施された。工事場所は同一であるものの、それぞれ別の工事として取り扱われ、各工事については随意契約を行うために見積もり合わせが行われた。見積り合わせの結果、撤去工事と植栽工事のいずれにも同一の業者が最低額の見積もりを示したため、いずれの工事についても当該業者と随意契約の方法により、契約が締結された。（単位：千円）

工事名	工期	請負代金額 (消費税等を含む。)
果樹園・運動場樹木撤去 処分及び整地工事	着手 平成 17 年 5 月 27 日 完成 平成 17 年 7 月 10 日	1,932
果樹園の防風林植栽工事	着手 平成 17 年 5 月 27 日 完成 平成 17 年 7 月 25 日	1,638

これら撤去工事及び植栽工事については、当初からこれら二つの工事を合わせて一つの工事として、競争入札により工事業者を選定すべきであったと思われる。

なぜならば、同一時期、同一場所の工事を二つに分けて契約することは実益に乏しく、むしろ工事を二つに分けたことで間接諸経費を二重に要した可能性もあるからである。また、手続的にも、これら二つの工事の予定価格を合計すると250万円を超えるので、競争入札の方法を採らなければならなくなっていた（令167の2・規73の2）。

契約の対象となる工事の単位・範囲についても公正さと経済性の観点から定められるべきであり、指名競争入札が積極的に採用されるように努められるべきである。

【意見】

（2）契約書の作成について

備品である実習用和牛は、ある畜産商と随意契約により購入されている。購入に当たり、納税確認、見積書の提出、契約書又は請書の作成はいずれもされていない。学校担当者の説明によると、実習用和牛は、個性のある特定の和牛の購入であるため、性質上、競争入札及び見積もり合わせの手法にはなじまないため、1者による随意契約の方法によっている。

納税確認については、実習用和牛は、当該畜産商がセリ場で相可高校の実習用のために競り落とした和牛を購入しているところ、セリ場で購入するにはそのための資格が必要であるため、当該畜産商から購入するほか実習用和牛を購入する方法がないので、税の納付状況にかかわらず当該特定の者と契約を行わなければ事業の目的を達成できない場合（令167の2第1項2号）に該当するため、必要がない。（三重県会計規則「実務取扱い」契約関係第6-（1））

見積書の提出、契約書又は請書の作成については、セリ場で畜産商が競り落とした際、当該和牛の移送を確認の上、当校の事務手続が完了次第速やかに納入したい旨の申し出を受けたことから、過去の良好な取引納入実績を踏まえ、数日で納入が可能なものと認め、契約担当者が特にその必要がないと認めるので、会計規則78条6号により、作成していない。

相可高校の生産経済科では、年に4頭の和牛を購入し（1年次）、3年間肥育し、3年次に共進会に出品しているが、和牛購入数として年に4頭というのは数が少なく、セリ場で購入する資格を持つ畜産商の中で、相可高校へ売却してくれる畜産商をほかに探すことは難しいとのことであった。

1者随意契約、納税確認及び見積書の作成の省略は、上記事情からやむを得ないものと考えられる。ただし、契約書等については、畜産商の商慣習上契約書等の作成は一般的ではないにしても、それだけで契約書等の作成が特に必要がないと認める事情があるとは考えられない。また、和牛は生物であるため、納入までに死亡する可能性もあり、その場合危険負担等を契約書で明確に取り決めておく必要性は高い。従って、今後は、和牛購入の契約については、契約書等の作成を実施すべきであると考えられる。

【結果】

松阪工業高等学校

(3) 契約書及び完成認定書について

実習用機械のオーバーホールのための修繕費支出1,360千円については、契約金額が100万円以上であるため、契約書の作成が必要であるにもかかわらずなされていない。また、完成認定書を作成し、契約の相手方に交付するべきであったものについて、完成認定書が作成されていなかった。

機械の修繕の場合、契約担当者又は契約担当者から検査を命じられた吏員は、契約の相手方から完成の届出を受けた日から10日以内に、契約目的物が当該契約の内容(品質、規格、性能等)と一致しているかを、契約書、仕様書等の関係書類に基づいて確認し、完成認定書を作成して、契約の相手方に交付しなければならない。ただし、契約金額が100万円未満の場合は、完成認定書の作成交付を省略し、検収年月日の記録、契約の相手方に対する口頭の通知で足りる。(規87)

規則において、契約書及び完成認定書の作成、交付を要求しているのは、契約は、適正な履行を確保して初めて意味があり、検査は、適正な履行の確保のために必要不可欠なものであるため、これを明確にしておく意味があること、また、県の支払に当たっては、遅延がないように適正迅速にされなければならないところ、支払は、履行の確認の後、契約の相手方からの支払請求を受けてなされるものであるから、検査がされ、契約の相手方に通知したことを明確にしておく意味があること、であると考えられる。そして、これらの省略は、少額の場合の事務処理上の便宜のためと考えられる。今後は、事務処理の趣旨を踏まえて、過誤の再発防止に努める必要がある。 【結果】

(4) 納期変更手続について

松阪工業高等学校において、納期を平成18年1月31日としてアルミ炉及び付属品である送風機を購入したが、送風機のみ納入が遅れ、実際の納入日は、平成18年3月15日であった。ただし、支出は、実際に納入されその履行が確認された後にされていた。

学校担当者の説明によると、学校側は納期が変更されることを把握しており、かつ、実際の納入日によっても、事業に支障はなかったとのことである。しかし、契約の目的は履行を受けてはじめてその目的を達するのであるから、契約どおりの履行を確保することは重要であるし、契約の相手方に義務違反があったか否かも、今後の同種の契約の相手方選定の際の留意事項として重要であると考えられる。従って、契約担当者は、契約における履行期限について、納期が遅れることについてやむを得ない場合には、納期の変更の事務手続をとる必要があると考えられる。 【結果】

(5) リース期間満了時の処理について

松阪工業高等学校において、リース期間が満了した教育用コンピューター式(タワー型パソコン42台、サーバー1台、レーザープリンター4台、ビデオカメラ2台他多数の機器と windows2000 46セット他多数のソフトウェア)が、リース会社に返還されずに学校内に保管されていた。これは、平成18年3月27日にリース会社から寄付の申込みがあったため採納したものである。

リース期間満了時の処理としては、新しいコンピューターのリース契約にかかる予算要求にあわせて、古いコンピューターの返還のための運送費用の予算も要求することにより、速やかに返還するケースと、リース会社から寄付を受けるケースがある。今回は寄付を受けたものである。

寄付採納調書の承認あるいは寄付受入書の発行等、寄付にかかる事務処理は正しくなされており問題はないが、その後の物品処理としては備品ではなく消耗品として取り扱われていた。確かに、備品のうち購入価額又は評価額が3万円未満のものは印章類等を除き消耗品として管理することができる。ただ備品と消耗品では管理レベルが異なり、備品についてはより高いレベルの管理が要求される。

今回のコンピューター等についてはより高いレベルの管理が要求される物品とみられるため、たとえ1台あたりの評価額が3万円未満あるいは評価額自体が不明であっても、備品として整理し一品ごとに管理台帳に登録する必要があると考えられる。

【意見】

(6) 支払遅延について

請求書については請求日から15日以内に支払う必要があるが、請求書日付から15日超となっているものが1件発見された。県の債務の支払時期については、「政府契約の支払遅延防止等に関する法律」が準用され、法令等により契約書を省略している場合または書面に支払時期を明らかにしない場合の支払の時期は相手側が請求書を提出した日から15日以内とされている。仮に遵守されない場合には法令違反となるため留意する必要がある。

【結果】

共通

(7) 出納員の審査について

分校を除く61の県立高等学校の出納員は次のとおり定められている。

事務長が出納員と定められている県立高等学校	7校
事務次長が出納員と定められている県立高等学校	47校
主幹が出納員と定められている県立高等学校	7校

事務長が出納員と定められている県立高等学校においては、事務長が支出負担行為、支出命令を専決するとともに、支出命令の適法等を審査することになる。よって、現実に支出・出納をする出納員に事務長が指定されることは、本来的には、分立し相互牽制の役割を負う執行機関と出納機関が同一人となるから、支出命令、審査による統制手続が弱くなりリスクが軽減されない。なお、事務長が出納員と定められている県立高等学校では、事務職員を審査補助員とするよう指導されており、その限りでの内部牽制を働かせようとしている。

事務次長や主幹が出納員と定められている県立高等学校においては、事務長と事務次長等が執行機関と出納機関として分立していても、事務長と事務次長等とは、組織上上司部下の関係にあるから、審査機能は弱いといわざるを得ない。したがって、これを前提にしたリスクマネジメントを実施する必要があると考えられる。なお、平成18年6月に公布された新会計規則では、各所属において複数の出納員が設置できるように改正されている。

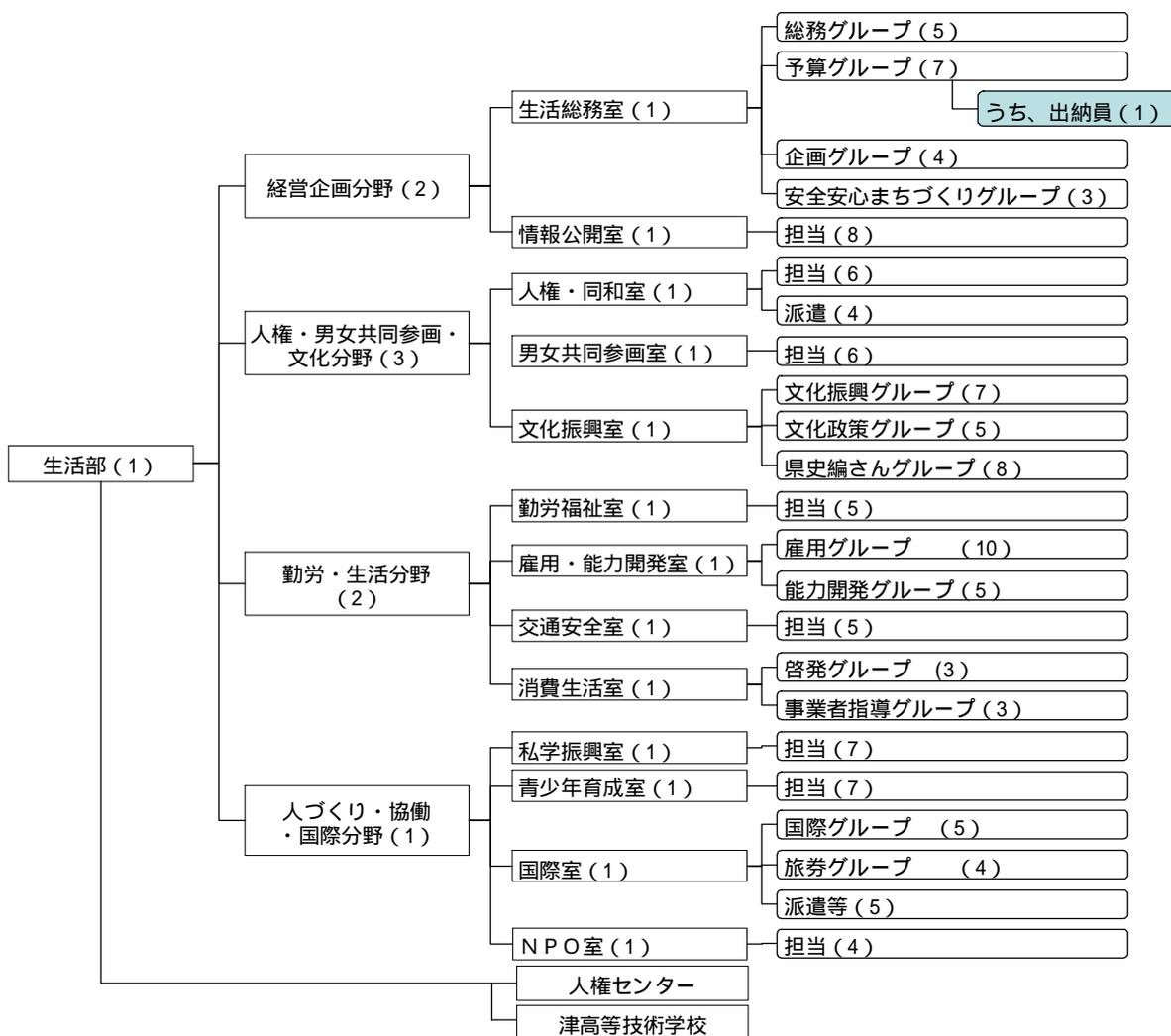
【意見】

生活部

1. 組織及び職員の状況（平成 17 年 6 月 7 日現在、（ ）は職員数 ）

生活部は、県民が安全で安心して心豊かに暮らせる社会の実現を目指して設置された組織である。

生活部の平成 17 年度の組織体制は下記のとおりである。



2. 事業の概要

平成 17 年度の生活部の組織別の主な所掌事務は下記のとおりとなっている。
生活部の組織及び主な所掌事務

生活総務室	部内の組織・人事・庶務・行政経営品質向上・危機管理・出納 部内の予算・経理 部内の政策・企画・調整、議会对応、総合計画進行管理、広聴広報、率先実行 安全で安心なまちづくりの推進
情報公開室	情報公開、個人情報保護
人権・同和室	人権施策・同和問題の総合的な企画・調整・意識啓発
男女共同参画室	男女共同参画の推進
文化振興室	県民の文化活動の振興、宗教法人法 文化政策の検討・推進 県史編さん、公文書保存整備
勤労福祉室	勤労者福祉の向上
雇用・能力開発室	雇用対策 若年者雇用対策 職業能力開発
交通安全室	交通安全対策
消費生活室	消費者施策の推進
私学振興室	私立学校の振興
青少年育成室	青少年の健全育成
国際室	在住外国人との共生社会づくり、国際交流・貢献の推進 旅券（パスポート）の発給
NPO 室	ボランティア・NPO（市民活動団体等）の活動支援、協働の推進

また、生活部が平成 17 年度において、特に重点を置いているプログラムは下記のとおりである。

（１）若年者雇用支援プログラム

高校生のインターンシップへの参加促進に重点的に取り組むとともに、「おしごと広場みえ」ワンストップサービスの一部を他の地域でも提供できるよう、出張相談「地域ジョブカフェ（４箇所）」を新たに開設している。

（２）中高年雇用・安定プログラム

三重労働局と連携して、求職者資格取得サポート事業、キャリアカウンセリング事業等の積極的なPRに努めるとともに、資格取得サポート事業では対象資格種類と対象者の拡大、キャリアカウンセリング事業では個別相談会の開催回数を増やすなどより一層の充実を図っている。

また、地域の実情に応じた雇用対策については、地域の関係機関・団体と密接な連携を図りながら、効果的な取り組みを協働で推進している。

さらに、社会保険労務士や関係団体との連携により、多くの企業等に対して、タイムリーな情報提供やより良い職場環境づくりについての啓発等に取り組んでいる。

(3) 交通事故抑止プログラム

高齢者が交通安全を自らの問題として捉え、積極的に交通安全活動に取り組んでいけるよう、市町村や関係機関等と連携して、高齢者の人材育成と活動基盤づくりを推進するとともに、各地域の特性に応じた活動等へ支援をしている。

また、交通事故危険箇所の解消及びあんしん歩行エリアの整備について計画的・重点的に推進し、安全な交通環境の確保を図っている。

(4) 歴史的・文化的遺産等を活かした三重の魅力づくりプログラム

歴史的・文化的遺産活用保全アドバイザーや行政職員等の人材育成を進めるとともに、歴史的・文化的遺産のレッドブックデータの作成に着手している。

また、養成した人材が継続的に活動できるようその活動のあり方や遺産の保全活用に向けた関連制度の効果的な運用手法について検討を進めている。

さらに、歴史資料の適切な保存・閲覧のための施設の確保、県民が閲覧しやすい窓口体制等の検討を進め、県民が気軽に歴史資料を活用できる環境整備を推進している。

(5) 県民との協働でつくる一人ひとりが尊重され、誰もが参画できる社会づくりプログラム

人権や男女共同参画、ユニバーサルデザインのまちづくり等の様々な分野における地域住民等の主体的な取組について、情報提供や事業ノウハウの提供等に努めながら、県民と市町村との連携・協働により、多様な活動が一層の広がりを持ち、充実した取組が各地域で展開されるよう取り組んでいる。

また、ひとにやさしいまちづくり支援事業についても、市町村との連携強化を図りながら、取組内容の積極的なPRに努め、地域における活動が活発に進められるよう取り組んでいる。

(6) 国際貢献・外国人との共生社会推進プログラム

地域住民と在住外国人が共に安心して暮らせる地域社会の実現に向け、地域住民、NPO、市町村等との連携・協働により、日常生活におけるさまざまな課題解決の取組や支援ネットワークの構築等を進め、地域における協働の取組の定着化を図っている。

また、啓発イベントや研修会の開催等を通じて、県民の国際貢献意識の醸成に努め、国際貢献活動への理解や関心を示す県民の裾野拡大を図るとともに、県民主体の国際貢献活動の展開を支援している。

さらに、県が有する多様な資源を活用した効果的な国際貢献の手法等について引き続き検討を行っている。

3. 支出の概要

生活部の17年度の一般会計における支出の内訳は以下の通りである。

(単位：千円)

支出科目	支出額	比率
報酬	265,813	2.0%
給料	1,067,657	7.9%
職員手当等	618,036	4.6%
共済費	341,181	2.5%
賃金	37,853	0.3%
報償費	56,295	0.4%
旅費	46,855	0.3%
交際費	70	0.0%
需用費	209,024	1.6%
役務費	23,475	0.2%
委託料	1,299,068	9.7%
使用料及び賃借料	26,945	0.2%
工事請負費	2,685	0.0%
原材料費	535	0.0%
備品購入費	62,546	0.5%
負担金、補助及び交付金	7,759,195	57.8%
貸付金	956,683	7.1%
補償、補填及び賠償金	13,447	0.1%
償還金、利子及び割引料	641,794	4.8%
積立金	3,907	0.0%
公課費	237	0.0%
合計	13,433,302	100.0%

4. 支出事務の特徴

出納員は1名配置されており、執行機関に属しているとはいえ独立性は高く、審査事務のリスクは低い。

5. 監査手続

以下のとおり監査対象を抽出して監査を行った。特に契約変更手続の妥当性について留意した。

(1) 委託料【変更増率 上位6契約】

(単位：千円)

契約内容	当初 契約額	最新 契約額	変更増額	変更増率
産業人材育成講座「就職しま専科」広報業務委託契約	9,842	16,564	6,721	68.3%
産業人材育成講座「就職しま専科」受講説明会広報チラシ作成折込	8,589	12,564	3,975	46.3%
ふるさと就職セミナー会場設営・撤去業務委託	299	383	84	28.1%
地域安全マップ活動業務委託	115	147	32	27.9%
河南省友好代表団訪問にかかる委託料	90	114	24	27.2%
産業人材育成講座「就職しま専科」広報用テレビ番組制作・放送	2,630	2,976	346	13.2%

(2) 委託料【変更回数が多いもの 13契約】

(単位：千円)

契約内容	当初 契約額	最新 契約額	変更増額
平成17年度労使コミュニケーション診断事業	4,202	2,514	1,687
中小企業勤労者福祉サービスセンター「パイロット事業」実施委託	1,794	1,794	0
産業人材育成事業教育訓練等実施業務	80,749	80,749	0
産業人材育成講座「就職しま専科」受講説明会広報チラシ作成折込	8,589	12,564	3,975
産業人材育成講座「就職しま専科」広報業務委託契約	9,842	16,564	6,721
第5、6、7回企業見学会(バス運行)	148	95	53
就職支援セミナー(一般用)業務委託	14,290	10,717	3,572
平成17年度三重県留学生支援事業に係る委託料	43,616	36,786	6,829

契約内容	当初 契約額	最新 契約額	変更増額
外国人就学支援プログラム事業委託	510	200	310
県総合文化センター管理運営に関する17年度協定	702,821	702,821	0
交通安全研修センター管理運営委託	51,824	51,075	749
平成17年度交通事故防止常時啓発スポット	814	814	0
11月分交通災害共済委託料	19,042	18,863	179

(3) 法人ではない任意の団体と契約をした事例

(単位：千円)

契約名	金額
みえ県民文化祭実行委員会経費負担金	39,712
同和関係団体補助金	12,600
勤労者地域協働事業	9,500
勤労者の安心・安全自主講座事業	7,243
多様な働き方を促進するための調査・研究事業	4,825
平成17年度子ども心の受け止める相談電話事業	4,764
同和関係団体補助金	3,600
同和関係団体補助金 (部落解放研究第11回三重県集会事業費補助金)	2,832
日本まんなか共和国負担金	2,500
同和関係団体補助金	2,100

(4) 事務局を預かる団体と契約をした事例

(単位：千円)

契約名	金額
三重県交通安全母の会連合会補助金	475
交通安全メッセージ運動事業にかかる委託料	476
平成17年度青少年規範意識向上活動支援事業	1,500
国際貢献フェスタ実行委員会負担金	722

(5) 繰越事業上位1契約

(単位：千円)

事業名称	繰越額
勤労者福祉と余暇の推進啓発事業費	35,574

6. 監査結果

(1) 契約保証金の保証期限延長について

契約の相手方となる者は、県と契約する際に、その契約金額の100分の10以上の契約保証金を納めなければならない。これを納付させることによって、契約相手方の契約上の義務の安全な履行を促進させるとともに、将来、契約の相手方が契約上の義務を履行しない場合に、県の被る損害の補填を容易にしようとするものである。

この契約保証金は現金で納付することもできるが、最近は事故防止のため、あるいは資金繰りの都合上、契約の相手方が保険会社との間に、県を被保険者とする履行保証保険を締結するケースが多くなっている。

下記の工事についても保証証書を入手しているが、完成期限が変更されているにもかかわらず保証期限が延長されていない。無保証のまま工事が進められていたといえる。

工事名	保証金額	保証期限	工期	完成期限変更
三重県勤労者福祉会館講堂等耐震改修工事	3,348千円	平成18年3月27日まで	平成18年1月23日から 平成18年3月27日	平成18年4月28日

保証契約約款を見ると、工期の変更については県が保険会社に通知するものとなっている。しかし保険会社が業者の指定会社である場合には、変更契約書締結までに業者から保険会社に通知してもらうほうが効率的である。なお、その場合は変更後の保証証書を入手しておく必要がある。 【結果】

(2) 契約保証金の取扱いについて

産業人材育成事業教育訓練等実施業務について、契約保証金を収受しているにもかかわらず、契約書上にその取扱いの記載がなされていなかった。

契約書は県と契約者との合意事項であることから、その記載内容については正確かつ明確である必要がある。契約保証金を収受する場合の契約書については、保証金の取扱いに関する具体的な条項を契約書に記載するか、若しくは、定めのない場合には会計規則等に基づくとの記載をしておく必要がある。 【結果】

(3) 関係団体事務の兼務について

県の直接の業務ではないものの、県職員が公的な立場で実際の事務に関わっている団体については、その必要性は理解できるものの統制組織上はリスクが残っているといえる。少なくとも補助金等の支出が県から行われる場合には、事務局長と室長の兼務は解消すべきである。 【結果】

因みに、生活部が関わっている団体のうち、生活部の室長が団体の事務局長を兼務している団体は以下の通りである。

三重県交通安全母の会連合会	交通安全室
事務局長	室長
事務局員	主査
県からの支出	補助金 475 千円、委託料 476 千円

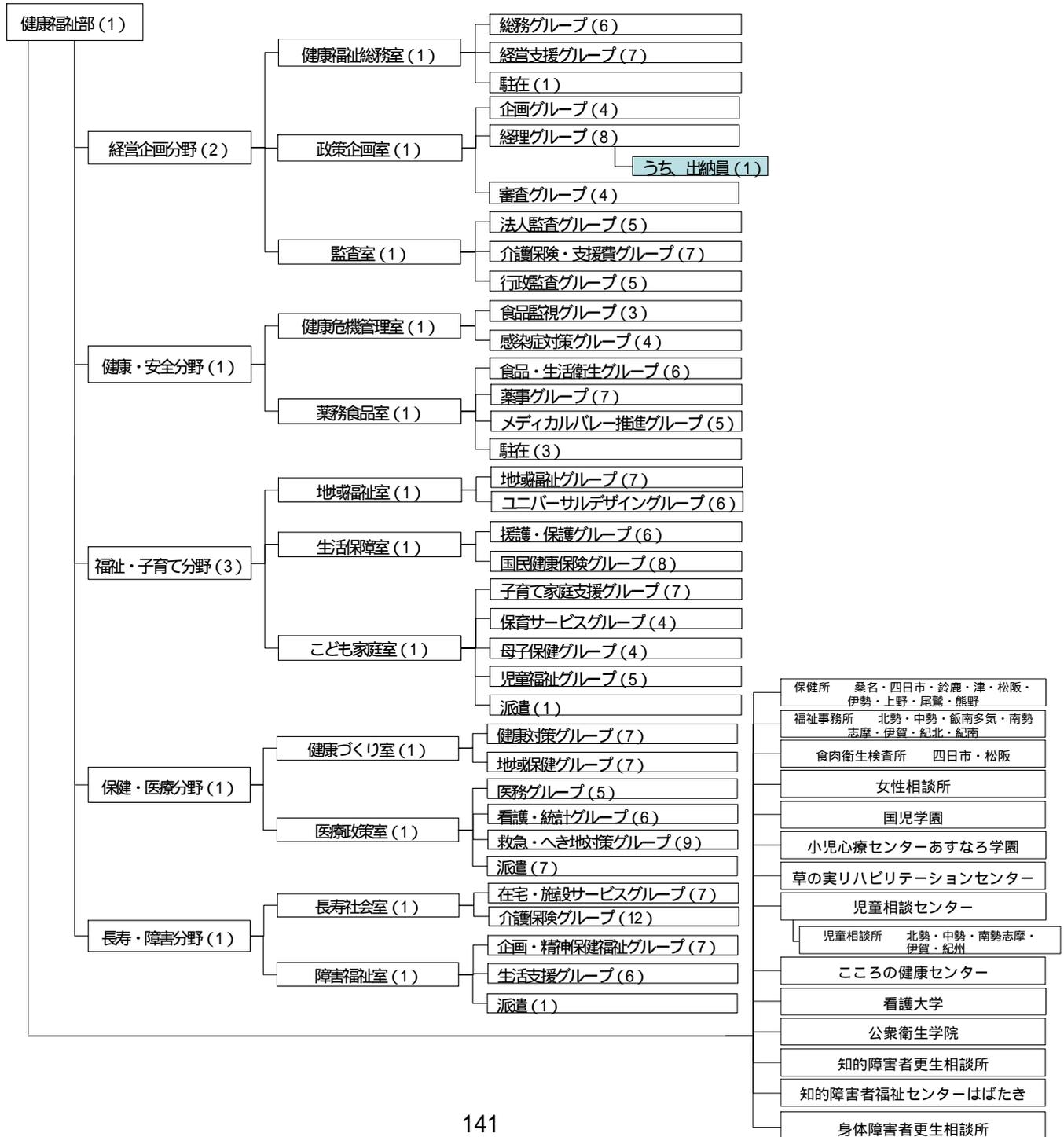
三重県青少年補導センター連絡協議会	青少年育成室 (現在の青少年・私学室)
事務局長	室長
事務局員	主幹
事務局員	主幹
事務局員	主査
県からの支出	委託料 1,500 千円

健康福祉部

1. 組織及び職員の状況(平成 17 年 6 月 7 日現在、()は職員数)

健康福祉部は、県民のくらしの安全・安心を確立し、より良い生活を送ることができる社会を実現することを目的として、県民の視点に立った安全・安心な保健・医療・福祉サービスを提供している。

健康福祉部の組織図は以下のとおりである。



2. 事業の概要

平成 17 年度の健康福祉部の組織別の主な所掌事務は下記のとおりとなっている。

健康福祉部の組織及び主な所掌事務

健康福祉総務室	部内の組織・人事、給与、福祉厚生、 人材育成支援、危機管理、災害時保健福祉対策、施設整備、外郭団体改革支援、県立社会福祉施設改革支援
政策企画室	部内の政策立案支援、総合計画進行管理、議会対応 部内の予算立案支援・経理 部内の出納審査
監査室	社会福祉法人・施設監査 介護保険・支援費事業の指導及び監査 生活保護法・福祉五法監査
健康危機管理室	食中毒対応、食品製造施設監視・指導 結核・赤痢等の感染症対策
薬務食品室	食品の安全確保、生活衛生営業の衛生水準確保、人と動物との共生環境づくり 医療品等の安全確保、薬物乱用防止 メディカルバレー（医療・健康・福祉分野の産業振興）
地域福祉室	高齢者・障害者の社会参加、地域福祉、みえ第三者評価、社会福祉法人認可、保健福祉関係公益法人許認可 ユニバーサルデザインのまちづくり
生活保障室	生活保護制度、旧軍人恩給、戦没者遺族等援護 国民健康保険制度、老人保健（医療等）制度、福祉医療費助成制度
こども家庭室	（特別）児童扶養手当、母子寡婦福祉 保育所運営・施設整備支援 母子保健 児童相談・自立支援、DV相談
健康づくり室	健康づくり総合計画「ヘルシーピープルみえ・21」、適正な生活習慣形成、歯科保健衛生 食環境整備、老人保健、地域リハビリテーション、難病対策（特定疾患、小児慢性疾患）
医療政策室	医療提供体制整備、医薬分業、臓器移植・献血・骨髄バンク 看護職員の人材確保・養成、保健・医療の情報整備 救急医療、へき地医療、がん医療
長寿社会室	高齢者の在宅生活支援、介護基盤整備 介護保険制度
障害福祉室	障害児（者）福祉施設整備、精神障害者の保健福祉 支援費制度、特別障害者手当、心身障害者扶養共済制度

また、健康福祉部が平成 17 年度において、主に担当している重点プログラムは下記のとおりである。

(1) 高齢者の安心確保緊急支援プログラム

高齢者が地域で安心して暮らすことができるようにするため、効果的な介護予防サービスの提供や特別養護老人ホーム、介護専用型ケアハウスなどの介護基盤の整備を図った。

(2) 障害者の地域生活支援プログラム

障害者が地域での生活を選択できるようにするため、グループホームの整備を促進するとともに、施設外授産や介護分野の職場実習への支援を行った。

平成 17 年度に地域サポートセンターを立ち上げ、新たな精神保健分野（人格障害、ひきこもり等）への対応をすすめた。

(3) 医療体制緊急整備プログラム

不足するへき地勤務医等の確保のため医師修学資金等貸与制度の積極的な活用を促進するとともに、新たに「ドクタープール制度」を創設し、へき地の医療機関等に派遣する医師の確保を図った。

また、各地域における小児救急医療体制の整備や、「三重県がん対策戦略プラン」に基づいた総合的ながん対策に取り組んだ。

(4) 少子化対策のための子育て家庭応援プログラム

子育て家庭の支援を一層進めるため、延長保育、休日保育等特別保育の拡充や放課後児童クラブ、地域子育て支援センターの設置を促進した。

また、三重県次世代育成支援行動計画に基づき地域全体で子育てを支援して行けるよう、市町村、団体、NPO 等と連携して「ささえあい」のしくみの構築に取り組んだ。

(5) 児童虐待緊急対応プログラム

児童虐待への対応については、新たに設置した児童相談センターを中心に、発生予防対策、早期発見・早期対応、保護後の自立支援に積極的に取り組むとともに、17 年度から児童相談の一義的な窓口となる市町村を支援した。

また、被虐待児について家庭的な環境の中でケアを行う地域小規模児童養護施設の整備を促進した。

3. 支出の概要

健康福祉部の平成 17 年度の一般会計における支出の内訳は以下の通りである。
(単位：千円)

支出科目	支出額	比率
報酬	36,505	0.1%
給料	3,824,458	5.1%
職員手当等	2,404,580	3.2%
共済費	1,139,010	1.5%
賃金	26,229	0.1%
報償費	266,015	0.3%
旅費	53,931	0.1%
交際費	106	0.0%
需用費	118,883	0.1%
役務費	84,591	0.1%
委託料	2,406,887	3.2%
使用料及び賃借料	39,245	0.1%
工事請負費	133,634	0.2%
備品購入費	48,834	0.1%
負担金、補助及び交付金	53,727,385	71.9%
扶助費	6,079,513	8.1%
貸付金	1,360,909	1.7%
償還金、利子及び割引料	1,880,365	2.5%
積立金	708,032	0.9%
公課費	228	0.0%
繰出金	304,106	0.4%
合計	74,643,446	100.0%

4. 支出事務の特徴

出納員は1名配置されており、執行機関に属しているとはいえ独立性は高く、審査事務のリスクは低い。

5. 監査手続

以下のとおり監査対象を抽出して監査を行った。特に契約変更手続の妥当性について留意した。

(1) 委託料【変更増額及び変更増率 上位各5契約】

(単位：千円)

契約内容	当初 契約額	最新 契約額	変更増額	変更増率
三重県盲人センター運営委託	2,746	4,848	2,102	76.5%
特定疾患治療研究事業に係る入力業務委託	2,541	3,152	611	24.0%
みえ治験医療ネットワークに関する調査・研究委託	6,000	7,000	1,000	16.7%
国立駿河療養所三重県人会 里帰り事業委託	1,001	1,159	158	15.8%
出展ブース装飾品製作委託	569	632	63	11.1%
三重県点字図書館運営委託	30,683	32,348	1,665	5.4%
広域災害・救急医療情報システム委託	78,149	81,559	3,410	4.4%
小動物処分及び野犬捕獲抑留業務委託	103,721	106,586	2,865	2.8%

(2) 委託料【契約金額 上位10契約】

(単位：千円)

契約名	金額
三重県いなば園管理運営委託	668,003
身体障害者総合福祉センター（生活援助棟）管理委託	194,712
身体障害者総合福祉センター（福祉センターA型）管理委託	136,223
小動物処分及び野犬捕獲抑留業務委託	106,586
障害児（者）相談支援事業委託	84,875
重症心身障害児（者）通園事業委託	73,286
みえこどもの城管理運営委託	70,997
明るい長寿社会づくり推進機構事業に係る委託	66,026
精神科救急医療システム運用事業委託	63,691
広域災害・救急医療情報システム委託	63,409

(3) 法人ではない任意の団体と契約をした事例【契約金額 上位 10 契約】

(単位：千円)

契約名	金額
「障害者の明るいくらし」促進事業委託	32,649
周産期医療情報ネットワークシステム委託	14,409
難病相談支援センター事業の委託	6,000
平成 17 年度新生児ドクターカー運営費補助金	5,434
紀南健康長寿リーディングエリア形成事業補助金	4,762
難病相談支援センター事業委託	4,020
三重県難病医療連絡協議会事業の委託	3,613
平成 17 年度小児夜間医療・健康電話相談委託	2,700
日本まんなか共和国健康いきいき交流フェア開催事業に係る負担金	2,500
愛の助け合い運動、ウインタースプリングキャンペーン委託	2,376

(4) 事務局を預かる団体と契約をした事例

(単位：千円)

契約名	金額
平成 17 年度三重県角膜・腎臓バンク補助金	4,665

(5) 繰越事業 1 件抽出

(単位：千円)

事業名称	交付決定額	繰越額	当初完了予定日	変更後完了予定日
介護基盤整備関係事業費 特別養護老人ホーム整備事業費補助金 施設 A	129,867	125,971	H18.3.31	H19.3.31

6. 監査結果

(1) 補助金交付決定について

社会福祉法人 B (以下法人という) から平成 17 年度社会福祉施設整備費補助金の交付申請がされているが、その経緯は以下のとおりである。

平成 17 年 6 月 22 日 厚生労働省から県に交付金の内示

平成 17 年 6 月 23 日 県から法人に補助金 129,867 千円の内示

平成 18 年 2 月 14 日 法人から県に補助金 129,867 千円の交付申請

着工 平成 18 年 3 月 22 日

竣工 平成 19 年 3 月 31 日

平成 18 年 3 月 8 日 県から法人に補助金 129,867 千円の交付決定

当事業は国の交付金制度により単年度事業となっており、平成 18 年度への繰越を前提として交付決定できないにもかかわらず、平成 19 年 3 月 31 日竣工を内容とする交付申請に対し申請の内容を十分に確認しないまま、平成 18 年 3 月 8 日に補助金の交付決定が行われている。

このような事務の実態を見る限り、補助金事務の流れを十分に把握しないまま事務が行われていたといわざるを得ない。統制手続としての執行伺いを適切に実施する必要がある。 【結果】

(2) 関係団体事務の兼務について

財団法人三重県角膜・腎臓バンク協会の事務局は 5 名で構成されており、そのうち 3 名が健康福祉部医療政策室の職員 3 名と兼務している。

財団法人三重県角膜・腎臓バンク協会の事務局	健康福祉部医療政策室
事務局長	医療政策室室長
事務局次長	医療政策室グループリーダー
事務局職員	医療政策室主査
協会職員	
臓器移植コーディネーター	

協会から県に提出する補助金交付申請書については、協会職員が起案し、兼務者の 3 名が決裁している。一方、県が作成する執行伺い、支出命令書は全て兼務者の 3 名が起案決裁している。この状態では、補助金交付の審査も形骸化するおそれがありリスクは軽減されない。少なくとも補助金等の支出が県から行われる場合には、事務局長と室長の兼務は解消すべきである。 【結果】

地域振興部

1. 組織及び職員の状況（平成 17 年 6 月 7 日現在、（ ）は職員数）

地域振興部は、みえけん愛を育む「しあわせ創造県」を実現するために、「県民が主役の県政」など県政運営における 3 つの基本姿勢に基づき、新しい時代の公を担う市町村、住民、NPO 等多様な主体と連携、協働を図りながら、「分権型社会の実現」、「自主的・主体的な地域づくり」の促進に努めている。

地域振興部の組織体制は以下のとおりである。



2. 事業の概要

「県民しあわせプラン」の着実な推進を図るため、市町村合併の進展や人口減少社会等の県を取り巻く環境を踏まえて、各部局、県民局等との連携を図りながら、次の事項に取り組んでいる。

(1) 地域の活性化につながる自主・自立の地域づくりの促進

熊野古道の保全と活用を図るため、「熊野古道ツーリズム」を推進するとともに、熊野古道センター（仮称）の整備を進めている。紀南交流プロデュース事業を引き続き進めるとともに、中核的交流施設の整備に向けて取り組んでいる。宮川流域ルネッサンス事業については、円卓会議の活性化、エコミュージアム事業の住民主導体制づくりへの取組を引き続き推進している。

また、生活創造圏ビジョン、地域特定プロジェクトの取組については時代の変化やその取り巻く環境を踏まえ、見直しを含めて的確に対応している。

(2) 分権型社会の実現に向けての取組の推進

市町村への権限移譲や市町村における地域内分権の取組への支援などに積極的に取り組むとともに、市町村行財政業務の本庁一元化による組織の総合力や専門性を発揮しつつ、市町村の自立的な行財政運営を支援する。

また、市町村合併については、合併新法に基づき総務大臣が定める基本指針の内容等を踏まえながら、新たな合併推進のための県構想の策定について検討するとともに、合併市町村の新しいまちづくりを支援する。

(3) IT（情報通信技術）の利活用によるサービスの高度化

「三重県IT利活用の基本方針」に基づき、IT資源の効率的な運用を図り、県民サービスの向上のため、各部局と連携しながらIT利活用を進めている。特に、安全・安心にIT利活用を進めるため、個人情報保護など電子情報のセキュリティ対策に取り組んでいる。

また、県民に最も身近な市町村の電子化を促進して地域の情報化を進め、住民の利便性の向上を図るとともに、合理的で低コストな情報システムの運用に向けて、市町村情報システムの共同化を支援している。

(4) 地域振興と連携した公共交通システムの整備と水資源の効率的な総合利用の推進

公共交通機関は鉄道事業やバス事業について、関係市町と協働してそれぞれの地域特性に合わせ、利用者の利便性の向上や地域の活性化に繋がるよう取り組みを進めている。中部国際空港への海上アクセスについては、事業者等と協議を図りながら安全で安定したルートの確保に向け取り組んでいる。

水資源の効率的な総合利用については、関係部局と連携を図りながら取り組みを進めている。特に、川上ダムについて、国等に淀川水系における水資源開発基本計画の変更を促すとともに、早期本体着手と透明性の確保された効率的な事業執行による費用負担の軽減を求めている。

3. 支出の概要

地域振興部の17年度の一般会計における支出の内訳は以下の通りである。

(単位：千円)

支出科目	支出額	比率
報酬	13,118	0.1%
給料	653,129	5.0%
職員手当等	433,948	3.3%
共済費	192,224	1.5%
賃金	7,630	0.1%
報償費	10,882	0.1%
旅費	44,454	0.3%
交際費	129	0.0%
需用費	100,707	0.8%
役務費	424,453	0.3%
委託料	1,189,879	9.2%
使用料及び賃借料	228,734	1.8%
工事請負費	227,729	1.8%
公有財産購入費	70,428	0.5%
備品購入費	430,836	3.3%
負担金、補助及び交付金	5,804,322	44.7%
貸付金	727,128	5.6%
補償、補填及び賠償金	60,000	0.5%
償還金、利子及び割引料	101,687	0.8%
投資及び出資金	2,620,402	20.2%
積立金	27,031	0.2%
公課費	26	0.0%
合計	12,986,876	100.0%

4. 支出事務の特徴

出納員は1名配置されており、執行機関に属しているとはいえ独立性は高く、審査事務のリスクは低い。

5. 監査手続

以下のとおり監査対象を抽出して監査を行った。特に契約変更手続の妥当性について留意した。

(1) 委託料【変更増額及び変更増率 上位各5契約】

(単位：千円)

事業名	変更前 支出負 担額	変更後 支出負 担額	変更増 額	変更増 率
総合文書管理システム技術支援業務委託	29,997	49,980	19,982	66.6%
熊野古道アクションプログラム(改訂版) 完全印刷データ作成委託	241	313	72	30.0%
紀南中核的交流施設整備事業用地測量業務 委託	9,119	11,484	2,365	25.9%
熊野古道センター(仮称)生活誌情報(伝 統産業等)作成業務委託	1,806	2,243	437	24.2%
紀南中核的交流施設整備事業アドバイザリ ー業務委託	6,253	7,671	1,417	22.7%
平成17年度都道府県ネットワークシステ ム監視保守業務委託	62,618	72,405	9,787	15.6%
熊野古道センター(仮称)構造用木材委託 生産業務	28,707	31,999	3,292	11.5%

(2) 法人ではない任意の団体と契約をした事例【契約金額 上位7契 約】

(単位：千円)

事業名	金額
平成17年度東紀州地域活性化推進施策支援事業補助金	19,708
宮川流域エコミュージアム流域案内人養成事業委託料	8,000
平成17年度共通基盤運用事業負担金	5,795
平成17年度宮川流域ルネッサンス協議会負担金	5,000
離島交流促進事業の実施等委託	2,450
平成17年度中部国際空港利用促進協議会負担金	2,000
熊野古道センター(仮称)自然関係(紀南地域)情報作成業務委託	1,533

(3) 事務局を預かる団体と契約をした事例

(単位：千円)

事業名	金額
平成17年度リニア中央エクスプレス建設促進三重県期成同盟会分担金	2,052
平成17年度選挙に関する啓発周知等の事業委託	2,000
平成17年度東海南海交流会議分担金	1,040
伊勢湾口道路建設促進期成同盟会平成17年度負担金	624

事業名	金額
東海南海連絡道建設推進期成同盟会平成 17 年度負担金	571
平成 17 年度三重県鉄道網整備促進期成同盟会分担金	328
平成 17 年度関西本線複線電化促進連盟分担金	135

6. 監査結果

(1) 保全措置について

三重県熊野古道センター（仮称）構造用木材委託生産業務の内容は下記のとおりである。

契約の締結日	平成 16 年 12 月 27 日
委託内容	三重県熊野古道センター（仮称）建設に使用する構造材の生産及び保管
業務委託料	96,600 千円
契約保証金	9,660 千円
受託者	A 社
前払金の支払	67,893 千円（支払日 平成 17 年 1 月 18 日）
委託料の増額	3,292 千円（設計変更により平成 17 年 4 月 18 日契約）
履行期間	平成 16 年 12 月 27 日着手、平成 17 年 8 月 31 日完成
完成期限変更	1 回目変更 10 月 31 日完成、2 回目変更 12 月 5 日完成

契約保証金については地方銀行が保証書を発行しており、また委託料の増額及び完成期限の変更に対しても変更後の保証書を発行しており問題はない。しかしながら、前払金 67,893 千円については前金保証がなされていなかった。前金保証制度は公共工事に限られるため、今回のケースで前金保証がなされなかったことが法令違反となるものではないが、A 社が仮に倒産した場合には、センター建設用の木材の納入もされず、支払った前金も戻ってこないリスクがあったことになる。したがって、何らかの保証を求めるべきではなかったかと考えられる。

さらに、この前金は木材の生産に使用されていると予想されるため、木材に対して火災保険、盗難保険が付されているか確認すべきであるが、実際には現場にて監督員が保険証書の提示を求め確認しているものの、その旨の記録はなかった。結果的には 11 月 29 日に木材の引渡しを受け、リスクは消滅しているが、保全措置が不十分であったことは否めない。 【意見】

(2) 前金保証書の期限延長について

公共工事及び公共工事に係る調査・設計等の業務委託の前金払を行うときは、契約の相手方から保証事業会社の当該工事等に係る保証証書を提出させることと

なっている。下記の工事についても保証証書を入手しているが、完成期限が変更されているにもかかわらず保証期限が延長されていない。

県は東日本建設業保証(株)及び西日本建設業保証(株)と保証期間の変更に関する覚書を締結している。西日本建設業保証(株)の覚書には、工期が変更された場合には保証期間も同時に変更されると記載されているが、東日本建設業保証(株)の覚書には変更の旨を保証会社に通知したときに変更されると記載されているため、自動的に保証期間が変更されない。下記の工事は、東日本建設業保証(株)のケースであるため平成18年1月1日以降、前金保証がないまま工事が進められていたことになる。

【結果】

(単位：千円)

工事名	前金保証額	前金保証会社	変更前完成期限	変更後完成期限
紀南中核的交流施設整備事業 用地測量業務委託	2,730	東日本建設業保証(株)	H17.12.31	H18.3.16

給与

1. 給与の種類

県職員には給与として給料と手当が支給される。手当は、一般に給料に加給される従たる給与であり、各職員の生活実態の違いや勤務条件の違いなどをすべて給料で具体的に措置することが技術的に困難であるため、給料に対する一種の補完的な給与として各種の手当の制度が設けられている。

給料及び手当は法律又はこれに基づく条例に基づいて支給される。具体的には給料は給料表に基づいて計算され、手当は職員の申告あるいは一定の基準に基づいて計算される。給料表及び手当としては以下のものがある。

(1) 給料表

- ・行政職給料表
- ・公安職給料表
- ・教育職給料表
- ・研究職給料表
- ・医療職給料表(一)
- ・医療職給料表(二)
- ・医療職給料表(三)
- ・現業職給料表
- ・高等学校等教育職給料表
- ・中学校・小学校教育職給料表
- ・学校栄養職員給料表

(2) 手当

- ・扶養手当
- ・地域手当
- ・住居手当
- ・通勤手当
- ・単身赴任手当
- ・時間外勤務手当
- ・休日勤務手当
- ・夜間勤務手当
- ・宿日直手当
- ・管理職手当
- ・産業教育手当
- ・管理職員特別勤務手当
- ・初任給調整手当
- ・特殊勤務手当
- ・特地勤務手当
- ・農林漁業普及指導手当
- ・期末手当
- ・勤勉手当
- ・退職手当
- ・へき地手当
- ・定時制通信教育手当
- ・義務教育等教員特別手当

このうち、勤勉手当とは、6月1日及び12月1日にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6ヶ月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて支給される手当である。勤勉手当の支給額の算定は以下のような算式による。

〔給料の月額＋扶養手当（管理職は除く）

＋地域手当＋職務段階別加算額＋管理職加算額〕×成績率×期間率

また、特殊勤務手当とは、特殊な勤務に従事する職員に、その特殊性（危険、不愉快、不健康、困難）に応じて支給される手当であり、特殊勤務手当の種類、支給を受ける職員の範囲、手当の額およびその支給方法については、条例で定められる。

種類	支給対象職員及び支給対象業務	主な特殊性	支給額の例
県税事務手当	県税事務所及び自動車税事務所に勤務する職員及び総務部に勤務する職員の県税の賦課及び徴収に関する事務	困難	月額 7,000円
訓練指導手当	高等技術学校に勤務する職業訓練指導員等の職業訓練指導等	困難	給料月額の 8/100 (32,000 円以内)
保健福祉業務手当	福祉事務所に勤務する職員等の現業又は指導監督を行う業務	困難	日額 680円
夜間看護等手当	小児心療センターあすなろ学園又は草の実りハビリテーションセンターの病棟に勤務する助産師、看護師、准看護師等の正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜（午後十時から翌日の午前五時までの間）において行われる看護等の業務	不健康	1回 3,300円
試験防疫業務手当	毒物又は劇物を取り扱う業務、病理細菌を取り扱う業務、感染症の病原体に汚染された物件又は汚染された疑いのある物件の処理作業、感染症の病原体に汚染された疑いのある獣畜の防疫業務等	危険	日額 400円
麻薬取締業務手当	麻薬取締員である職員の麻薬取締業務	危険	日額 550円
と畜検査等業務手当	獣畜のと殺、解体若しくはこれらの検査の業務又はこれらの補助業務	不快	月額 16,300円
廃棄物等現場指導業務手当	廃棄物処理施設その他の現場における指導又は監視の業務	困難	日額 520円
火薬類等取締業務手当	火薬類、高圧ガス又は危険物の検査業務	危険	日額 400円
外国勤務手当	外国に駐在を命じられ当該地において勤務する職員	困難	別途規定
種雄牛等取扱手当	科学技術振興センターに勤務する職員が、種雄牛若しくは種雄豚の精液の採取作業、精液の採取作業の準備のために種雄牛豚を御する作業、低温室における種雄牛豚の精液の処理作業、獣畜に接触する診療若しくは人工授精の業務等	危険	日額 400円
航海手当	漁業取締及び漁業調査業務	困難	日額 600円
水中作業手当	潜水作業	危険	日額 2,920円
用地交渉業務手当	公共事業に必要な土地等の取得、使用、補償その他の処分に関する交渉を行う業務	困難	日額 650円
危険作業手当	交通を遮断することなく行う道路の維持修繕の作業、工事現場における爆破作業の監督業務等	危険	日額 400円

種類	支給対象職員及び支給対象業務	主な特殊性	支給額の例
変則勤務手当	正規の勤務時間による勤務の一部が午後八時から翌日の午前七時までの間に開始又は終了する業務	不健康	1回 450円
刑事作業手当	警察職員が私服員として従事する犯罪の予防、捜査及び被疑者逮捕の作業等	困難	日額 560円
警ら作業手当	警ら作業及び無線自動車を運転して行う警ら作業	困難	日額 340円
交通取締手当	交通取締業務及び交通事故処理業務	困難	日額 460円
留置人看守作業手当	留置人の看守作業	困難	日額 310円
特殊機械等取扱手当	警察職員の特種機械の操作又は保守作業	困難	日額 160円
車両整備作業手当	警察車両整備工場に勤務する職員で一定の資格を有する者が行う車両整備の作業	危険	日額 220円
運転免許技能試験手当	自動車運転免許機能試験官及び運転適性指導員が行う自動車の運転に必要な技能についての免許試験の業務及び道路において取消処分者講習として行う運転技能診断の業務	困難	日額 220円
警察特殊業務手当	警察職員が行う人の死体の検視、検証、実況見分又は収容等の業務等	困難	一体 2,500円
航空手当	航空機の操縦業務及び整備業務、航空機に搭乗して行う警察法第二条に定める責務を遂行する業務等	危険	月額 42,100円
多学年学級担当手当	二以上の学年の児童又は生徒で編制されている学級を担当する教諭、助教諭及び講師が行うその学級における授業又は指導等	困難	日額 290円
兼務手当	本校の授業又はその補助を本務とする教育職員が分校の事業又はその補助をする場合等	困難	1時間 1,400円
実習手当	実習担当職員の正規の勤務時間以外の時間の実習の指導	困難	1夜 3,520円
乗船実習手当	実習船に乗り組み行う漁業実習業務又は乗船実習業務	困難	日額 2,090円
夜間定時制等手当	夜間に授業を行う高等学校において、夜間に勤務する職員及び県立学校の寄宿舎に勤務する職員の夜間の勤務	不健康	月額 9,200円
病虫害防除手当	農業に関する学科を置く高等学校における病虫害防除作業	危険	日額 400円
教員特殊業務手当	非常災害時の緊急業務、修学旅行、対外運動競技等において児童若しくは生徒を引率して行う指導業務等	困難	日額 3,200円

種類	支給対象職員及び支給対象業務	主な特殊性	支給額の例
特殊学校勤務手当	盲学校、聾学校及び養護学校に勤務する職員で人事委員会が定める者の特殊学校における勤務	困難	月額 9,200円
特殊自動車運転手当	農業に関する学科及び工業に関する学科を置く高等学校においてキャタピラを有する自動車等の運転業務	困難	日額 400円
教育業務連絡指導手当	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第三十三条第一項の規定に基づき定めた教育委員会規則の規定によりおかれる主任等で、その職務が困難であるものとして規則で定める業務	困難	月額 5,000円

特殊勤務手当についての履行確認については、本人から下記のような様式で毎月の実績報告がなされ、所属長が承認、押印する仕組みとなっている。

年 月分		所属名		職・氏名			
所属 長印	直接 監督 者印	従 事 月 日	従事した業務 内 容	手当の 種 類	手 当 支 給 額	備 考	従事 者印
					円		
					円		
					円		
計		日			円		

注1 この実績簿は、日額で定められている手当について作成する。

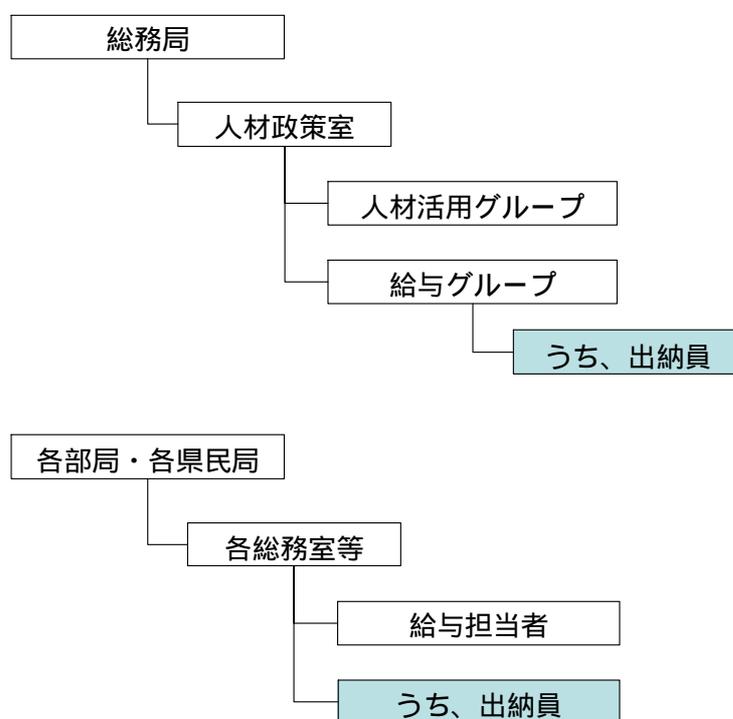
2 「手当」の種類欄は、手当の支給について根拠となる規定の区分を記入する。

3 任命権者は、必要に応じて所要事項を具備したうえで、内容の一部を変更することができる。

2. 事務及び組織の状況

平成 17 年度における給与に関する事務については、総務局人材政策室と各部局、各県民局の総務室、総合調整室等が担当している。人材政策室は給料表の級・号級を決定するとともに給与の支出用データを作成する。一方、各部局、各県民局の総務室、総合調整室等は手当の認定処理を行っている。

給与も他の経費の支払と同様に、執行機関からの支出命令について出納員が審査を実施し、その後各職員の口座に支払を行うこととなる。



常勤職員に対する給与は、その支払手続の違いから分類すると、特に基礎的事項に変更がない限り、給与システム上の人事マスターに予め定められた金額を毎月支払う給料、住居手当、通勤手当等（以下、固定的費用という）と毎月の実績等により変動する時間外勤務手当、特殊勤務手当等（以下、変動的費用という）とに区分される。

人事マスター登録は、執行機関である人材政策室の給与担当者が行い、決裁後正式登録となる。マスターへのアクセスは給与担当者のみしか行えず、パスワードを設定し、アクセスコントロールを行っている。また、住所等の変更によるマスター登録変更は、本人からの変更届出書により登録事項変更を行う。

固定的費用のうち、常勤職員への給料支払についての基礎資料として、一般的には出勤簿等が考えられるが、三重県の場合、平成12年より条例改正により「職員の士気の高揚及び自己管理の徹底」という理由で出勤簿制度を廃止しており、月々の勤務日数は、休暇等が発生する場合に各職員に貸与されているパソコン端末より上位者への事前申請、承認を得る仕組みにより管理する仕組みとなっており、遅刻等については、「自己管理の徹底」ということで各職員の自覚と上司である担当管理職員のマネジメントに委ねられている。

変動的費用のうち、時間外勤務手当についても、残業時間の管理は、休日等が発生する場合と同様に、貸与されているパソコン端末より事前に見込残業時間について上位者に申請、承認をとり、実際に行った残業時間を時間修正という形でイントラネット上で実績報告している。

また、特殊勤務手当についての履行確認は、本人から紙ベースで毎月の特殊勤務実績簿（以下、実績簿という）により報告がなされ、所属長が承認、押印する仕組みとなっている。ただし、月額支給方式の特殊勤務手当については、出勤それ自体が支給対象となることから、特殊勤務についての実績報告等を行われていない。

3. 職員に対する評価制度

(1) 知事部局

知事部局における勤務成績を評価する制度として、課長級（課長補佐級の室長を含む。）以上の職員に対しては管理職員定期勤務評定制度和管理職員特別勤務評定制がある。

管理職員定期勤務評定制とは、職員の能力開発・人材育成及び公正な人事への反映等を目的とした評価制度であり、PDS サイクルによる業務遂行・能力向上を目指しており、勤勉手当等の支払額とは直接にリンクしていない。

管理職員特別勤務評定制とは、勤勉手当の成績率を決定する制度であり、その概要は下記のとおりである。

評定制実施時期・期間

	評定制実施時期	評定期間
6月期勤勉手当	3月	前年の10月1日から3月31日まで
12月期勤勉手当	9月	4月1日から9月30日まで

評定制の対象者

教育職給料表適用職員、病気休職等により評定期間の全期間にわたって勤務実績がない職員を除き、各評定期間末日現在在職の一般職に属する課長級（課長補佐級の室長を含む。）以上の職員

評定要素
実績及び指導育成実績

評定方法

5段階絶対評価で各評定要素の評定を行った後、評語段階（A1～D9）を決定し、相対評価を行う。その際、前回の評定の評語段階からの向上を考慮する。

実績 指導 育成実績	5	4	3	2	1
5	A 1	A 3	B 3	C 5	D 4
4	A 2	B 2	B 5	C 6	D 5
3	B 1	B 4	C 1	C 7	D 7
2	C 2	C 3	C 4	C 8	D 8
1	D 1	D 2	D 3	D 6	D 9

勤勉手当成績率

適用区分 評語段階	部長級・次長級	課長級
A 1～A 3	110/100	90/100
B 1～B 5	100/100	80/100
C 1～C 8	90/100	70/100
D 1～D 9		

（ただし、原資の範囲により、高率の成績率支給の評語段階となっても、すべて高率の成績率を支給できるとは限らない。）

（２）警察職員

警察職員の評価制度としては、勤勉手当に係る管理職員及び非管理職員に対する成績評定制度がある。

管理職員に対する勤勉手当に係る成績評定制度の概要は以下のとおりである。

評定実施時期・期間

	評定実施時期	評定期間
6月期勤勉手当	4月	前年の10月1日から3月31日まで
12月期勤勉手当	10月	4月1日から9月30日まで

評定方法

評定は、特定幹部職員と特定幹部職員以外の管理職員を区分してSからHまでの9段階の区分を用いて行い、成績区分の意味及び成績率は次のとおりである。

成績区分	成績区分の意味	成績率
S	勤務成績が抜群であること	100 分の 92.5 (100 分の 112.5) 以上 100 分の 102.5 (100 分の 122.5) 未満
A	勤務成績が特に優秀であること	100 分の 82.5 (100 分の 102.5) 以上 100 分の 92.5 (100 分の 112.5) 未満
B	勤務成績が優秀であること	100 分の 72.5 (100 分の 92.5) 以上 100 分の 82.5 (100 分の 102.5) 未満
C	勤務成績が良好であること	100 分の 72.5 (100 分の 92.5)
D	勤務成績がやや良くないこと (注意を受けた場合及び同相当)	100 分の 67.5 (100 分の 87.5)
E	勤務成績が余り良くないこと (訓戒を受けた場合及び同相当)	100 分の 62.5 (100 分の 82.5)
F	勤務成績が良くないこと (戒告 の処分を受けた場合及び同相当)	100 分の 57.5 (100 分の 72.5)
G	勤務成績が特に良くないこと (減給の処分を受けた場合及び 同相当)	100 分の 47.5 (100 分の 52.5)
H	勤務成績が著しく良くないこと (停職の処分を受けた場合及び 同相当)	100 分の 37.5 (100 分の 32.5)

成績率欄の () 内は、特定幹部職員の成績率

警察職員の場合、勤勉手当に係る成績評定制度としては、管理職員の他、非管理職員も対象となっており、制度内容としては、特定幹部職員以外の管理職員とほぼ同様な制度である。

(3) 教職員

教職員に対する新たな評価制度が平成 17 年度から試行されているが、平成 18 年度に実施する新たな教職員評価制度 (県立学校管理職員) の対象は、校長、教頭及び事務長 (以下、「管理職員」という) のみであり、評価目的は児童生徒一人ひとりの個性や能力に応じた教育を推進するため、その担い手である教職員の能力開発と人材育成を図り、もって学校組織の活性化や学校教育力を向上させることとなっており、勤勉手当等の支払額と直接的にリンクしていない。

(4) 昇給内申報告制度 (知事部局、教職員、警察)

課長級より下位の職員に対する評価制度としては、普通昇給にかかる昇給内申報告の制度がある。

昇給内申報告制度は、昇給月 (1 月、4 月、7 月、10 月のいずれかの月) に年 4 回行われ、A 評価から E 評価までの 5 段階評価で行う。

- A 実績が極めてすぐれている
- B 実績がすぐれている
- C 実績が普通である
- D 実績が劣っている
- E 実績が極めて劣っている

このうち、評価がD若しくはE評価の職員は昇給が見送られる。

平成17年度における知事部局等、教育委員会、警察本部のD、E評価若しくは「昇給させない」という評価の職員の数人は下記のとおりである。

(単位：人)

	知事部局等	教育委員会	警察本部
D、E評価	60	12	10

課長級より下位の職員は昇給内申制度により5段階の評価は行われているが、警察以外の職員の勤勉手当の成績率としては一律であり、評価が反映されておらず、上記の昇給が見送られたD若しくはE評価の職員等に対して勤勉手当は他の職員と同率で支給がなされている。

4. 支出の概要

給料及び手当の17年度一般会計における内訳は以下のとおりである。

単位：千円

	給料	手当	うち 勤勉手当	うち 特殊勤務手当
知事部局	21,410,073	13,525,258	2,886,158	158,587
教育委員会	75,034,243	39,894,814	10,080,462	344,271
警察	13,895,543	10,053,782	1,846,974	301,675
企業庁	1,112,535	787,336	149,605	54,050
病院事業庁	3,939,876	3,485,555	512,896	384,332
合計 a	115,393,270	67,746,745	15,476,095	1,242,915
歳出合計 b	739,418,242			
割合 a/b	15.6%	9.1%	2.1%	0.1%

5. 過去の監査指摘事項

監査委員の平成17年度定期監査での主な指摘事項は以下のとおりである。ただし、出納局の検査はなされていない。

部署		件数	指摘事項
総合企画局	政策開発研修センター	1	扶養手当、住居手当、通勤手当の事後確認漏れ
健康福祉部	経営企画分野 児童相談センター	2	扶養手当及び住居手当の認定簿の未整理
	経営企画分野	1	扶養手当及び住居手当の認定にかかる支給要件書類の添付なし
農水商工部	計量検定所	1	住居手当の事後確認未実施
教育委員会	尾鷲教育事務所	1	扶養手当支給停止の確認書類不備（管内小学校）
	熊野少年自然の家 聾学校	2	扶養手当、住居手当事後確認未実施
	名張桔梗が丘高等学校	1	通勤手当事後確認未実施
津地方県民局	県税部	1	県税事務手当（日額）にかかる特殊勤務手当実績簿の決裁遅延
	生活環境森林部	1	扶養手当の事後確認漏れ
	久居建設部	1	扶養・住居・通勤の各手当の届出事実の発生年月日等が未記入または認定簿が未作成

6. 監査手続

給与の支払は、条例等により規定された給与規程等に基づき行われることになるが、給与のうち諸手当は支給される趣旨に沿って支給される必要がある。

この点につき、勤勉手当を取り上げ、支給趣旨に沿って支給されているか、を調査した。

また、給与支払業務に関する執行機関の支出事務としては、請求書等の受理がないことから、内部統制上の観点からは、履行確認が重要となる。

この点につき、特殊勤務手当を取り上げ、津地方県民局生活環境森林部、保健福祉部、農水商工部、津建設部に往査し、履行確認が適正に行われているか、について調査を行った。

7. 監査結果

(1) 勤勉手当について

知事部局及び警察の管理職以外の職員については、勤勉手当の算定上の基礎額に扶養手当及びこれに対する地域手当が加算されているが、勤勉手当は勤務成績に応じて支給される手当であり、勤務成績とは直接関係のない扶養手当及びこれに対する地域手当を算定の基礎額に加算することは望ましくない。

また、知事部局の職員は、課長級より下位の職員に対する勤勉手当の成績率に反映する評価制度はなく、勤務成績に応じて手当が支給されているのは、課長級（課長補佐級の室長を含む）以上の職員であり、全職員の13%程度にしすぎない。また、教職員の場合、平成17年度から新たな評価制度が試行されているが、対象は、管理職員のみであり、また、当該制度に基づく評価と勤勉手当の支給額とは直接リンクしていない。

その結果、昇給内申報告制度上の評価が低く、昇給が見送られた低い評価の職員に対しても一律の勤勉手当が支給される結果となっている。

勤勉手当の支給の趣旨を勘案すると、知事部局の職員においては課長級より下位の職員及び教職員のすべてに対しても評価制度を導入し、評価結果に応じた支給とする見直しが必要である。 【意見】

(2) 特殊勤務の実績簿について

特殊勤務についての履行確認は、実績簿を監督者及び所属長が行うことになっているが、実績簿上の「従事した業務内容」欄は、従事した業務内容が簡単にしか記載されておらず、従事した業務内容が特殊勤務手当の対象となる業務かどうか、実際に業務が実施されたかどうかを当該実績簿だけで判断することは所属長を含む第三者が判断することは困難となっている。

たとえば、変則勤務手当は正規の勤務による勤務の一部が午後八時から翌日の午前七時までの間に開始又は終了する業務に対して支払われる手当であるが、開始時刻又は終了時刻が記載されていない。また、廃棄物等現場指導業務手当は廃棄物処理施設その他の現場における指導又は監視の業務に対して支払われる手当であるが、現場の住所が記載されていない。さらには、危険作業手当は交通を遮断することなく行う道路の維持修繕の作業、工事現場における爆破作業の監督業務等に対して支払われる手当であるが、現場の住所が記載されていない。逆に、現場調査という業務内容で危険作業手当が支払われているが、調査をすることが維持修繕の作業にあたるのか疑問である。

特殊勤務に該当する業務は現在35種類あり、その業務内容等も多様なものとなっている。実績簿には手当の支給の根拠となる業務の実態を明確に記載することが必要であり、任命権者は各所属において適切な記載が行われるよう周知するほか、必要に応じ実績簿の様式の見直しを検討する必要がある。 【結果】

第4.おわりに

今回の監査の目的は、支出に関する事務を執行するうえで、三重県にどのような統制組織上あるいは統制手続上の問題が潜在しているのかを指摘し整理することであった。監査期間中に支出に関する不正事件も発生したが、監査対象として選定した支出事務についていえばその大部分は適切に執行されていたといえる。ただ、細かく見ていくと一部の部署又は一部の支出事務について不適切な事務執行が見られた。

各監査対象先の指摘事項を内部統制の観点から捉え、統制手続に関する事項と統制組織に関する事項に分類するとともに、統制手続については、さらに原則的支出事務、例外的支出事務に分けて整理すると、下記の別表1、別表2に示す結果となる。

統制手続上の問題については、本庁の部局及び地域機関の県民局では例外的支出事務に関する指摘事項が多く、その他の地域機関及び県立高校においては原則的支出事務に関する指摘事項が多かったといえる。これは、本庁の部局及び地域機関の県民局では手続上の疑問点が出た場合でも近くに気軽に質問できる職員が多いため容易に解決することができるのに対し、その他の地域機関及び県立高校においては職員数も限られているため疑問点を迅速に解決することが難しいということが原因の一つになっているのではないかと想定される。

また、統制組織上の問題については、本庁の部局では関係団体の事務に関して指摘事項があるのに対し、その他の地域機関及び県立高校では出納員審査機能に関して指摘事項が多かったといえる。

なお、指摘事項の具体的内容については各監査対象先の監査結果に記載しているが、これら指摘事項については、たまたま監査対象先で発見されただけで、他の部署でも同様の問題が潜在している可能性がある。なぜなら支出に関する事務はどの部署においても大なり小なり執行されているからである。そこで、他の部署でも参考にしてもらえよう、指摘事項を統制手続及び統制組織の観点から再分類し整理した。

別表 1

内容	監査対象先	伊賀県民局		松阪地方県民局建設部	津地方県民局津建設部	南勢志摩県民局		農業大学校	科学技術振興センター 農業研究部
		生活環境 農政商工部 森林部	建設部			生活環境 農水商工部 森林部	伊勢建設部		
原則的な支出事務	執行伺い							(1)	
	入札方法								
	予定価格の作成								
	入札保証金の徴収								
	納税確認							(4)	(4)
	契約保証金の徴収								(1)
	契約締結	(1)							(3)
	支出負担行為の整理							(5)	
	契約の履行						(3)		
	履行確認	(4)					(1) (2)		
	請求書の受理								
	支出命令	(3)						(2)	(2)
	支出負担行為の確認	(3)						(2)	(2)
	指定金融機関等への 支払請求								
例外的な支出事務	長期継続契約							(3)	
	契約変更	(2)	(1)	(2)	(1)		(1) (2)		
	資金前渡								
	概算払								
	前金払		(2)	(1)	(2)		(3)		
	部分払								
	債務負担行為 繰越								
支出更正			(3)						
統制組織	出納員の審査機能							(7)	(5)
	関係団体の事務							(6)	

(数字)は監査結果として指摘した事項の番号である

別表 2

内容	監査対象先	草の 実りハビリ テーシヨ ンセンタ ー	中央卸売市場	こころの健康センター	県立高校		生活部	健康福祉部	地域振興部	給与
					相可高等学校	松阪工業高等学校				
原則的な支出事務	執行伺い							(1)		
	入札方法	(1)	(1) (3)		(1)					
	予定価格の作成									
	入札保証金の徴収		(4)							
	納税確認									
	契約保証金の徴収		(4)				(2)			
	契約締結				(2)	(3)				(1)
	支出負担行為の整理									
	契約の履行									
	履行確認					(3)				(2)
	請求書の受理									
	支出命令	(2)				(6)				
	支出負担行為の確認	(2)				(6)				
	指定金融機関等への 支払請求									
例外的な支出事務	長期継続契約									
	契約変更					(4)	(1)			
	資金前渡									
	概算払									
	前金払								(1) (2)	
	部分払									
	債務負担行為	(3)	(2)			(5)				
	繰越 支出更正									
統制組織	出納員の審査機能	(4)	(5)		(7)	(7)				
	関係団体の事務						(3)	(2)		

(数字)は監査結果として指摘した事項の番号である

支出に関する事務の執行について内部統制の観点から外部監査を実施したが、その結果の概要は以下のとおりである。

(1) 契約事務の適切な執行

契約締結は執行伺いと並んで最も重要な統制手続である。業者及び契約金額を決定するにあたっては、決められた方法及び決められた流れに沿って手続を進めていかなければならない。契約締結に至るまでさまざまな手続があるが、これらを規則どおり実行すること自体が強力な統制手続となる。従って決められた方法を省略した場合あるいは決められた流れとは違う順番で手続が進められた場合、リスクは必然的に高くなる。今回の監査においては、明らかに規則から外れているもの、また表面的には規則どおり行われているように見えるものの、規則の趣旨から考えると逸脱しているのではないかと思われるものが散見された。

具体的には、随意契約における見積徴収業者の選定範囲を限定した事例、類似の複数工事を合算すると随意契約が認められる金額を超過する事例、納税確認を行っていない事例のほか、契約書の必要記載事項が漏れている事例、契約書の作成自体がなされていない事例等があった。

最も重要な統制手続である契約事務を適切に執行することによって、県が被るあるいは県民が負担するリスクを最小限に抑える必要があると考えられる。

(2) 概算払と履行確認

補助金が概算払により交付されるケースは多いが、その場合、履行確認も交付決定を行った年度に実施しなければならない。つまり概算払いによる補助金の履行確認は新年度において行うことはできない。なぜなら、補助金の概算払いを行ったにもかかわらず、年度内に履行確認が実施されない場合には県の支出義務が確定したということではできず、未確定のまま支払いが行われたことになり支出の原則に抵触するからである。しかしながら3月31日までに履行確認が行われたことを示す明確な回答が得られない事例があった。

補助事業者からの実績報告に対して県が行う調査をもって履行確認の実施とする考え方もあるが、補助事業者からの実績報告書の提出は4月以降になることが多く、これに対する調査も必然的に4月以降にならざるを得ない。また、3月31日までに概算払精算書及び実績報告書を補助事業者から入手し、これをもって履行確認とする考え方もあるが、4月以降に入手している場合には3月31日までに履行確認したことにはならない。

履行確認は契約どおり業務がなされたか否かを確認するための重要な統制手続であるが、概算払いと結びついた場合は、その実施時期について特に留意する必要がある。

(3) 契約変更事務の適切な執行

契約変更は例外的な支出事務である。したがって統制手続としての機能を発揮するためには、原則的な支出事務以上に厳格な執行が求められる。つまり設計変更によって契約変更する場合には、誰が見てもその変更理由が納得できるものでなければならない。しかし、今回の監査において、変更理由の該当項目に当たらないのではないかと考えられる事例、変更理由書に記載されている内容と実際の変更理由が一部異なっている事例、さらには工期延長に関する変更理由書が添付されていない事例もあった。

当初の契約事務を公平かつ厳正に執行することはもちろんのこと、契約変更事務については、特に変更理由の妥当性についての正確な判断と県民への説明責任を果たせるような変更理由の記述が求められる。

(4) 前金払と保全措置

公共工事及び公共工事に係る調査・設計等の業務委託の前金払を行うときは、契約の相手方（請負業者）から保証会社の当該工事等に係る保証証書を提出させている。また工期延長を伴う変更契約の際には保証契約者（請負業者）に対し保証会社へ通知するよう指導しており、監査中にも、保証会社から通知済である旨の回答を得ている。ただ、請負業者の保証会社への通知は口頭でなされており、変更契約時のリスクを軽減するためには、書面での通知書を入手するかあるいは県の書類に通知を確認した旨を記録しておく必要があると考えられる。

また公共工事以外の業務委託に関しても前金払が行われる場合があるが、前金保証制度は公共工事に限られるため、保全措置がなされていないケースもあった。

前金払のリスクに対する保全措置として、特に契約変更時あるいは公共工事以外の業務委託時には留意する必要がある。

(5) 出納員の審査機能

平成 12 年度までは、出納局に属する出納員が本庁と地域機関で、出納長から審査権限の委任を受け審査を実施してきたが、平成 13 年度からは新財務会計システムの導入に伴い、各執行機関での自己決定に基づく執行面の効率化をめざして、出納長から審査権限の委任を受けた出納員を執行機関に配置し、審査を実施するようになった。この仕組みは効率的であるのは事実であるが、内部統制の観点からするとやはり自己審査となるのではないかというリスクが残存している。

ただ、そのリスクの度合いは各所属の規模によって異なる。つまり、本庁の部局及び県民局では出納員の独立性が高くリスクは低いのに対し、その他の地域機関及び県立高校では人員の関係から出納員の独立性が低くリスクは高くなっている。平成 18 年 6 月に公布された新会計規則では、各所属において複数の出納員が設置できるように改正されているが、今後はこの現状を踏まえた上での、リスクマネジメントが必要になると考えられる。

(6) 関係団体の事務

県の直接の業務ではないが、県職員が公的な立場で実際の事務に関わっている団体、いわゆる関係団体については、その必要性は理解できるものの、内部統制の観点からするとやはり自己取引となるのではないかというリスクが残存している。平成10年度から、関係団体に対する事務支援の見直しを進めており、関係団体の数は平成10年度の447団体から平成17年度の89団体まで減少しているが、少なくとも補助金等の支出が県から行われる場合には、透明性を高めるために、事務局長と室長の兼務は解消すべきであると考えられる。

(7) 労働契約に対する対価としての手当

知事部局及び警察の管理職以外の職員については、勤勉手当の算定上の基礎額に扶養手当及びこれに対する地域手当が加算されているが、勤勉手当は勤務成績に応じて支給される手当であり、勤務成績とは直接関係のない扶養手当及びこれに対する地域手当を算定の基礎額に加算することは望ましくない。

また、知事部局の職員は、課長級より下位の職員に対する勤勉手当の成績率に反映する評価制度はなく、勤務成績に応じて手当が支給されているのは、課長級（課長補佐級の室長を含む）以上の職員であり、全職員の13%程度にしかすぎない。また、教職員の場合、平成17年度から新たな評価制度が試行されているが、平成18年度に実施する新たな教職員評価制度の対象は、管理職員のみであり、また、当該制度に基づく評価と勤勉手当の支給額とは直接リンクしていない。

その結果、昇給内申報告制度上の評価が低く、昇給が見送られた低い評価の職員に対しても一律の勤勉手当が支給される結果となっている。

勤勉手当の支給の趣旨を勘案すると、知事部局の職員においては課長級より下位の職員及び教職員のすべてに対しても評価制度を導入し、評価結果に応じた支給とする見直しが必要である。

執行伺い		
	監査の過程で発見された事項等の概要	監査箇所
1	<p>社会福祉法人に対し平成 17 年度社会福祉施設整備費補助金の交付決定をするにあたって、当事業は国の交付金制度により単年度事業となっており、平成 18 年度への繰越を前提として交付決定できないにもかかわらず、平成 19 年 3 月 31 日竣工を内容とする交付申請に対し補助金の交付決定が行われていた。</p> <p>このような事務の実態を見る限り、補助金事務の流れを十分に把握しないまま事務が行われていたといわざるを得ない。統制手続としての執行伺いを適切に実施する必要がある。</p> <p style="text-align: right;">【結果】</p>	健康福祉部
2	<p>原材料及び消耗品の購入（支出負担行為額 372 千円）に当たり、支出負担行為（整理）書は作成されているものの、随意契約を締結する際の伺い書が作成されていなかった。</p> <p style="text-align: right;">【結果】</p>	農業大学校
入札方法		
	監査の過程で発見された事項等の概要	監査箇所
1	<p>A 重油単価契約にかかる指名競争入札について、指名審査基準があいまいであり入札辞退した業者が以後の指名対象から外される取扱いがなされていた。入札辞退が予想される場合であっても、県側で一方的に除外することは契約機会の平等に反すると考えられる。したがって、今後指名通知をしないことに関して業者の合意を得ておくか、それができない場合は必ず郵送等によって指名通知をしておくなど、適切な入札事務の執行が求められる。</p> <p style="text-align: right;">【結果】</p>	草の実リハビリテーションセンター
2	<p>場内道路区画線補修工事については随意契約としているが、見積徴収業者の選定につき、当市場の区画線補修工事で過去において工事实績のあるものとして選定範囲を限定している。道路区画線補修工事については、道路標識表示業協会会員であれば、技術的に契約の履行が困難ではないと判断されることから、当該選定範囲の限定は同業者の受注機会の制限に当たるおそれがある。業者選定については、過去実績があることが技術的に必要な場合を除いては、限定しないようにすることが望まれ</p>	中央卸売市場

	<p>る。</p> <p>また、ドバト防除業務についても、過去から継続している業者と一者随意契約を実施しているが、別途単発での忌避剤塗付業務を委託した別の業者からは見積書を徴収していない。他の施工可能な同業者も存在する場合には見積書の徴収を実施する必要がある。</p> <p style="text-align: right;">【意見】</p>	
3	<p>施設管理業務委託について、一般競争入札を実施するも応募が1社しかなく予定価格の範囲内であったため、当該入札業者と契約を締結している。その結果、市場開設以来、同一業者との契約が継続している。</p> <p>入札参加資格を全て満たす会社は今まで三重県には数社しかいないため、一般競争入札であっても結果的に応募が1社となっている。確かに開設者としては、1社に全ての業務を委託できれば市場の運営上安全を担保できるであろうが、逆に1者随意契約のように高い価格での契約となってしまう可能性もある。</p> <p>委託業務を分割する、あるいは業務標準手順書を作成するなどして、新規業者であっても参加しやすい形をとることによって、複数の応募者に競争させる必要がある。</p> <p style="text-align: right;">【意見】</p>	中央卸売市場
4	<p>果樹園・運動場樹木撤去処分及び整地工事（防風林の伐採・伐根を含む。）と果樹園の防風林植栽工事が実施された。工事場所は同一であるものの、それぞれ別の工事として取り扱われ、各工事については随意契約を行うために見積もり合わせが行われた。見積り合わせの結果、撤去工事と植栽工事のいずれの工事についても同一業者と随意契約の方法により、契約が締結された。</p> <p>これら撤去工事及び植栽工事については、当初からこれら二つの工事を合わせて一つの工事として、競争入札により工事業者を選定すべきであったと思われる。</p> <p>なぜならば、同一時期、同一場所の工事を二つに分けて契約することは実益に乏しく、むしろ工事を二つに分けたことで間接諸経費を二重に要した可能性もあるからである。また、手続的にも、これら二つの工事の予定価格を合計すると250万円を超えるので、競争入札の方法を採らなければならなくなっていた。</p> <p>契約の対象となる工事の単位・範囲についても公正さと経済性の観点から定められるべきであり、競争入札が積極的に採用されるように努められるべきである。</p> <p style="text-align: right;">【意見】</p>	相可高等学校

入札保証金の徴収		
	監査の過程で発見された事項等の概要	監査箇所
1	<p>入札保証金及び契約保証金の要否については、指名審査会における入札者内申書で指名業者すべて不要となっていたが、実際は不要かどうかの調査をすることなく全指名業者について不要としていた。入札保証金及び契約保証金の業者ごとの要否については調査をした上で伺い書に明確に記載する必要がある。 【結果】</p>	中央卸売市場
納税確認		
	監査の過程で発見された事項等の概要	監査箇所
1	<p>一部の支出負担行為において、消費税等の納税証明書による確認が事後となっていた。事後の確認においては納税未納とはなっていなかったが、事前に納税証明書の確認をすることによって、不適切な業者を排除する趣旨からすると、事前の納税証明書の確認を徹底する必要がある。 【結果】</p>	農業大学校 科学技術振興センター農業研究部
契約保証金の徴収		
	監査の過程で発見された事項等の概要	監査箇所
1	<p>契約保証金を収受し歳入歳出外現金受入決議書に基づき受け入れているにもかかわらず、契約書上に金額とその取り扱いの記載がされていなかった。</p> <p>契約書は県と契約者との合意事項であることから、その記載内容については正確でかつ明確である必要がある。また、入札保証金及び契約保証金は契約どおり履行されない危険性に対し、保証金の差入を要求することによって適正な履行を担保することを目的としていることから、その収受をする場合には当然に契約書への金額の記載が必要である。また、その契約保証金の取扱いに関する具体的な条項を契約書に記載するか、定めのない場合には会計規則等に基づくとの記載をしておく必要がある。 【結果】</p>	科学技術振興センター農業研究部
2	<p>入札保証金及び契約保証金の要否については、指名審査会における入札者内申書で指名業者すべて不要となっていたが、実際は不要かどうかの調査をすることなく全指名業者について不要としていた。入札保証金及び契約保証金の業者ごとの要否については調査をした上で伺い書に明確に記載する必要がある。 【結果】</p>	中央卸売市場
3	<p>産業人材育成事業教育訓練等実施業務について、契約保証金を収受しているにもかかわらず、契約書上にその取扱いの記載がなされていなかった。 【結果】</p>	生活部

契約締結		
	監査の過程で発見された事項等の概要	監査箇所
1	<p>契約書の記載必要事項については「契約事務の手引き」において明確に規定されているにもかかわらず、「対価の支払の時期」「各当事者間の履行の遅延その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他損害金」の事項が漏れている契約書があった。</p> <p>また、契約保証金を預かっているが、その旨が契約書には記載されていない。さらに、契約解除通知書において契約保証金については県に帰属するものとする旨を通知しているが、契約書には契約保証金を違約金に充当する旨の記載もない。</p> <p>契約書の記載事項については、紛争が生じないように必要な事項を漏らさず記載する必要があると考えられる。</p> <p>【結果】</p>	伊賀県民局生活環境森林部、農政商工部
2	<p>生産委託契約における支払地代単価の見積の根拠として使用する「経営体育成の為の農業経営指標」（平成6年5月三重県作成）が改定されているが、単価の見直しが実施されていなかった。</p> <p>契約単価等の見積については、契約単価の妥当性を説明する為に十分な根拠資料が必要であり、その根拠の見直しの有無を把握していなかったことは結果として、過払いとなってしまう状況にある。</p> <p>契約根拠について最新版に改定されているかどうかを検証した上で伺い書の単価とする必要がある。また、確認した際には、最新単価である旨を記載しておくことも必要である。</p> <p>【結果】</p>	科学技術振興センター農業研究部
3	<p>備品である実習用和牛は、ある畜産商と随意契約により購入されている。購入に当たり、契約書等の作成がされていなかった。</p> <p>契約書または請書については、畜産商の商慣習上契約書等の作成は一般的ではないにしても、それだけで契約書等の作成が特に必要がないと認める事情があるとは考えられない。また、和牛は生物であるため、納入までに死亡する可能性もあり、その場合危険負担等を契約書で明確に取り決めておく必要性は高い。従って、今後は、和牛購入の契約については、契約書等の作成を実施すべきであると考えられる。</p> <p>【結果】</p>	相可高等学校

4	<p>契約金額が100万円以上であるにもかかわらず、契約書の作成がなされていない事例があった。</p> <p>規則において契約書の作成を要求しているのは、厳正かつ公平に契約を行い公の利益を確保するとともに、契約の内容を明確にして後日問題が起こらないようにするためである。そして、この省略は、少額の場合の事務処理上の便宜のためと考えられる。今後は、事務処理の趣旨を踏まえて、過誤の再発防止に努める必要がある。</p> <p style="text-align: right;">【結果】</p>	松阪工業高等学校
5	<p>知事部局及び警察の管理職以外の職員については、勤勉手当の算定上の基礎額に扶養手当及びこれに対する地域手当が加算されているが、勤勉手当は勤務成績に応じて支給される手当であり、勤務成績とは直接関係のない扶養手当及びこれに対する地域手当を算定の基礎額に加算することは望ましくない。</p> <p>また、知事部局の職員は、課長級より下位の職員に対する勤勉手当の成績率に反映する評価制度はなく、勤務成績に応じて手当が支給されているのは、課長級以上（課長補佐数の室長を含む）の職員であり、全職員の13%程度にしか過ぎない。また、教職員の場合、平成17年度から新たな評価制度が試行されているが、平成18年度に実施する新たな教職員評価制度の対象は、管理職員のみであり、また、当該制度に基づく評価と勤勉手当の支給額とは直接リンクしていない。</p> <p>その結果、昇給内申報告制度上の評価が低く、昇給が見送られた低い評価の職員に対しても一律の勤勉手当が支給される結果となっている。</p> <p>勤勉手当の支給の趣旨を勘案すると、知事部局の職員においては課長級より下位の職員及び教職員のすべてに対しても評価制度を導入し、評価結果に応じた支給とする見直しが必要である。</p> <p style="text-align: right;">【意見】</p>	各任命権者
支出負担行為の整理		
監査の過程で発見された事項等の概要		監査箇所
1	<p>支出負担行為（整理）書において、予算残額欄に金額の記載が行われていない事例があった。これは単なる記載漏れでは片付けられない。支出負担行為の整理は予算管理上重要な手続であるとともに、支出しようとする内容及び金額が法令、予算に違反していないかを確認する統制手続である。したがって、支出負担行為（整理）書を作成する場合には、必ず予算残額欄に金額を記入することによって予算状況等について確認を行い、当該支出</p>	農業大学校

	<p>に誤りのないようにしなければならない。</p> <p>地方公共団体が統制制度の大枠として位置付けているものが予算制度であると考えた場合、この手続が不十分であると議会が意図したものと異なる支出が行われる可能性がある。</p> <p style="text-align: right;">【結果】</p>	
契約の履行		
	監査の過程で発見された事項等の概要	監査箇所
1	<p>「平成 17 年度漁業経営構造改善事業」については事業実施要領が作成されておらず、他の類似の事業実施要領に基づいて事業がなされている。事業規模も 45,231 千円と比較的大きく、実施要領がないまま事業が適正に執行できるのか疑問である。</p> <p style="text-align: right;">【結果】</p>	南勢志摩県民局 生活環境森林部 農水商工部
履行確認		
	監査の過程で発見された事項等の概要	監査箇所
1	<p>県は、「平成 17 年度農村総合整備統合補助事業補助金」については伊勢市に、また「平成 17 年度県単漁港改良事業補助金」については南伊勢町他 2 市町にそれぞれ補助金を交付している。また補助金を交付する農林水産関係事業等の適正な遂行を期するため、補助金等交付規則第 21 条に基づいて立入り調査を行っている。調査方法は「三重県農林水産業関係補助金等調査要領」に具体的に定められており、それによると 2 人 1 組で事務調査と工事調査を実施し調査結果を調査調書に取りまとめることとなっている。</p> <p>調査調書の一部である工事調査表を見たところ、その検査欄に「検査した項目に該当する番号と検査箇所数を記載すること。」となっているにもかかわらず、一部の工事について空白となっていた。検査は補助金の交付先である市町村が行うことになっており、工事調査表には市町村の検査責任者の氏名及び検査日が書かれているものの、検査した項目と検査箇所が空白となっている。適正な事業の遂行を確認するために市町村の検査状況を調査に行っているにもかかわらず、肝心の検査項目と検査箇所が空白のままでは何のための調査か疑問である。また「平成 17 年度農村総合整備統合補助事業補助金」の調査調書については調査年月日も空白になっていた。要領に準拠した調査が必要である。</p> <p style="text-align: right;">【結果】</p>	南勢志摩県民局 生活環境森林部 農水商工部

<p>2</p>	<p>補助金が概算払いにより交付された場合には、履行確認も支出負担行為を行った平成 17 年度に実施しなければならない。つまり概算払いによる補助金の履行確認は新年度において行うことはできない。しかしながら 3 月 31 日までに履行確認が行われたことを示す明確な回答が得られなかった。</p> <p>三重県補助金等交付規則によると、補助事業者から実績報告を受けこれに対し県は必ず調査を行わなければならないため、この調査をもって履行確認の実施とする考え方もある。しかし、補助事業者からの実績報告書の提出は 4 月以降になることが多く、これに対する調査も必然的に 4 月以降にならざるを得ない。したがって履行確認の実施を当該調査と同時にを行うのではなく、両者を明確に区別して、履行確認は 3 月 31 日までに実施する必要がある。</p> <p>また、3 月 31 日までに概算払精算書及び実績報告書を補助事業者から入手し、これをもって履行確認とする考え方もあるが、4 月以降に入手している場合には 3 月 31 日までに履行確認したことにはならない。</p> <p>概算払いを行って履行確認が新年度になるような場合には、年度末において一旦精算し、当該年度に県の支出義務が未確定な部分に対応する額を返還させ、必要な場合にはあらためて翌年度に概算払いを行う必要がある。なぜなら、補助金の概算払いを行ったにもかかわらず、年度内に履行確認が実施されない場合には県の支出義務が確定したということではできず、未確定のまま支払いが行われたことになり支出の原則に抵触するからである。</p> <p style="text-align: right;">【結果】</p>	<p>伊賀県民局生活環境森林部、農政商工部</p> <p>南勢志摩県民局生活環境森林部農水商工部</p>
<p>3</p>	<p>完成認定書を作成し、契約の相手方に交付するべきであったものについて、完成認定書が作成されていなかった。</p> <p>規則において、完成認定書の作成、交付を要求しているのは、検査は、適正な履行の確保のために必要不可欠なものであるため、これを明確にしておく意味があること、また、県の支払に当たっては、遅延がないように適正迅速にされなければならないところ、支払は、履行の確認の後、契約の相手方からの支払請求を受けてなされるものであるから、検査がされ、契約の相手方に通知したことを明確にしておく意味があること、であると考えられる。そして、この省略は、少額の場合の事務処理上の便宜のためと考えられる。今後は、事務処理の趣旨を踏まえて、過誤の再発防止に努める必要がある。</p> <p style="text-align: right;">【結果】</p>	<p>松阪工業高等学校</p>

4	<p>特殊勤務についての履行確認は、実績簿を監督者及び所属長が行うことになっているが、実績簿上の「従事した業務内容」欄は、従事した業務内容が簡単にしか記載されておらず、従事した業務内容が特殊勤務手当の対象となる業務かどうか、実際に業務が実施されたかどうかを当該実績簿だけで判断することは所属長を含む第三者が判断することは困難となっている。</p> <p>たとえば、変則勤務手当は正規の勤務による勤務の一部が午後八時から翌日の午前七時までの間に開始又は終了する業務に対して支払われる手当であるが、開始時刻又は終了時刻が記載されていない。また、廃棄物等現場指導業務手当は廃棄物処理施設その他の現場における指導又は監視の業務に対して支払われる手当であるが、現場の住所が記載されていない。さらには、危険作業手当は交通を遮断することなく行う道路の維持修繕の作業、工事現場における爆破作業の監督業務等に対して支払われる手当であるが、現場の住所が記載されていない。逆に、現場調査という業務内容で危険作業手当が支払われているが、調査をすることが維持修繕の作業にあたるのか疑問である。</p> <p>特殊勤務に該当する業務は現在 35 種類あり、その業務内容等も多様なものとなっている。実績簿には手当の支給の根拠となる業務の実態を明確に記載することが必要であり、任命権者は各所属において適切な記載が行われるよう周知するほか、必要に応じ実績簿の様式の見直しを検討する必要がある。</p> <p style="text-align: right;">【結果】</p>	津地方県民局生活環境森林部、保健福祉部、農水商工部、津建設部
支出命令、支出負担行為の確認		
	監査の過程で発見された事項等の概要	監査箇所
1	<p>三重の農産物安全・安心づくり支援事業費補助金 25 千円については交付先が C 団体であり、請求書も同団体から入手しているにもかかわらず、補助金の振込は D 社になされていた。同団体が同社に事務所を置いているため振り込んだとのことであるが、正当債権者以外に振り込む場合は委任状が必要である。委任状なしで振り込むことは支出の原則に抵触する。</p> <p style="text-align: right;">【結果】</p>	伊賀県民局生活環境森林部、農政商工部
2	<p>消耗品等の購入について、二重払いとなっているものがあつた。</p> <p>消耗品等については、物品購入等簡易伺簿に発注内容、検収年月日、支出命令決議番号等を記載し二重払いを防止しているが、支出命令決議番号の記載を失念していたために、結果的に二重払いが発生したものである。</p>	科学技術振興センター農業研究部

	<p>請求書が別の部署に到着した場合であっても、必ず物品購入等簡易伺簿を確認して支出手続をとるようにする必要があります。</p> <p style="text-align: right;">【結果】</p>	
3	<p>物品購入伺に支出命令決議番号が記載されず、支出の確認がなされていないケースがあった。</p> <p>また、物品購入等簡易伺について、受領確認及び支出確認がなされていないケースが見受けられた。</p> <p>物品購入伺いは検収の網羅性確認及び二重払いの防止の観点から作成が要請されているものである。また、物品購入簡易伺いについても、同様に検収から支払までの一連取引の実在性や網羅性の観点から作成が要請されているものである。</p> <p>物品購入伺い及び物品購入簡易伺簿によって支出事務を正確に実施する必要がある。</p> <p style="text-align: right;">【結果】</p>	草の実リハビリ テーションセンター
4	<p>請求書については請求日から15日以内に支払う必要があるが、請求書日付から15日超となっているものがあった。県の債務の支払時期については、「政府契約の支払遅延防止等に関する法律」が準用され、法令等により契約書を省略している場合または書面に支払時期を明らかにしない場合の支払の時期は相手側が請求書を提出した日から15日以内とされている。仮に遵守されない場合には法令違反となるため留意する必要がある。</p> <p style="text-align: right;">【結果】</p>	農業大学校 松阪工業高等学校
長期継続契約		
	監査の過程で発見された事項等の概要	監査箇所
1	<p>土地賃貸借に伴う支出負担行為に基づき、平成17年から平成21年までの5年間の土地賃貸借契約書を締結し、年間590千円の支払いを行っている。これについては、5年間の複数年契約ではあるものの債務負担行為に基づく議会承認は行われていない。</p> <p>県としては、同契約書第11条で「翌年度以降において歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除されるなど当該契約が継続しがたい状況となった場合には、<u>甲、乙（県）協議のうえ解除するものとする。</u>」としていることから、解除可能としている。しかし、協議のうえとの条件が入っており県から一方的な解除が可能な内容になっていないため、長期継続契約としての解除条件が不十分であると判断される可能性がある。県からの一方的な解除条件として「翌年度以降において歳入歳出予算の</p>	農業大学校

	<p>当該金額について減額又は削減があった場合は、当該契約は解除する」との文言に変更するか、あるいは単年度契約にする必要があると考えられる。</p> <p style="text-align: right;">【意見】</p>	
契約変更		
	監査の過程で発見された事項等の概要	監査箇所
1	<p>「橋梁維持修繕 塗装工事」について、入札後に塗装仕様を鋼道路橋塗装便覧に載っている「鉛丹錆止め+長油性フタル酸」仕様から「変性エポキシ樹脂下塗+ポリウレタン上塗」仕様に変更した。変更理由書には三重県建設工事設計変更要領第4条の(6)設計図書に示された施工条件が実際と異なる場合にあたると記載されているが、塗装仕様を変更することが(6)にあたるとは考えられない。なぜなら、塗装仕様は鋼道路橋塗装便覧に載っている複数の仕様から「鉛丹錆止め+長油性フタル酸」仕様を選択して決定したものである。</p> <p>実際には、平成17年12月に鋼道路橋塗装便覧が改訂されたのにもなって、LCC(ライフサイクルコスト)・環境対策・景観上などの観点から、従来より耐久性に優れた「重防食塗装系」に変更したものであり、変更理由は同要領第4条の(7)「他事業に起因する事由、関係法令の改正等により設計上の変更が必要な場合」に該当すると思われる。ただ、設計変更理由がこの実態を示した記載になっていないため、今後は県民への説明責任を果たせるような誤解のない記述をする必要があると考えられる。</p> <p style="text-align: right;">【結果】</p>	伊賀県民局建設部
2	<p>契約変更のうち、工期延長に関する変更理由書が作成されていない工事があった。工事内容の変更が発生した場合に工事の変更理由書が作成されていないまま工事の変更契約を実施する場合は、変更伺いによる承認がされず契約変更がなされてしまう可能性があることから、事務執行上好ましくないと考えられる。変更理由書は、必ず必要書類として作成する必要がある。</p> <p style="text-align: right;">【結果】</p>	松阪地方県民局建設部
3	<p>「二級河川相川下水道関連公共施設整備促進事業広域基幹河川改修水路その3工事」については増額変更されているが、「前工事での掘削改良残土の運搬処分を当工事で施工いたしたい」ということが変更理由の一つになっていた。</p> <p>しかし、前工事での掘削改良残土の運搬処分が当工事の変更工事として施工することができるのか疑問であ</p>	津地方県民局津建設部

	<p>る。前工事での堀削改良残土の処分は前工事の変更工事 で施工すべきではないか。なお、堀削改良残土を当工事 で使用するのであれば、当工事の積算時に堀削改良土の 運搬処分費用を入れるべきではなかったかと考えられ る。</p> <p>今回のケースは、前工事と後工事が同一の監督員であ ったものの、次工事への申し送り事項を書面で残してい なかったため、当初の積算時に堀削改良残土の運搬処分 費用がもれたものである。たとえ同一の監督員であって も、次工事への申し送り事項がある場合には書面に残す 等により適正な当初積算を行う必要がある。</p> <p style="text-align: right;">【結果】</p>	
4	<p>工事変更契約の場合は変更理由書において変更内容を 明確に記載するとともに、その摘要欄には「三重県建設 工事設計変更要領」第4条 設計変更の適用基準の条項 を記載する必要がある。これは設計変更はやむを得ない 事情がある場合に限られたものであることから、明確に 記載することによって適正な業務の執行を確保しようと するものである。しかしながら、変更理由書に記載され ている理由と実際の変更理由が一部異なっているケース があった。今後は県民への説明責任を果たせるような誤 解のない記述をする必要があると考えられる。</p> <p style="text-align: right;">【結果】</p>	南勢志摩県民局 伊勢建設部
5	<p>「一級河川大内山川県単河川局部改良工事」について は、第1回の増額変更理由として、</p> <p>「当初、施工箇所の起点である No.0 よりの工事を計画 していたが、地元地域より水衝部である No.2～4 付近よ りの工事施工を強く要望されたため、施工位置を変更い たしたい。また、それに伴い嵩上工が削除され、パラペ ット工が増工となり経費の増加が生じたため、施工延長 を減工したい。」としている。</p> <p>三重県建設工事設計変更要領第4条8号の「工事施工 区域において要望がある等の事由があり、公益上変更の 必要があると認められる場合」に該当すると判断してい るが、設計変更はやむを得ない場合に限られるのである から、工事施工区域については限定的に解釈する必要が ある。たとえ一連の事業整備区間内の工事であっても施 工場所が変更され、更には工法も嵩上工を削除しパラペ ット工が増工となったことは、工事内容が実質的に変更 されたということであり、設計変更で想定されているも のと乖離すると思われる。</p> <p style="text-align: right;">【結果】</p>	南勢志摩県民局 伊勢建設部

6	<p>農村振興総合整備統合補助事業のうち平成 16 年度繰越事業 25,359 千円については、当初平成 18 年 2 月 28 日が工期であったが平成 18 年 3 月 31 日に工期変更されている。この変更は工事の施工上必要と認めたものであり、また農政局の承認も得ており適切な事務執行といえる。ただ、当該事業は平成 17 年度に全額概算払いしているため、県の履行確認は平成 18 年 3 月 31 日までに実施する必要があり、それに必要な日数を勘案すると工期変更は認めるべきでなかったといえる。実際には工期以前に工事は終了し、県も 3 月 30 日に現地及び書面による履行確認を実施しているため事無きを得たが、補助金について概算払いをした場合には年度末までの履行確認が必要になるとともに、補助金の繰越は翌年度までとなっており、仮に完成していない場合には補助金の返還もありえることから、工期の設定には慎重を期する必要がある。</p> <p style="text-align: right;">【意見】</p>	伊賀県民局生活環境森林部、農政商工部
7	<p>契約の相手方となる者は、県と契約する際に、その契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金を納めなければならない。これを納付させることによって、契約相手方の契約上の義務の安全な履行を促進させるとともに、将来、契約の相手方が契約上の義務を履行しない場合に、県の被る損害の補填を容易にしようとするものである。</p> <p>この契約保証金は現金で納付することもできるが、最近事故防止のため、あるいは資金繰りの都合上、契約の相手方が保険会社との間に、県を被保険者とする履行保証保険を締結するケースが多くなっている。</p> <p>一部の工事について保証証書を手に入れているが、完成期限が変更されているにもかかわらず保証期限が延長されていない。無保証のまま工事が進められていたといえる。保証契約約款を見ると、工期の変更については県が保険会社に通知するものとなっている。しかし保険会社が業者の指定会社である場合には、変更契約書締結までに業者から保険会社に通知してもらうほうが効率的である。なお、その場合は変更後の保証証書を手に入しておく必要がある。</p> <p style="text-align: right;">【結果】</p>	生活部
8	<p>納期を平成 18 年 1 月末日としてアルミ炉及び付属品である送風機を購入したが、送風機のみ納入が遅れ、実際の納入日は、平成 18 年 3 月 15 日であった。ただし、支出は、実際に納入されその履行が確認された後にされていた。</p> <p>学校担当者の説明によると、学校側は納期が変更されることを把握しており、かつ、実際の納入日によっても、事業に支障はなかったとのことである。しかし、契</p>	松阪工業高等学校

	<p>約の目的は履行を受けてはじめてその目的を達するのであるから、契約どおりの履行を確保することは重要であるし、契約の相手方に義務違反があったか否かも、今後の同種の契約の相手方選定の際の留意事項として重要であると考えられる。従って、契約担当者は、契約における履行期限について、納期が遅れることについてやむを得ない場合には、納期の変更の事務手続をとる必要があると考えられる。</p> <p style="text-align: right;">【結果】</p>	
前金払		
	監査の過程で発見された事項等の概要	監査箇所
1	<p>公共工事及び公共工事に係る調査・設計等の業務委託の前金払を行うときは、契約の相手方から保証会社の当該工事等に係る保証証書を提出させている。また、保証約款によると、工期延長が行われた場合には、被保証者（県）若しくは保証契約者（請負業者）が保証会社に通知することによって、保証期間は工事の終期まで延長されることになっている。</p> <p>一方で、県は東日本建設業保証(株)及び西日本建設業保証(株)と保証期間の変更に関する覚書を締結している。西日本建設業保証(株)の覚書には、工期が変更された場合には保証期間も同時に変更されると記載されているが、東日本建設業保証(株)の覚書には変更の旨を保証会社に通知したときに変更されると記載されているため、自動的に保証期間が変更されない。</p> <p>県は工期延長を伴う変更契約の際には保証契約者（請負業者）に保証会社に通知するよう指導しており、また事後的に確認したところ、保証契約者から連絡を受けている旨の回答を保証会社から得ている。ただ、請負業者の保証会社への通知は口頭でなされており、変更契約時のリスクを軽減するためには、書面での通知書を入手するかあるいは県の書類に通知を確認した旨を記録しておく必要があると考えられる。</p> <p style="text-align: right;">【結果】</p>	<p>伊賀県民局建設部 松阪地方県民局建設部 津地方県民局津建設部 南勢志摩県民局伊勢建設部 地域振興部</p>
2	<p>三重県熊野古道センター（仮称）構造用木材委託生産業務の前払金 67,893 千円については前金保証がなされていなかった。前金保証制度は公共工事に限られるため、今回のケースで前金保証がなされなかったことが法令違反となるものではないが、業者が仮に倒産した場合には、センター建設用の木材の納入もされず、支払った前金も戻ってこないリスクがあったことになる。したがって、何らかの保証を求めるべきではなかったかと考えられる。</p> <p>さらに、この前金は木材の生産に使用されていると予</p>	<p>地域振興部</p>

	<p>想されるため、木材に対して火災保険、盗難保険が付されているか確認すべきであるが、実際には現場にて監督員が保険証書の提示を求め確認しているものの、その旨の記録はなかった。結果的には後日木材の引渡しを受け、リスクは消滅しているが、保全措置が不十分であったことは否めない。</p> <p style="text-align: right;">【意見】</p>	
債務負担行為		
	監査の過程で発見された事項等の概要	監査箇所
1	<p>契約のうち 清掃委託業務 ボイラー運転管理業務 コピー機 FAX リース契約については、議会による債務負担行為の承認に基づき複数年契約を実施している。17年度において債務負担行為に基づき契約された清掃・洗濯業務委託（契約期間平成17年度～19年度）について、現在、物品リース契約・業務委託等に係る債務負担行為設定指針に基づく運用がされているが、複数年契約のメリットが伺い書に明確に記載されていない。複数年契約が、単年度主義の例外として認められているのは、ランニングコストが安い等のメリットがあるからである。それを明確にするためにも有利性を判定した資料を作成する必要があると考えられる。</p> <p style="text-align: right;">【意見】</p>	草の実リハビリテーションセンター
2	<p>債務負担行為については、事務の簡素化やコスト削減等の効果があることを前提に議会承認のもとで認められるものであり、複数年契約が一般的であるが、債務負担行為としている業務委託契約の中に、単年度契約の業務委託契約があった。</p> <p>物品リース契約、庁舎警備、清掃、機械設備の保全業務等、単年度契約になじみにくい業務が債務負担行為の対象となることからすると、単年度契約をしている空調設備年間点検業務及び冷凍設備年間点検業務についてはあえて債務負担行為をとる必要はないと考えられる。</p> <p style="text-align: right;">【意見】</p>	中央卸売市場
3	<p>リース期間が満了した教育用コンピューター一式（タワー型パソコン42台、サーバー1台、レーザープリンター4台、ビデオカメラ2台他多数の機器と windows2000 46セット他多数のソフトウェア）が、リース会社に返還されずに学校内に保管されていた。これは、平成18年3月27日にリース会社から寄付の申込みがあったため採納したものである。</p> <p>寄付採納調書の承認あるいは寄付受入書の発行等、寄付にかかる事務処理は正しくなされており問題はないが、その後の物品処理としては備品ではなく消耗品とし</p>	松阪工業高等学校

	<p>て取り扱われていた。確かに、備品のうち購入価額又は評価額が3万円未満のものは印章類等を除き消耗品として管理することができる。ただ備品と消耗品では管理レベルが異なり、備品についてはより高いレベルの管理が要求される。</p> <p>今回のコンピューター等についてはより高いレベルの管理が要求される物品とみられるため、たとえ1台あたりの評価額が3万円未満あるいは評価額自体が不明であっても、備品として整理し一品ごとに管理台帳に登録する必要があると考えられる。</p> <p style="text-align: right;">【意見】</p>	
支出更正		
	監査の過程で発見された事項等の概要	監査箇所
1	<p>支出更正決議書発行が120件を超えており、修正件数が異常に多い。支出更正決議書発行原因としては、一般会計から港湾整備事業特別会計への更正、港湾整備事業特別会計から一般会計への更正、現年予算から繰越明許への更正、繰越明許から現年予算への更正等があげられる。予算管理上の重要な手続である支出負担行為の整理が十分機能していないと言わざるを得ない。会計間の支出が曖昧になされ支出更正が多くなっている場合には、適切な予算執行が実施されていないのではないか、あるいは事務事業の執行自体の正確性が損なわれ、効率性を阻害しているのではないかと疑問が生じるおそれもある。支出更正理由を明確に分析した上で、事務処理の効率性も考慮しつつ件数の減少を図る必要がある。</p> <p style="text-align: right;">【結果】</p>	松阪地方県民局 建設部
出納員の審査機能		
	監査の過程で発見された事項等の概要	監査箇所
1	<p>農業大学校では教務・研修グループのグループリーダー（副校長兼教授）が、また、草の実りハビリテーションセンターでは事務長が、さらに中央卸売市場では調整課の課長が出納員となっている。したがって、これらの者はいずれも執行機関として支出負担行為、支出命令を所掌するとともに、出納機関として支出命令の適法性等を審査することになる。よって、支出の最終チェックを行う出納員にこれらの者が指定されることは、本来的には、分立し相互牽制の役割を担う執行機関と出納機関が同一人となることから、支出命令、審査による統制手続が弱くなりリスクが軽減されない。また、これらの者以外の吏員を出納員にするとしても、組織上、上司部下の関係にある以上、審査機能は弱いといわざるを得ない。したがって、これを前提にしたリスクマネジメントを実</p>	農業大学校 草の実りハビリ テーションセン ター 中央卸売市場

	<p>施する必要があると考えられる。なお、平成 18 年 6 月に公布された新会計規則では、各所属において複数の出納員が設置できるように改正されている。</p> <p style="text-align: right;">【意見】</p>	
2	<p>企画調整グループの主査が出納員となっている。したがって執行機関として支出負担行為、支出命令を専決するグループリーダー（副参事）と、出納機関として支出命令の適法性等を審査する主査が別人であるから、支出命令、審査による統制手続にはある程度の実行性は期待できる。しかし、グループリーダー（副参事）と主査とが上司部下の関係にある以上、審査機能は弱いといわざるを得ない。</p> <p>したがって、これを前提にしたリスクマネジメントを実施する必要があると考えられる。なお、平成 18 年 6 月に公布された新会計規則では、各所属において複数の出納員が設置できるように改正されている。</p> <p style="text-align: right;">【意見】</p>	<p>科学技術振興センター農業研究部</p>
3	<p>事務長が出納員と定められている県立高等学校においては、事務長が支出負担行為、支出命令を専決するとともに、支出命令の適法性等を審査することになる。よって、現実に支出・出納をする出納員に事務長が指定されることは、本来的には、分立し相互牽制の役割を負う執行機関と出納機関が同一人となるから、支出命令、審査による内部統制には実効性は期待できない。なお、事務長が出納員と定められている県立高等学校では、事務職員を審査補助員とするよう指導されており、その限りでの内部牽制を働かせようとしている。</p> <p>事務次長や主幹が出納員と定められている県立高等学校においては、事務長と事務次長等が執行機関と出納機関として分立していても、事務長と事務次長等とは、組織上上司部下の関係にあるから、統制組織としては弱い。なお、平成 18 年 6 月に公布された新会計規則では、各所属において複数の出納員が設置できるように改正されている。</p> <p style="text-align: right;">【意見】</p>	<p>相可高等学校 松阪工業高等学校</p>
関係団体の事務		
	監査の過程で発見された事項等の概要	監査箇所
1	<p>平成 14 年度までは食堂は県で直営していたが、農業大学校改革委員会の判断により平成 15 年度から農業大学校学生自治会が運営することとなった。その中で、厨房業務のみ再度別の業者に外部委託しているため、県は 17 年</p>	<p>農業大学校</p>

	<p>度において外部委託料の2分の1である2,645千円を補助金として交付決定し負担支出している。</p> <p>ただし、現状において県の主幹が同自治会の経理事務を担当し、また印鑑を保管しており、結果的に、法人格のない団体への補助金支出の支払事務と受取事務が同一人によって実施されている。この状態ではリスクが存在するため、補助金支出の支払事務を独立した部署で行うなど改善する必要があると考えられる。</p> <p style="text-align: right;">【結果】</p>	
2	<p>県の直接の業務ではないものの、県職員が公的な立場で実際の事務に関わっている団体については、その必要性は理解できるものの統制組織上はリスクが残っていると見える。少なくとも補助金等の支出が県から行われる場合には、事務局長と室長の兼務は解消すべきである。</p> <p style="text-align: right;">【結果】</p>	<p>生活部 健康福祉部</p>